

沿岸漁業の電子的な漁獲管理に係る 海外事例調査 報告書

令和5年（2023年）9月

一般社団法人 食品需給研究センター

内容

1 調査の概要.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 調査の対象.....	1
1.3 調査方法.....	1
1.3.1 海外の事例を含めた既往知見の整理.....	1
1.3.2 有識者へのヒアリング等.....	2
1.4 用語とその和訳.....	2
2 ICCAT の eBCD システム.....	4
2.1 BCD プログラムと eBCD システムの概要.....	4
2.1.1 システムのルールを定める文書.....	4
2.1.2 システムの目的、対象範囲.....	5
2.1.3 システムの背景・改善経緯.....	6
2.1.4 システムのプレイヤーとそれぞれの役割.....	8
2.1.5 小規模な事業者のための例外規定やバックアップ.....	14
2.1.6 情報システムの機能.....	14
2.1.7 伝達する漁獲情報の内容と伝達方法.....	21
2.1.8 検証・妥当性確認と執行の仕組み.....	22
2.2 eBCD システムの運用状況.....	25
2.2.1 漁獲報告、情報伝達などの義務の実施状況.....	25
2.2.2 eBCD システムと陸揚げ申告等とのクロスチェックの実施.....	30
2.2.3 無報告漁獲物の不正流通への対応事例.....	31
2.2.4 国内で消費される場合の eBCD の運用.....	34
3 EU の漁業コントロールシステムにおける漁獲管理.....	35
3.1 EU の漁業コントロールシステムにおける漁獲管理の概要.....	35
3.1.1 システムのルールを定める文書.....	35
3.1.2 システムの目的、対象範囲.....	37
3.1.3 システムの背景・改善経緯.....	38
3.1.4 システムのプレイヤーとそれぞれの役割.....	40
3.1.5 小規模な事業者のための例外規定やバックアップ.....	45
3.1.6 情報システムの機能.....	46
3.1.7 伝達する漁獲情報の内容と伝達方法.....	47

3.1.8 データ分析・検証と執行の仕組み	50
3.2 EU 漁業コントロールシステムの運用状況	53
3.2.1 欧州の水産物産地市場の取組	53
3.2.2 欧州の水産物流通における取組の実態	55
3.2.3 漁獲報告、情報伝達などの義務の実施状況（第 118 条報告書より）	58
3.2.4 検査の実施と違反の検出	65
3.2.5 加盟国による漁業コントロールシステムへの評価	67
3.2.6 欧州会計監査院による漁業コントロールシステムへの評価	68
3.2.7 第 58 条トレーサビリティの実施と検査	69
3.3 規則の改正の動き	72
3.3.1 システムの見直しの動き	72
3.3.2 改正案の概要：漁獲情報の作成・提出・伝達を中心に	73
報告書別添 1 EU 加盟国の大西洋クロマグロの漁獲・養殖の概要	81
報告書別添 2 EU の漁業と水産資源管理	82
報告書別添 3 中泉氏からのヒアリング結果概要	87

1 調査の概要

1.1 目的

IUU 漁業の撲滅に向けて、令和 4 年 12 月に国内で違法に採捕された水産動植物の流通過程での混入や海外の IUU 漁業由来の水産動植物の流入を防止することを目的とした「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が施行されるなど、わが国においても効果を強化しているところである。

このため、本調査は今後の漁獲管理の更なる高度化に向け、小規模な漁業者の多い沿岸漁業における電子的な漁獲管理について、海外の事例を収集・整理することを目的としている。

なお、本報告書において「電子的な漁獲管理」とは、漁業者等の漁獲や陸揚げの管轄当局への報告、生産・加工・流通段階の事業者間の情報伝達やトレーサビリティ、管轄当局による情報の検証や認証などのうち、電子的な情報システムを利用するものを指す。

1.2 調査の対象

次の 2 つの事例を調査の対象とする。

- ・大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の eBCD システムを用いた漁獲管理
- ・EU の漁業コントロールシステムのうち、漁獲・陸揚げ・販売を通じた漁獲管理

この 2 つの事例はともに、沿岸漁業に限らず設計され実施されており、システム上、沿岸・沖合・遠洋といった区別は見られない。ただし、小規模な漁船や事業者、あるいは小規模な漁獲や取引を対象とした規定やバックアップがある場合には、それをくわしく把握することとした。

1.3 調査方法

1.3.1 海外の事例を含めた既往知見の整理

調査対象とする事例についての既往知見（文献・報告書等）を収集し、内容を整理した。具体的には次の文献を収集した。

- ・ルールを定めた文書（規則、勧告）
- ・対象事例の事務局の web サイトで公開されている情報
- ・対象事例において用いられる情報システムのユーザー向けの説明書・マニュアル
- ・対象事例に関わる報告書・論文

- ・対象事例について言及するニュースサイトなど web 上の情報
- ・対象事例に関わる統計

1.3.2 有識者へのヒアリング等

1.3.1 の文献調査では明らかにできない事項や、より明らかにしたい事項について、有識者に問い合わせ、ヒアリングを行った。

- ・EU における水産物の流通や取引の実態に関する有識者へのインタビュー
EU の漁業コントロールシステムの起点となり重要な役割を果たしている産地市場の電子化や取引実態等について知見を有する者に実態についてインタビュー

1.4 用語とその和訳

<ICCAT eBCD システム関連>

catch document 漁獲文書¹

catch documentation program 漁獲文書化プログラム

BFT : Atlantic bluefin tuna 大西洋クロマグロ（以下、本報告書で単に「クロマグロ」とする時は大西洋クロマグロを指す。）

BCD : bluefin tuna catch document クロマグロ漁獲文書

first trade 最初の取引（漁業者またはその販売委託先から購入者へのクロマグロの取引）

validation 妥当性確認

verification 検証

CPC : Contracting Party, Cooperating non-Contracting Party, Entities or Fishing Entities
（ICCAT の）締約国、協力的非締約国、主体又は漁業主体

¹ これまで ICCAT の catch document は、「漁獲証明書」と和訳することが多かった。従来の紙の catch document には、管轄当局が妥当性確認を証する署名・捺印の欄があり、実際に証明・捺印をされることが多かった。しかし、2.1.4 で説明するように、この文書は漁業者が作成した時点で（妥当性確認される以前に）catch document であり、また特定の条件を満たす場合には管轄当局による妥当性確認は免除される。その文書を「証明書」と呼ぶのは混乱を招くため、この報告書では catch document の和訳として「漁獲文書」を使う。なお EU の IUU 漁業規則に基づく catch certificate は、この報告書でも「漁獲証明書」と呼ぶ。

<EU 漁業コントロールシステム関連>

fisheries control 漁業コントロール²

fisheries product 漁業製品（漁業由来の製品。生鮮品も含む）

aquaculture product 養殖製品（養殖業由来の製品。生鮮品も含む）

sales note 販売記録

first sale 最初の販売（漁船から購入者への水産物の販売）

registered buyer 登録購入者（漁船からの水産物の「最初の販売」を購入する事業者。漁船から水産物を購入するには、規則 1224/2009 第 59 条に従って EU 加盟国管轄当局によって登録されることが必要）

inspection 検査

infringement 違反

<共通>

competent authority 管轄当局

² Fisheries management（漁業管理）と呼び分けるために、Fisheries control を「漁業コントロール」と呼ぶこととした。

2 ICCAT の eBCD システム

2.1 BCD プログラムと eBCD システムの概要

1. ICCAT の BCD プログラムは、漁獲割当を中心とする漁業管理を補完する市場関連措置として、あらゆるクロマグロの由来 (origin) を特定することを目的に実施されている (2.1.2 参照)。2016 年からの eBCD システムの採用により、従来の紙の BCD が、web でアクセスして記載・閲覧できる eBCD へと置き換えられた。(2.1.3 参照)
2. 基本的にクロマグロを漁獲した漁業者が eBCD システムにアクセスし、1 回に漁獲した単位で BCD を作成し、漁獲および最初の取引情報を記録する (2.1.4 と 2.1.6 参照)。小規模漁業者への免除規定はないが、クロマグロを目的としない漁業者による混獲は、当該漁業者が記録するか、陸揚げした港湾管理者が代替して記録できる。また、eBCD への記録は出荷前に行うのが基本であるが、小規模なロットは 7 日間猶予される。(2.1.5 参照)
3. クロマグロの取引に先立って、漁獲情報や取引情報について、管轄当局による妥当性確認を受けることが必要である (2.1.4、2.1.8 参照) が、以下の場合に免除される。(A) 漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでいる場合の国内取引。(B) 漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでいる場合のフィレまたは「その他」の形態の EU 加盟国間の取引。(C) クロマグロに所定のタグが取り付けられている場合。(2.1.4.2 参照)
4. EU で漁獲・陸揚げされるクロマグロは、規則 1224/2009 の対象でもあり、陸揚げ申告や販売記録が EU 加盟国に提出される。EU 加盟国がそれらのデータと eBCD とのクロスチェックを行う仕組みがある (2.1.8.3 参照)。

2.1.1 システムのルールを定める文書

現在の ICCAT の eBCD システムは、勧告 18-13 (ICCAT クロマグロ漁獲文書化プログラムに関する勧告 18-13)³と勧告 22-16 (eBCD システムの適用に関する ICCAT 勧告 22-16)⁴に基づき実施されている。

³ 18-13 Recommendation by ICCAT replacing Recommendation 11-20 on an ICCAT Bluefin Tuna Catch Documentation Program

<https://www.iccat.int/Documents/Recs/compendiopdf-e/2018-13-e.pdf>

⁴ 22-16 Recommendation by ICCAT amending Recommendation 21-18 on the Application of the eBCD System

<https://www.iccat.int/Documents/Recs/compendiopdf-e/2022-16-e.pdf>

EU においては、勧告 18-13 の前身（2009 年当時の勧告 09-11）に基づいて規則 640/2010⁵ を定め、EU 加盟国政府や事業者の義務を明文化して実施している。

2.1.2 システムの目的、対象範囲

2.1.2.1 ICCAT の勧告からみる目的と対象範囲

ICCAT クロマグロ漁獲文書化プログラムの目的は、あらゆるクロマグロの由来（origin）を特定することである（勧告 18-13 のパラ 1）。

大西洋クロマグロの資源状況と市場要因が漁業に与える影響への認識から、大西洋クロマグロの資源の再建・回復のために補完的な市場関連措置（complementary market related measures）が考慮されている（勧告 18-13 の前文より）。

その一方で、大西洋クロマグロと太平洋クロマグロは形態上の区別が困難であるため、太平洋クロマグロも部分的にプログラムの対象となっている。具体的には、ICCAT 非締約国が CPCs へ太平洋クロマグロを輸出する場合は対象となり（勧告 22-16 パラの 5h）、非締約国として豪州、フィジー等がプログラムに参加している。勧告 22-16 には、太平洋クロマグロに関して、eBCD システムのなかでの追跡する機能が備わるまで紙の BCD を使用し続ける旨の記述がある（勧告 22-16 のパラ 5h）。

クロマグロのサプライチェーンのうち、ICCAT 締約国等での漁獲、域内取引、養殖する場合は生簀への収容・収獲、輸出・輸入、再輸出が BCD 等への記録の対象となる。消費国において輸入されたあとの小売・外食に至る取引については、対象にするとの言及がない。

遊漁やスポーツ漁業（recreational and sport fishing）によって漁獲されたクロマグロの販売は禁止されており（勧告 22-08 パラ 40）、eBCD システムの対象にはならない。

またクロマグロの肉以外の部位（例：頭、目、卵、内臓、ひれ）はプログラムの要求事項の対象外である（勧告 18-13 パラ 10）。

2.1.2.2 EU 規則 640/2010 の目的と対象範囲

ICCAT の勧告に基づき EU が定めている規則 640/2010 の目的は、勧告 18-13 と同じ（あらゆるクロマグロの由来を特定する。第 1 条より）である。ただし第 2 条(a)において、クロマグロ=Thunnus thynnus と定義しており、対象魚種は大西洋クロマグロのみである。肉以外の部位が対象外となるのは、勧告 18-13 と同様である。

EU 加盟国での漁獲、域内取引（EU 加盟国間の取引も含む）、養殖する場合は生簀への収

⁵ Regulation (EU) No 640/2010 of the European Parliament and of the Council of 7 July 2010 establishing a catch documentation programme for bluefin tuna *Thunnus thynnus* and amending Council Regulation (EC) No 1984/2003
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2010/640/oj>

容・収獲、輸出・輸入、再輸出が対象となる。

2.1.3 システムの背景・改善経緯

2.1.3.1 漁獲文書化プログラムの前身：統計文書プログラム

ICCAT は 1992 年に勧告「ICCAT クロマグロ統計文書プログラム (BTSD): 冷凍クロマグロ製品」を採択し、1993 年 9 月 1 日以降、参加国が冷凍クロマグロを輸入する際に輸出国が妥当性確認した「統計文書 (Statistical Document)」を求めることとなった。大西洋クロマグロ漁獲の統計情報の信頼性を改善することが必要とされたためである⁶。1993 年には生鮮クロマグロ製品を対象にする勧告 1992-01 が定められ、1994 年 6 月 1 日以降に輸入される生鮮品も対象になった⁷。

これに対応して EU は、EU 加盟国に共通するルールとして規則 858/94⁸を定めた。この規則の第 2 条では EU 加盟国に対し、クロマグロの漁獲情報（漁船名、漁船によらない漁獲の場合は生産者名、漁獲水域、漁具、数量、漁船主または生産者の署名を含む）を記録する手順を定めることを求めている。それが遵守されていない場合、規則 2847/93（本報告書 3 で述べる EU 漁業コントロール規則の当時施行されていたもの）の第 31 条の罰則が適用される（第 4 条）。

この規則 858/94 は、2003 年にメバチマグロとメカジキも対象とする理事会規則 1984/2003⁹へと置き換えられ、同年から施行された。この規則 1984/2003 には、第三国からの輸入（第 4 条）、域内漁獲物の第三国への輸出（第 5 条）、第三国から輸入し第三国に再輸出（第 6 条）における統計文書の作成・添付・提出・検証等のルールが定められているが、国内での取引、または域内貿易における記録作成や検証等のルールの定めが見られない。「EU 漁船等により漁獲され、第三国に輸出される魚には、統計文書を添付しなければならない」（第 5 条 1）と述べられており、第三国に輸出するのでなければ統計文書の作成・添付は必

⁶ ICCAT(1992) 1992-01 Recommendation by ICCAT Concerning Bluefin Tuna Statistical Document Program (BTSD): Frozen Bluefin Products

<https://www.iccat.int/Documents/Recs/compendiopdf-e/1992-01-e.pdf>

⁷ ICCAT(1993) 1993-03 Recommendation by ICCAT Concerning Bluefin Tuna Statistical Document Program (BTSD): Frozen Bluefin Products

<https://www.iccat.int/Documents/Recs/compendiopdf-e/1993-03-e.pdf>

⁸ Council Regulation (EC) No 858/94 of 12 April 1994 introducing a system for the statistical monitoring of trade in bluefin tuna (*Thunnus thynnus*) within the Community

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/1994/858/oj>

⁹ Council Regulation (EC) No 1984/2003 of 8 April 2003 introducing a system for the statistical monitoring of trade in bluefin tuna, swordfish and bigeye tuna within the Community

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2003/1984/oj>

要ないと受け取れる。

2.1.3.2 クロマグロ漁獲文書化プログラムへ

ICCAT は 2007 年の年次総会で「クロマグロ漁獲文書化プログラムに関する ICCAT 勧告 07-10」¹⁰を採択した。それまでの統計文書プログラムに代わり、クロマグロの漁獲起源を明確にするとともに、漁獲から市場までを追跡できるようにするため¹¹、漁獲文書化プログラムを実施することとなった。この勧告は、勧告 08-12、さらに勧告 09-11 へと更新され、実施された。

EU は、この漁獲文書化プログラムを EU 法として施行するために、欧州議会および理事会規則 640/2010（クロマグロ *Thunnus thynnus* の漁獲文書化プログラムの確立）を定めた。同時に理事会規則 1984/2003 が修正され、クロマグロは統計文書プログラムの対象から除外された。

規則 640/2010 の内容は ICCAT の漁獲文書化プログラムに関する勧告（勧告 09-11、勧告 18-13 など）とかなり共通している。

2.1.3.3 eBCD システムの採用

eBCD システムは 2016 年 6 月に開始され、EU 加盟国も参加している。ただし、欧州委員会の説明では、2017 年 1 月にはすべての事業者が eBCD システムを完全に導入している¹²。ただし EU 域内のルールを定める規則 640/2010 には eBCD システムの利用に関する規定が加えられていない。

2020 年 10 月 27 日、欧州委員会は、BCD スキームに関する ICCAT 勧告を置き換え、eBCD の使用の義務化に関する新たな規則案 2020/0302(COD)を提出した¹³。この提案は 2022 年 2 月に欧州議会で修正のうえ賛成多数で採択されている。これが正式に発効されると規則 640/2010 から置き換えられるが、2023 年 9 月現在、まだ発効されていない¹⁴。

¹⁰ Recommendation by ICCAT on an ICCAT Bluefin Tuna Catch Documentation Program

<https://www.iccat.int/Documents/Recs/compendiopdf-e/2007-10-e.pdf>

¹¹ 水産庁（2014）「輸出向けくろまぐろ漁獲証明書及びくろまぐろ再輸出証明書の確認要領」

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/exporttuna/pdf/kuromaguro_youryou20140220.pdf

¹² https://www.iccat.int/com2022/ENG/PWG_407_ENG_REV.pdf

¹³ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a catch documentation programme for bluefin tuna (*Thunnus thynnus*) and repealing Regulation (EU) No 640/2010

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020PC0670>

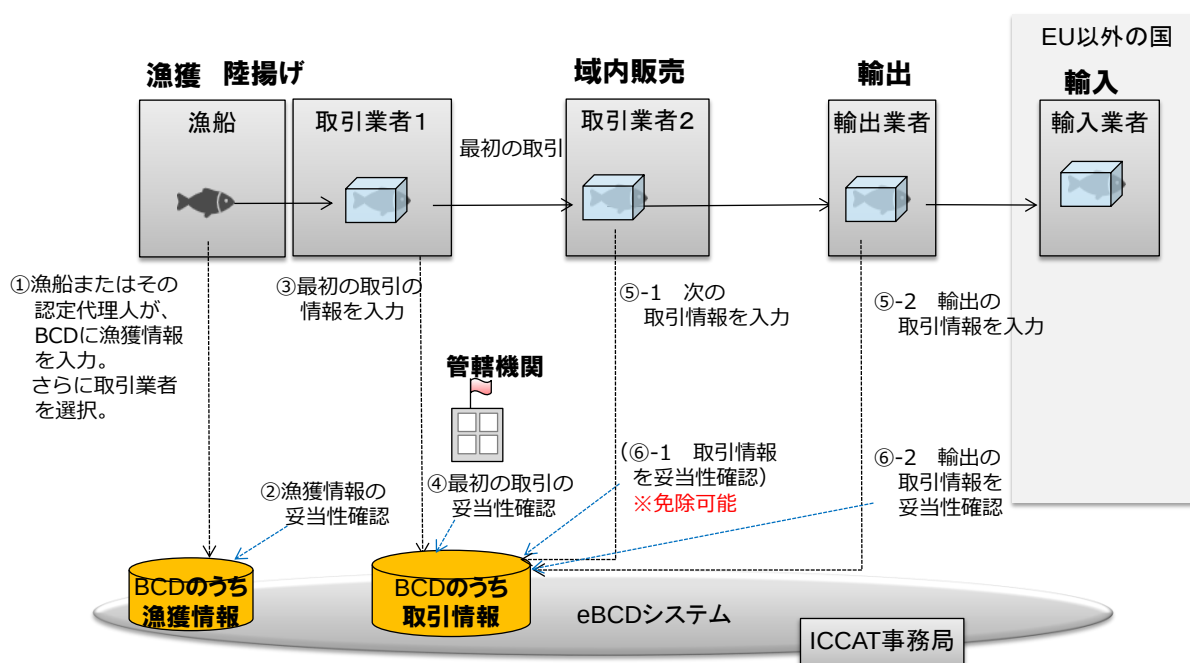
¹⁴ EU 議会の漁業委員会（PECH）において、その後の更新が行われ採択される予定だったが、クロマグロの複数年管理計画をめぐる政治的意見の相違により採択が保留されていた。

2.1.4 システムのプレイヤーとそれぞれの役割

2.1.4.1 eBCD の作成・入力と妥当性確認

ここでは規則案 2020/0302(COD)（以下 2.1 では「規則案」と呼ぶ）に従って、EU 加盟国の漁船が漁獲した大西洋クロマグロの流れに沿って、各段階の事業者や管轄当局の役割を示す。またその役割に対応した規則案の条項と ICCAT 勧告の条項をカッコ内に「/」で区切って示す。

図 2.1.1 ICCAT の eBCD システムにおけるクロマグロの流れと各者の役割①
(天然漁獲であって、タグ付けなしの場合)



①BCD の新規作成と漁獲情報の記入

クロマグロを漁獲した漁獲漁船の船長またはその認定代理人（its authorized representative）は、eBCD システムを使用して、漁獲したクロマグロの BCD を作成する（規則案第 4 条 1/勧告 18-13 のパラ 11）。BCD への記載の手順は勧告 18-13 の Annex3

<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-fisheries-pech/file-catch-documentation-programme-for-bluefin-tuna?sid=7201>

2023 年 9 月 20 日の漁業委員会で機関間暫定合意が承認された。

<https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/274955/Results%20of%20roll%20call%20vote%2020%20September%202023.pdf>

のとおり、BCD に記載する情報は勧告 18-13 Annex1 のとおりである（規則案第 4 条 6）。紙の BCD の使用は特別な場合しか認められず、原則として eBCD システムを利用する（規則案第 3 条 1／勧告 22-16 のパラ 2）。

具体的には、BCD の「2 漁獲情報」(2. Catch Information) のセクション（図 2.1.2）を入力する（実際には、eBCD システムの web の画面に入力するが、項目は同じ。eBCD システムの利用については 2.1.6 で詳述する）。勧告 18-13 の Annex3 によると、この漁獲情報は、陸揚げ作業の終了までに記入することになっている。

域内取引や輸出入されるクロマグロの各ロットには、魚体にタグ付けをしている場合を除き、管轄当局によって妥当性確認された BCD を伴わせる必要がある（規則案第 3 条 3／勧告 18-13 のパラ 3）。そのクロマグロの各ロットは、同じ水域で、同じ漁船の同じ形態（presentation）のクロマグロから構成する（第 3 条 3）。そのため BCD を新規作成する漁業者は、少なくとも漁獲水域と漁船と形態が共通であることを条件に 1 通の BCD を作成することとなる。

さらにそのロットの取引業者を選択する¹⁵。

ここまで入力したら保存し、管轄当局に漁獲情報の妥当性確認を求める。

なお各 BCD には、固有の文書識別番号が与えられる（規則案第 3 条 5）。この番号は eBCD システムによって採番される。

図 2.1.2 BCD のうち漁獲情報のセクション

1. ICCAT BLUEFIN TUNA CATCH DOCUMENT (BCD)		No :		1/2	
2. CATCH INFORMATION					
VESSEL / TRAP INFORMATION					
	NAME OF THE CATCHING VESSEL / TRAP	FLAG / CPC	ICCAT RECORD NO	INDIVIDUAL QUOTA	CATCH
	NAME OF THE OTHER FISHING VESSELS	FLAG	ICCAT RECORD NO	INDIVIDUAL QUOTA	CATCH
CATCH DESCRIPTION					
	DATE (dd/mm/yy)		AREA	GEAR	
	No. of FISH		TOTAL WEIGHT(kg)	AVG. WEIGHT(kg)	
	ICCAT RECORD No. of Joint Fishing Operation				
	TAG Numbers (If applicable)				
GOVERNMENT VALIDATION					
	NAME OF AUTHORITY			SEAL	
	TITLE				
	SIGNATURE				
	DATE (dd/mm/yy)				

出典）勧告 18-13 の Annex2 から抜粋。

¹⁵ 2.1.6 で説明する eBCD のマニュアルより。

②漁獲情報の妥当性確認

①による漁船の船長等の関係者からの要求に対応して、旗国の管轄当局は、各クロマグロの漁獲情報を検証し、妥当性確認を行う（規則案第4条1と2）。管轄当局はBCDに含まれる情報が正確か、累積量がその漁船等の割当量または漁獲制限内であることを検証のうえ、妥当性確認の署名をする。（規則案第4条3）

③「最初の取引」の情報の記載

①において漁業者等によって選択された取引業者が、eBCD システムにログインし、取引情報のセクション（図2.1.3）を記載する（漁業者自身が取引業者としての立場を兼ね、みずから記載することも可能）。このセクションは、取引される前に入力する必要がある（勧告18-13のAnnex3の8）。また"TRANSPORTATION DESCRIPTION"として、取引を証明するなんらかの書類を添付する。この欄のなかの購入者の情報も、妥当性確認の前に記載する（規則案第4条7）。

入力が完了したら保存し、管轄当局に妥当性確認を求める。

図 2.1.3 BCD のうち取引情報のセクション

8. TRADE INFORMATION							
PRODUCT DESCRIPTION (Indicate net weight in kg. for each type of product)							
F	RD(kg):	GG(kg):	DR(kg):	FL(kg):	OT(kg):	TOTAL WEIGHT "F" (kg)	
FR	RD(kg):	GG(kg):	DR(kg):	FL(kg):	OT(kg):	TOTAL WEIGHT "FR" (kg)	
EXPORTER/ SELLER							
PT of EXPORT/DEPARTURE		COMPANY			ADDRESS		
STATE of DESTINATION							
SIGNATURE							
DATE (dd/mm/yy)							
TRANSPORTATION DESCRIPTION				(Relevant documentation to be attached)			
GOVERNMENT VALIDATION							
NAME OF AUTHORITY						SEAL	
TITLE							
SIGNATURE							
DATE (dd/mm/yy)							
IMPORTER/ BUYER							
COMPANY					PT. of IMPORT/DESTINATION (City, Country, State)		
ADDRESS							
DATE (dd/mm/yy)					SIGNATURE		
ANNEX(ES): YES/NO (circle one)							

出典) 勧告18-13のAnnex2の一部。図2.1.2と図2.1.3の間には3~7のセクションがあるが、これらは養殖の場合のセクションなので、ここでは紹介しない。

④「最初の取引」の妥当性確認

取引業者からの要求に対応して、旗国の管轄当局は、「最初の取引」について妥当性確認を行う（規則案第4条1と2）。

⑤最初の取引以降の取引情報の入力

漁獲と最初の取引の記録と妥当性確認のあと、その先の取引業者（図 2.1.1 の取引業者 2 や輸出業者）は、取引に関する情報を eBCD へ記録する。

⑥妥当性確認（最初の取引の妥当性確認以降）

管轄当局は、取引業者に求められたら妥当性確認を行う。輸出に関しても同様である。ただし、妥当性確認を免除される場合がある（2.1.4.2 で後述する）。

2.1.4.2 妥当性確認の免除の利用

2.1.4.1 ではすべての漁獲や取引について、管轄当局が妥当性確認をする基本的な流れを示したが、この管轄当局による妥当性確認は、条件を満たせば免除される。

その条件は3通りある。

(A)国内取引であって、漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでいる場合（規則案第5条1／勧告 22-16 のパラ 5a）

(B)EU 加盟国間の取引であって、漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでおり、フィレまたは「その他」（ラウンド、エラハラ抜き、ドレス、フィレ以外）の形態であって、パッケージに BCD の番号を表示している場合（規則案第5条3／勧告 22-16 のパラ 5b）

(C)漁獲した漁船または定置網によりタグが付された魚の場合（規則案第4条4／勧告 18-13 のパラ 13 c）

なお(C)は eBCD システム導入以前からあった規定であるが、(A)と (B) は eBCD システム導入に伴って設けられた規定である。

漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでいる場合の免除規定（(A)と(B)）の利用

図 2.1.1 に赤字で示したように、漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでいる場合には、上記の(A)や(B)の免除規定を利用できる。ただし EU 域外に輸出する取引にはこの免除規定は適用されない。

なお、勧告 ICCAT の勧告 22-16 のパラ 5a には、「最初の取引の妥当性確認が済んだら、域内取引の情報の eBCD への記録は必要ない」とされている。しかし EU の規則案は、最初の取引の妥当性確認のあとも、取引の記録は必要（ただしその妥当性確認は必要ない）と述べており、少なくとも EU においては記録することまで免除はされない。

漁獲した漁船または定置網がタグ付けし、免除規定（C）を利用して輸出する場合

漁獲した漁船または定置網が魚体にタグ付けをした場合には、漁獲段階や最初の取引だけでなく、輸出に関しても管轄当局による妥当性確認が必要ない（規則案第 4 条 4）。

- ①クロマグロを漁獲した漁業者は、漁獲後の締めたときなどに、旗国が定めた「タグ付けプログラム」に従って、各魚体に所定のタグをつける（規則案第 6 条 4a／勧告 18-13 パラ 21）。このタグは旗国記号+固有番号からなる記号が与えられ、あらかじめ漁業者に配布されたものである。

次に漁業者またはその認定代理人（its authorized representative）は、eBCD システムにアクセスし、漁獲情報を入力する（勧告 18-13 のパラ 11）。

最低限、次の項目をタグ ID に対応づけることが必要である。（規則案第 6 条 4b／勧告 22-16 のパラ 5 d）

- 漁獲漁船を特定する情報
- 漁獲または陸揚げの日付
- 収獲された水域
- 魚の漁獲に用いられた漁具
- 製品形態と、タグ付けされた各個体の重量

この情報を eBCD に記録したら、妥当性確認を求める必要はない。

- ②最初の取引においては、取引情報の記録は必要だが、妥当性確認は不要である。

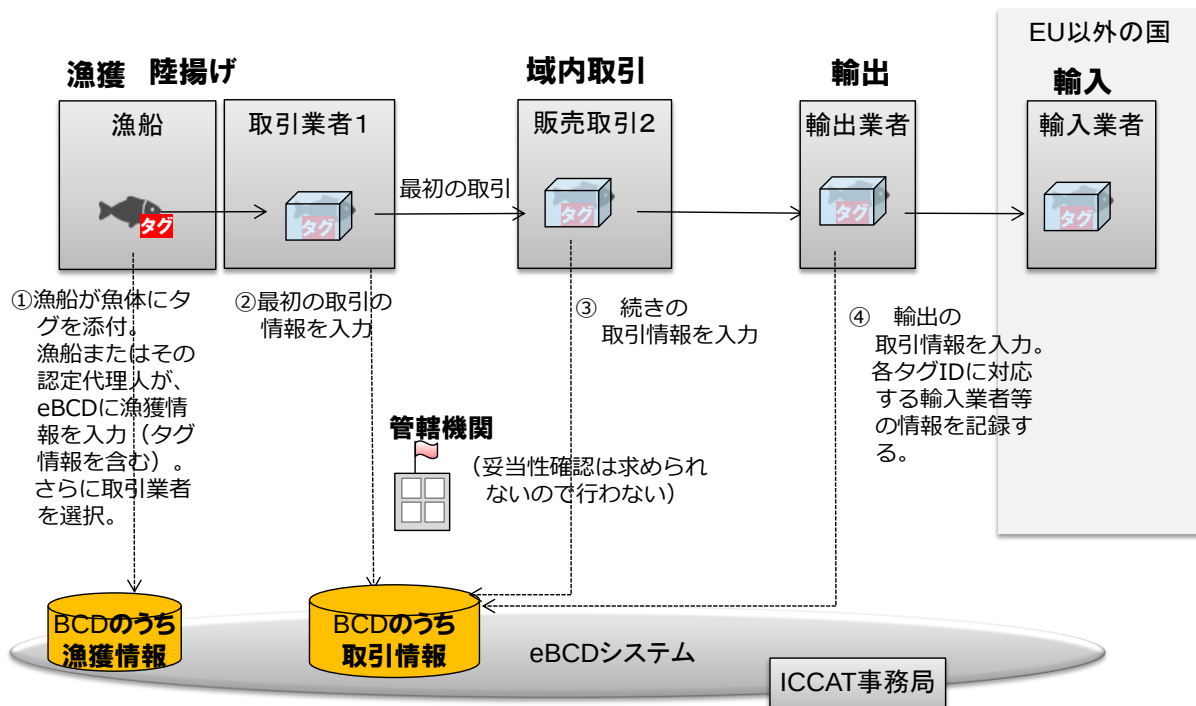
- ③続いて域内取引を行う場合も、取引情報の記録は必要だが、妥当性確認は不要である。

- ④輸出の段階でも、取引情報の記録は必要だが、妥当性確認は不要である。ただし、次の項目を各タグ ID に対応づけることが必要である。

- 輸出業者と輸入業者の情報
- 輸出地点

以上により、管轄当局による妥当性確認を受けることなく、輸出が可能になる。輸入国は eBCD システムにアクセスし、BCD を確認することとなる。

図 2.1.4 ICCAT の eBCD システムにおけるクロマグロと情報の流れ②
(天然漁獲であって、タグ付けし、管轄当局の妥当性確認を求めない場合)



2.1.4.3 従来の BCD と比較しての eBCD システムの特徴

従来の紙の BCD は、漁業者が最初に漁獲情報を記載した紙に、妥当性確認を行う機関の担当者が署名・捺印し、クロマグロの輸送とともに取引業者に届けられ、その取引業者が取引情報を記載したりする必要があった。また妥当性確認を行った機関は、BCD のコピーを ICCAT 事務局に提出する必要がある（勧告 18-13 パラ 19）、ICCAT 事務局はその概要を入力することになっていた（勧告 18-13 パラ 20）。

eBCD システムにおいては、BCD は ICCAT 事務局が管理するシステムに記録される。漁業者など各段階の事業者や妥当性確認者はユーザーとしてインターネットを介して eBCD システムにアクセスして入力をする必要があるものの、紙を受け渡しする必要がない。また、妥当性確認の担当者や取引業者は、紙に手書きやスタンプで追記する必要がない。さらに妥当性確認をシステム側がサポートする（2.1.8.2 に後述）。事業者間や事業者・妥当性確認担当者間の BCD の共有（漁獲情報の情報伝達を含む）だけでなく、管轄当局内や ICCAT 事務局との BCD の共有も容易になっている。

妥当性確認を受けることが必要なポイントでは、事業者は、管轄当局の担当者による妥当性確認が終わるまでクロマグロを移動させることができない。そのため、域内取引の妥当性確認が免除されることや、eBCD システムの利用により妥当性確認が迅速になることは、大

きなメリットがあるだろう。

一方で、紙の BCD はクロマグロの荷物 (consignment) とともに移動するので、現品と BCD の対応関係が不明になることはないが、eBCD はサーバ上にあるため、運用上、現品と eBCD とのリンクを保つこと（例えば、eBCD を印刷して現品や伝票に添付する。あるいは eBCD 番号を現品や伝票に表示する）が必要になると考えられる。ICCAT の BCD 関連の勧告には、現品と eBCD とのリンクを保つ具体的なルール（例えば eBCD 番号の表示）が見当たらない。ただし EU 域内の取引には規則 1224/2009 が適用されるので、その第 58 条 2 によりトレーサビリティ確保のための表示が求められている。

2.1.5 小規模な事業者のための例外規定やバックアップ

漁業者などクロマグロを扱う事業者が小規模であるという理由で、eBCD への記録を免除する規定はみられない。ただし、小規模な事業者にとって実施を容易にする規定として、以下が挙げられる。

- ・ eBCD の作成と入力、漁獲漁船船長 (Catching vessel masters) や定置網の操業者だけではなく、認定代理人 (authorized representatives) が行うことができる (規則 640/2010 第 4 条 1。規則案第 4 条 1/勧告 18-13 のパラ 11)。小規模な漁業者のように、システムの操作に慣れた人材を確保しづらい場合には、有利な規定である。なお、どのような立場の人物が代理人となれるかについては、規則案や勧告には定めが見られない。各国での運用にゆだねられていると考えられる。
- ・ クロマグロを目的としない漁船がクロマグロを混獲した場合には、当該漁業者または代理人 (Non ICCAT's BFT vessel master/representative) に代わり、その漁船旗国の港湾管理者が eBCD の作成と入力を行うことができる。(2.1.6 で詳しく説明する)
- ・ 漁獲・陸揚げされたクロマグロが 1 トン未満または 3 頭未満の場合、漁業操業日誌や販売記録を仮の BCD とすることができ、域内取引前または輸出前であれば妥当性確認を 7 日以内に延期できる。(規則 640/2010 の第 4 条 4。規則案第 4 条 5/勧告 18-13 のパラ 13d)

2.1.6 情報システムの機能

eBCD システムにおいては、各 CPC 及び旗国管理者 (Flag Administrator) は、ユーザーの作成・承認、文書の作成・編集、CPC の事業体のシステム管理などを行う役割がある。またクロマグロ漁業に関連するすべての漁船、定置網、輸出/販売業者、輸入/購入業者、輸送船、養殖場、港湾管理者が事業体 (entity) とみなされ、それぞれの役割に応じた機能を与えられている。

以下、eBCD のマニュアルにそって漁獲の責任者、取引の責任者、そして妥当性確認者の機能を紹介する。

2.1.6.1 漁獲の責任者の機能

eBCD システムにおける漁獲の責任者の権限を表 2.1.1 に示す。漁獲の責任者とは、具体的には漁船の代理人 (vessel representative) か船長 (vessel master) であり、その主要な機能は BCD の作成である。ICCAT に登録のない漁船や港湾管理者も、ユーザーとなり混獲の BCD を作成することができる。

表2.1.1 漁獲の責任者 (person responsible for the catch) eBCDシステム上の権限

説明	役割	利用可能な機能
BFT 漁獲 漁船として ICCATに登録された漁 船の代理人/船長	ICCATの BFT漁獲漁 船の代表者 /船長	1. 漁獲情報 (混獲の場合を含む) を入力し、 新しいBCD を作成する。 2. 活魚取引と最初の輸送 に係る情報を入力する。 3. 漁獲漁船が輸送船である場合、 転載 の記録をする。 4. 妥当性確認がまだ行われていない場合、または妥当性確認者に拒否された 場合、漁獲、活魚取引、最初の輸送や転載に係る登録情報を 編集 する。
BFT定置網として ICCATに登録された定 置網の操業者/代理人	定置網の操業 者/代表者	5. 次のセクションがないか有効でない場合は、そのセクションを 削除 する。 6. 自分のBCDの漁獲、活魚輸送、TF (※最初の取引の意味か) に係る情報を 確認 する。
クロマグロを混獲する、 ICCATに登録されてい ない東部大西洋および 地中海の漁業者または 漁船の代表者	ICCATの BFT漁獲 漁船では ない漁船 の代表者 /船長	1. 混獲の新しいBCD (漁獲情報) を作成する。 2. ICCATに登録のない漁船に係る WBFTのeBCD (漁獲情報) を作成する。 3. 漁獲漁船が輸送船でもある場合は、 輸送 を記録する。 4. もし妥当性確認がされておらず、次の段階のセクションがなければ、漁獲 や輸送に関する情報を 編集 する。 5. 自分のBCDの漁獲や輸送に関する情報を 確認 する。 6. 次の段階のセクションがなく妥当性確認もされていなければ、自らのセク ションを 削除 する。
WBFTを漁獲しBCDの 作成が必要な西部大西 洋の漁業者または漁獲 漁船の代表者		7. 自ら登録するか新規アカウントを要求することにより、システム内に ICCAT番号のない漁船を新規作成 する。 8. ユーザーに関連づけられたICCAT番号のない漁船に関する全ての情報 (漁船旗国情報を除く) を 編集 する。
同じCPC/旗国の漁船 による混獲 (のBCD) を作成する権限のある 港湾管理者	港湾管理 者	1. 漁獲情報を入力し、 混獲の新しいBCD を作成する。 2. 妥当性確認が行われていない場合、または登録が拒否された場合、混獲船の 漁獲情報を 編集 する。 3. "ICCAT番号のない漁船の登録"を使用して、自港の同じ旗国の ICCAT番号の ない漁船の情報を作成・編集 する。 4. 混獲によるBCDを 検索 する。 5. この役割は、CPCの妥当性確認者に準拠している。

注) 漁業者向け eBCD マニュアル p12

以下、漁業者向けの eBCD マニュアル¹⁶をもとに、BFT を目的とするはえ縄漁業の漁獲物

¹⁶ eBCD Computer application Manual: East Atlantic BFT Catch Manager, October 2015

を例にとり、BCD を作成する流れを示す（はえ縄漁業の漁獲物についてはマニュアル p81 から）。

最初に、漁獲の責任者（Person responsible for the catch）である漁船の代理人または船長は、ユーザーとして eBCD システムにログインして、新しい BCD を作成するメニューへ進む。

※ICCAT に登録されていない漁船の混獲物の場合には、混獲した漁業者または代理人が漁船情報とともに BCD を作成するか、港湾管理者（port authority）が同じ旗国の漁船の混獲物に限り、その BCD を作成することができる（マニュアル p67）。

(1) 漁獲情報の入力（漁業者向け eBCD マニュアル p81）

- ・「漁獲情報（CATCH INFORMATION）」の欄のうち、「漁獲日」を入力すると、システムが PC の現地時刻を読み込む（実時刻への編集は可能）。次に「対象資源」を the East Bluefin tuna、Mediterranean、West Bluefin tuna のなかから選択する。
- ・「漁獲タイプ」では、BFT を対象とするはえ縄漁船であれば、"Directed fisheries individual catch"を選択する。

※BFT を目的としない漁船による混獲である場合には、ここで「By-catch」を選択する（マニュアル p68）。

- ・入力した漁獲日とその漁船の認可期間外である場合は、漁獲情報を登録できず、警告が表示される。

(2) 漁船/定置網の情報の入力（漁業者向け eBCD マニュアル p82）

- ・「漁船/定置網の情報（VESSEL/TRAP INFORMATION）」欄では、漁船を選択する（ユーザーが登録しているのが1漁船のみの場合、その漁船がデフォルトで表示される）。続いて「漁獲総重量」を入力する。

(3) 漁獲の詳細の入力（マニュアル p83）

- ・「漁獲の詳細（CATCH DESCRIPTION）」欄に、魚の数を入力する。これによりシステムが「平均重量」を計算する。

※まき網漁船や定置網の場合であって、クロマグロを活魚輸送する場合は、この画面で「ICCAT 輸送承認番号」を指定する必要がある。

- ・次いで「漁獲海域」「漁具」を選択する。
- ・漁獲に関するその他の情報の入力が可能である。
- ・さらに、タグの情報を追加することができる（マニュアル p105 参照）。
各タグについて、タグコード、魚の重量、製品タイプ、状態を画面で入力する。
csv ファイルのアップロードによっても入力することができる。

(4) 漁獲された BFT の取引許可を持つ業者の選択 (マニュアル p83)

- ・「取引業者 (TRADE COMPANIES)」欄で、BFT の取引許可を取得している国内の取引業者を選択する。なお、この取引業者が、2.1.6.2 で言及する「最初の取引」(first trade) の記録を作成することができる。

※取引先の会社が表示されていない場合、CPC/旗国管理者に連絡し、その会社の許可証が有効でない場合は更新し、存在しない場合は新しく作成することが可能。

※漁獲物を取引しない場合には、この欄の冒頭の「Non tradeable」を選択する。これを選択すると、それ以降は BCD への情報の追加はできない。(マニュアル p70)

(5) 漁獲情報の保存と eBCD コードの作成 (マニュアル p85)

- ・はえ縄漁業者はクロマグロの活魚取引に従事していないため、活魚取引のチェックボックスはオフのままにして、漁獲情報を「保存」する。
- ・これにより、eBCD が作成され、eBCD コードが表示される。

※まき網や定置網のように、漁獲した活魚を取引先が養殖場の生簀に入れる場合は、漁獲情報を保存し、eBCD コードが作成されたのちに、「活魚取引」フォームの登録 (マニュアルの 115 ページから) へと進む。漁獲情報を保存する段階で、漁業者であるユーザーは管轄当局に対して漁獲情報の妥当性確認を求めることができるが、この段階では妥当性確認を受けずに「活魚取引」フォームに進むこともできる。

(6) 漁獲セクションの妥当性確認の依頼 (マニュアル p85)

- ・【タグを付していない場合】ユーザーは「妥当性確認へ送信」に進み、政府の妥当性確認主体 (Validating Entity) を選択し、再度「妥当性確認へ送信」ボタンを押す。これによって妥当性確認の担当者にメールが届き、妥当性確認を受けることになる。

2.1.6.2 取引の責任者の機能

取引の責任者の最も重要な機能は、取引情報を記録することである。漁業者は、漁獲の責任者であるとともに、最初の取引の責任者にもなりうる。

表2.1.2 取引の責任者（person responsible for trade）のeBCDシステム上の権限

説明	役割	利用可能な機能
最初の取引を記録したい漁業者または漁獲漁船の代表者	販売者/ 輸出業者	1. 活魚取引と（漁獲物の）取引情報を記録する。 2. 取引キー（trade key）を使って取引情報を追加する。 3. 自分のBCDデータを検索する。 4. BFTRCを記録する。 5. 取引キーを使ってBFTRCを作成する。 6. 取引情報に輸送文書を添付する。 7. 妥当性確認されていない場合や拒否されたときに、取引情報を編集する。 8. 次の段階のセクションがなく妥当性確認がされていなければ、取引情報を削除する。 9. 自分のBFTRCデータを検索する。
最初の取引を記録したい定置網の操業者または代表者		
自分の生簀に収容するBFTの活魚取引、または、自らのBFTの収穫後に取引をする許可を持つ必要のある養殖場の操業者		
取引情報または再輸出証明書を記録する必要のあるBFTを所有する会社の取引責任者		
輸入者情報またはBFTRCに署名する必要のあるBFTを購入／輸入した事業者の代表者	購入者/ 輸入業者	1. 活魚取引と（漁獲物等の）取引情報の両方に署名する。 2. 二次及びその次の輸送を記録する。 3. 転載を記録する 4. 活魚取引、漁獲物の取引、BFTRCのセクションの妥当性確認後、輸入業者の署名と署名の日付を編集する。 5. BCDデータを検索する。 6. BFTRCデータを検索する。
BFTを購入／輸入後に転載を記録する必要がある取引業者の取引責任者		
BFTを購入／輸入後に生じるすべての輸送を記録する必要がある養殖場の取引責任者		

注）漁業者向け eBCD マニュアル p14

以下、取引業者向けの eBCD マニュアル¹⁷をもとに、取引情報を記録する手順を説明する。

(1) BCD の検索（取引業者向けマニュアル p79～）

ユーザーはシステムにログインし、BCD を検索する。

表示された BCD をクリックして、取引情報を追加する画面を開き、取引日を入力する。

(2) 製品詳細の入力（取引業者向けマニュアル p80）

ユーザーは、製品タイプ（例「冷凍」）、製品の形態（例「ラウンド」）、重量を入力する。

¹⁷ Operation of the eBCD Computer Application: Trade Responsible Handbook May 2014

(3) 輸出者/販売者の欄の入力（取引業者向けマニュアル p80）

輸出/出発の地点を選択する。

輸出者/販売者は、その BCD の漁獲情報のセクションの末尾で選択された取引会社のいずれか、または前の取引の輸入者のいずれかでなければならない。

続いて行先の国を選択する。国内取引の場合でもこれを選択する。

輸出者/販売者は署名を編集する。

(4) 輸入者/購入者の欄の入力（取引業者向けマニュアル p82）

輸入者/購入者を選択する。名称の 4 文字以上を入力すると、行先として選択した国の取引許可された会社名の候補が表示される。その中から選択すると所在地が表示される。

続いて輸入地点/行先となる国名と都市を入力する。

(5) 妥当性確認の要求

次に「保存」をし、「妥当性確認へ送信」をクリックする。

妥当性確認をする機関を選択したのち、再度「妥当性確認へ送信」をクリックする。

※取引キー（取引業者向けマニュアル p83）

「取引管理者」が取引キーを使用して BCD の取引情報を入力したい場合は、eBCD の印刷版にあるコードを使用する。

輸入する CPC の「取引管理者」のユーザーは、「BCD の検索」エリアに BCD コードと取引キーを入力することで、その eBCD が開き、取引情報を入力できるようになる。

以上のように、eBCD システムにおいては、取引の情報を売り手側が記載する。購入者/輸入者は、eBCD の取引セクションの「編集」ボタンを押し、署名日を選択する。（取引業者向けマニュアル p96～）

2.1.6.3 妥当性確認の責任者の機能

妥当性確認管理者（validation manager）は、自分の組織に割り当てられた BCD および BFTRC をよく確認し、妥当性確認する権限を持つ。

表2.1.3 妥当性確認の管理者（validation manager）のeBCDシステム上の権限

説明	役割	利用可能な機能
BCDまたはBFTRCを妥当性確認する、または拒否するよう、管理機関から権限を与えられた者	CPCの妥当性確認者	1. 自分の組織に割り当てられたすべてのBCDデータ及びBFTRCデータをよく確認する。 2. 自分の組織に割り当てられたBCDデータ及びBFTRCデータの妥当性確認または拒否 3. 輸送文書を確認する。 4. 自分の組織に割り当てられたBCDデータを検索する。 5. 自分の組織に割り当てられたBFTRCデータを検索する。

注）漁業者向け eBCD マニュアル p15 ページより

以下、妥当性確認のプロセスを説明する。

(1) 妥当性確認へ送信

漁業者などのユーザーが eBCD の各セクションを入力・保存したあとで、「妥当性確認へ送信」ボタンを押すと、そのセクションが「妥当性確認の待機中」の状態になる。（妥当性確認者向けマニュアル p6）

(2) BCD の妥当性確認（妥当性確認者向けマニュアル p6～）

妥当性確認管理者のユーザーは、待機状態になっている BCD を、システムにログインすることで、または受け取った電子メールのリンクにより、妥当性確認が求められている BCD とそのセクションを見つけることができる。

そのセクションの「編集」ボタンをクリックし、すべての情報が適切であるか確認する。

「政府の妥当性確認」セクションへと進み、あらかじめ配布されたデジタル証明書ファイルを選択し、日付を選択したうえで、「妥当性確認」ボタンを押す。

これにより、セクションに漁獲情報等を入力したユーザーに、妥当性確認された旨のメールが送られる。

(3) 妥当性確認の拒否（妥当性確認者向けマニュアル p11）

妥当性確認者が確認のうえでオーソライズすべきでないとは判断した場合には、妥当性確認を拒否する。

2.1.7 伝達する漁獲情報の内容と伝達方法

BCD に含める情報は、規則 640/2010 の Annex II において、次の囲みのように示されている（養殖クロマグロのための項目を省く）。このうち「8. Trade information」（取引情報）は、取引をする事業者の段階が増えるたびに欄を追加して記録する。

1. ICCAT bluefin tuna catch document number ICCAT クロマグロ漁獲文書番号

2. Catch information 漁獲情報

Vessel or trap description 漁船または定置網について

Catching vessel or trap name 漁船または定置網の名称

Flag or trap State 旗国または定置網の国

ICCAT Record No of vessels or traps(if applicable) 漁船または定置網 ICCAT 記録番号

Catch description 漁獲について

Date, area of catch and gear used 日付、漁獲水域、漁具

Number of fish, total round weight, and average weight 魚の数、重量合計、平均重量

Tag No. (if applicable) タグ番号

ICCAT Record No of joint fishing operations (if applicable)

Government validation 政府の妥当性確認

Name of authority and signatory, title, signature, seal and date

8. Trade information 取引情報

Product description 製品について

F/FR; RD/GG/DR/FL/OT (when different type of products are recorded in this section, the weight shall be recorded by each product type) 生鮮/冷凍、ラウンド/エラハラ抜き/ドレス/フィレ/その他

Total weight (NET) 合計重量

Exporter/Seller information 輸出者／販売者の情報

Point of export or departure 出荷元の場合

Export company name, address, signature and date 輸出者の社名・所在地・署名・署名日付

State of destination 出荷先の国

Description of transportation (relevant documentation to be attached) 輸送情報

Government validation 政府の妥当性確認

Name of authority and signatory, title, signature, seal and date

Importer/buyer information 輸入者／購入者の情報

Point of import or destination 出荷先の場所

Import company name, address, signature and date of signature 購入者の社名・所在地・署名・署名日付

2.1.8 検証・妥当性確認と執行の仕組み

2.1.8.1 BCD の妥当性確認

EU 加盟国の管轄当局は、事業者からの要求を受けて妥当性確認のための検証を行う（規則 640/2010 の第 9 条 1、規則案 9 条 1／勧告 18-13 のパラ 22）。その際に疑義が生じた場合には、最終輸入国の政府および BCD を妥当性確認した政府と疑義解明のための協力をする。（規則 640/2010 の第 9 条 3、規則案 9 条 3／勧告 18-13 のパラ 23）

検証を終えるまで、そのクロマグロの荷物を出荷することはできず（規則 640/2010 の第 9 条 5、規則案 9 条 3／勧告 18-13 のパラ 25）、BCD が無効であると判断された場合は取引や輸出が禁止される。

EU 加盟国は、荷物を検証した結果 BCD に記入された情報が正しく、漁船等に IQ を割り当てている場合にはその漁船等の累積漁獲量が年間割当量の範囲内であることを確認のうえで妥当性確認する（規則 640/2010 の第 4 条 2、規則案 4 条 3／勧告 18-13 のパラ 13b）。

2.1.8.2 eBCD システムにおける妥当性確認をサポートする機能

eBCD システムには、事業者が記載した BCD のなかに不一致やエラーを検出した場合、妥当性確認の担当者に対してアラートを表示する機能がある（取引業者向けマニュアル p60-61）。

具体的には、以下のような不一致やエラーが検出されうる。

- ・ BCD のトレーサビリティに関して、魚の数が正しくない。（取引する魚の数が漁獲した魚の数を超えている）
- ・ BCD のトレーサビリティに関して、魚の重量が正しくない。（漁獲段階で申告された漁獲重量を、取引する重量が超過している）
- ・ 混獲量とその CPC の割当量を超過している。
- ・ その CPC の年間割当量を超過している。
- ・ その漁船/定置網が年間割当量を超過している。
- ・ タグの数が漁獲の説明で報告されている魚の数より少ない。
- ・ 示された取引情報が勧告 18-13 の 13d を遵守していない。（漁獲量 1 トン未満または 3 尾以内の場合は、陸揚げ直後でなく、漁獲後 7 日以内に記録され妥当性確認を受ければよいが、その 7 日を超過している）

これらは eBCD システム内のデータで検出される不一致やエラーである。妥当性確認の担当者は、必要に応じて、現品の検証や、ほかのデータ（EU 加盟国であれば、規則 1224/2009 に基づく漁業者からの陸揚げ申告や、最初の購入者から提供される販売記録）とのクロスチェックを行ったうえで妥当性確認を行うことが期待されている。

2.1.8.3 eBCD システムと陸揚げ申告等とのクロスチェック

EU 加盟国の管轄当局は、eBCD システム内で BCD をチェックするだけでなく、本報告書の 3 で言及する規則 1224/2009 により、漁業操業日誌や陸揚げ申告書等の提出も受けており、それらとの間でクロスチェックを行うことが求められている。

具体的には、ICCAT 勧告 22-08¹⁸（EU では規則 2016/1627¹⁹により実施）のパラ 76 は、クロマグロの漁業許可を持つ漁船が、漁業操業日誌から毎日、漁獲位置や漁獲時刻を旗国に情報伝達することを求めている。またパラ 85 は、陸揚げから 48 時間以内に陸揚げ申告書（陸揚げ量、漁獲場所を含む）を旗国（旗国以外で陸揚げする場合は陸揚げ国も）に提出することも求めている。EU 漁船にとっては、この報告書の 3 で述べる規則 1224/2009 の要求と共通である。

またクロマグロの漁獲割当をもつ各国は、クロマグロを陸揚げや転載が可能な港を指定する（パラ 80）。EU の 2023 年の操業計画書²⁰によると、陸揚げ可能な港として、ギリシャ 258 港、イタリア 164 港、クロアチア 115 港、スペイン 111 港、フランス 64 港など、合計 800 港が指定されている（なお日本は陸揚げ港として、東京、川崎、横浜、横須賀、三崎、清水、及川、焼津、大井川、気仙沼、串木野の 10 港を指定している）。陸揚げ港では、関連する管轄機関によってすべての陸揚げがコントロールされ、リスク評価システムに基づき、一部が検査（inspect）の対象となる（パラ 85）。

そして各国の管轄当局は、漁船からの漁業操業日誌・陸揚げ申告、および販売記録（報告書 3.1.4.4 参照）と eBCD とをクロスチェックする（パラ 88。EU の規則 2016/1627 においては第 55 条）。

2.1.8.4 執行

規則 640/2010 には、漁業者などの義務の不履行に対する措置、例えば罰則が見られない。

規則 640/2010 を置き換える予定の規則案 2020/0302 (COD) にも罰則がみあたらない（規則 640/2010 の前の規則 1984/2003 には、漁業コントロール規則の罰則を適用するとの記述

¹⁸ 22-08 Recommendation by ICCAT amending Recommendation 21-08 Establishing a multi-annual management plan for bluefin tuna in the eastern Atlantic and the Mediterranean

<https://www.iccat.int/Documents/Recs/compendiopdf-e/2022-08-e.pdf>

¹⁹ Regulation (EU) 2016/1627 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2016 on a multiannual recovery plan for bluefin tuna in the eastern Atlantic and the Mediterranean, and repealing Council Regulation (EC) No 302/2009

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/1627/oj>

²⁰ 以下のリンク先のファイルのうち” PA2_06”

https://secretariat.iccat.int/index.php/s/wn4ydzXFrEoDGdG?dir=undefined&path=%2FMarch_meeting%2FDocs_ENG&openfile=34040

があった)。

なお 3.1.8.4 で紹介するスペインの法律(Ley 33/2014, de 26 de diciembre, por la que se modifica la Ley 3/2001, de 26 de marzo, de Pesca Marítima del Estado)では、地域漁業管理機関で定められた規則における義務の違反を「非常に重大な違反」と定義されており（第 101 条と第 104 条）、罰則が適用されることが考えられる。

2.2 eBCD システムの運用状況

1. 2021 年の 1 年間に、EU の事業者が売り手となる取引が 145,099 回（46,668 トン）eBCD システムに記録された。このうち、取引 86,100 回（13,403 トン）は、妥当性確認が免除された。（2.2.1.3 参照）
2. 2019 年の 1 年間に、eBCD システムと陸揚げ申告等とのクロスチェックが EU 加盟国全体で 47,177 件行われ、このうち 18.3%で不一致が見つかり、再検証の対象となった。（2.2.2 参照）
3. 2018 年に発覚した大規模な不正流通事案では、無報告で漁獲・養殖されたクロマグロが、養殖場のあるマルタおよびシチリア（イタリア）で加工後にスペインの会社に運ばれ、年間 2,500 トン以上が取引されていたと発表されている。偽装した eBCD を使用して輸送されていたとされる。EU は、再発防止策として、養殖場の検査や養殖クロマグロの加工船のモニタリングを強化することを提案している。（2.2.3.2 参照）
4. EU から日本等に輸出するクロマグロについては、輸入時に輸入国が eBCD を確認するため、漁獲から輸出までの eBCD システムを通じた情報の記録・伝達が行われていると考えられる。一方で EU 加盟国から輸出されず国内で消費されることが明らかなクロマグロについては、漁獲と最初の取引の記録は行われるとしても、その後の取引情報の eBCD システムへの記録が行われていないと考えられる。（2.2.4 参照）

2.2.1 漁獲報告、情報伝達などの義務の実施状況

2.2.1.1 「BCD プログラム実施年次報告書」

EU 加盟国は、毎年 9 月 15 日までに、前年の 7 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間を対象とする附属書 VI に記載の情報を含む BCD プログラム実施年次報告書（以下、BCD 年次報告書）を電子的手段で欧州委員会に提出することになっている（規則 640/2010 の第 11 条 1）。さらに欧州委員会は、連合の年次報告書を作成し、毎年 10 月 1 日までに ICCAT 事務局に通知することになっている（規則 640/2010 の第 11 条 2）。eBCD の実施状況についても、年次報告書のなかで報告することになっている（勧告 22-16 の 5k）

各国からの BCD 年次報告書の項目は附属書 VI で定められている。以下のとおり。

1. 漁獲文書から抽出された情報

- 妥当性確認した漁獲文書の数
- 他の EU 加盟国または CPC から受け取った妥当性確認済みの漁獲文書の数
- 国内クロマグロ取引量の漁場別、漁具別の内訳
- クロマグロの輸入、輸出、養殖場への移送、再輸出の総量（原産地、再輸出または仕

向地、漁場、漁具ごとの CPC 別の内訳を含む) — 他の EU 加盟国または CPC に要求した漁獲文書の検証の回数と結果概要 — 他の EU 加盟国または CPC から受け取った漁獲文書の検証要求の数と結果概要 — 禁止決定の対象となったクロマグロのロットの総量と、製品別、取り扱い別（国内取引、輸入、輸出、再輸出、養殖場への譲渡）、禁止の理由別、出発国または行先国別の内訳 2. 本規則第 9 条(1)および(2)（※妥当性確認のための検証・検査のこと）に基づくロットに関する情報 — ロット数 — クロマグロの総量と製品別、事業の性質別（国内取引、輸入、輸出、再輸出、養殖場への移送）、EU 加盟国別の内訳
--

この BCD 年次報告書は非公開情報となっており、EU が提出していることはわかるが、報告書の内容は不明である。

ただし、2019 年および 2021 年の eBCD の利用状況については、EU が ICCAT の会議で資料提供している。

2.2.1.2 2019 年における eBCD による年間の取引件数・取引重量

2020 年の ICCAT 統計と保存措置改善常設作業部会（Permanent Working Group for the Improvement of ICCAT Statistics and Conservation Measures (PWG)）における議論のなかで、EU は米国からの質問に回答する形で 2019 年における eBCD に記録された年間の取引件数・取引重量を明らかにしている²¹。これを表 2.2.1 にまとめた。

資料によると、2019 年の 1 年間で 102,719 回、計 29,975 トンの取引が eBCD システムに記録された。この重量は、2019 年の EU の漁獲量 17,171 トンを大きく上回っている。これは、①同じロットが複数回登録されうる（例えば、漁船が漁獲して陸揚げしたクロマグロが、漁業者→卸売業者→輸出業者→EU 外の輸入業者、と流通した場合、取引は 3 回あるので、最大で 3 回登録されうる）、②養殖由来の魚の取引時（＝養殖後）の魚体が漁獲時（＝養殖前）より大きい（例えば、マルタは 11,706 トンの取引を登録しているが、このうち輸出が 11,591 トンであり、ほぼすべて養殖由来と考えられる）、③EU 外から輸入した活魚を養殖する場合がある、という事情による。なお総漁獲量 17,171 トンのうち、まき網漁獲量 11,278 トンと定置網²²2,470 トンの多くは活魚のまま養殖場に向かうと推測される。

²¹ ICCAT 資料 No. PWG420 2020

https://www.iccat.int/com2020/ENG/PWG_420_ENG.pdf

²² スペインの伝統的なわな漁（定置網）である「アルマドラバ」により漁獲されたクロマグロについて

表 2.2.1 2019 年の 1 年間ににおける eBCD に登録された取引の件数と重量

	計	Cyprus	Spain	France	Greece	Croatia	Italy	Malta	Portugal	other
総取引										
取引回数	102,719	36	35,146	16,352	4,298	2,843	41,894	1,129	933	88
重量(トン)	29,975	66	10,805	1,257	344	2,806	2,534	11,706	436	22
EUからEU以外の国・地域への輸出										
取引回数	7,345	0	5,501	53	911	192	28	613	47	0
重量(トン)	20,433	0	6,079	1	95	2,641	3	11,591	22	0
EUの加盟国間の取引										
取引回数	15,292	29	8,454	2,343	2,296	459	1,124	346	181	60
重量(トン)	1,835	66	679	262	199	42	204	70	303	11
加盟国内の取引										
取引回数	80,082	7	21,191	13,956	1,091	2,192	40,742	170	705	28
重量(トン)	7,701	0	4,047	994	49	123	2,327	39	111	10
参考：2019年の漁獲量（トン）										
計	17,171	151	5,389	5,381	313	831	4,286	338	475	7
まき網漁獲量	11,278	85	2,457	4,374	0	751	3,347	256	8	0
定置網漁獲量	2,470	0	1,893	0	0	0	353	0	225	0
その他漁獲量	3,422	66	1,040	1,007	313	80	586	82	241	7
参考：養殖場収容量		休止中	9,640	休止中	休止中	7,880	休止中	12,300	500	-

出典）取引回数と取引重量の値は ICCAT 資料 No. PWG420 2020 による。

漁獲量は ICCAT の web サイトからダウンロードした統計データによる。

養殖場収容可能量は 2019 年に EU が ICCAT に提出した操業計画書による。

て、以下の 2008 年のレポートでは、今日では養殖クロマグロと同様に、多くは陸揚げされることなく加工船へと収獲され、フィレ等に加工・冷凍され、日本等に輸出されているとしている。

ミゲル・バスケス・アーチデイル、井上喜洋（2008）南部スペインにおける定置網“アルマドラバ”発展の歴史、「ていち」第 114 号

https://www.researchgate.net/profile/Miguel-Vazquez-Archdale/publication/312092308_nanbusupeinniokerudingzhiwangarumadorabafazhannolishi/links/586f3e7708ae8f91db7c2/nanbusupeinniokerudingzhiwangarumadorabafazhannolishi.pdf

さらに 2015 年の下記の記事によると、アルマドラバにより追い込んだマグロを陸揚げせず、畜養してから収獲するケースが急増しているという。

「日本人の“トロ信仰”により世界最古の漁法が消滅危機？ 地元スペインは天然好む」newsphere 記事 Jun 15 2015

<https://newsphere.jp/world-report/20150615-1/>

2.2.1.3 2021 年における eBCD による年間の取引回数・取引重量

2022 年の常設作業部会でも、EU は eBCD による年間の取引件数・取引重量、および妥当性確認の適用除外となった数を報告している²³。(表 2.2.2)

全体の取引回数は 145,099 回であり、重量合計は 46,668 トンであった。

取引が「EU 以外の国・地域への輸出」「EU 加盟国間の取引」「EU 加盟国内の取引」に分けて集計されており、重量で最も多いのは「EU 以外の国・地域への輸出」29,579 トンである。一方で、取引回数が多いのは EU 加盟国内の取引で、11,521 トンの取引が、111,093 回に分けて行われている。

ただし、これらの取引には養殖向けの活魚取引や、養殖された魚の取引が含まれる。そのため、漁業由来（天然）の BFT に限定した eBCD システムの利用状況はわからない。

表 2.2.2 2021 年 1 年間における eBCD に登録された取引の件数と重量

	計	Cyprus	Spain	France	Greece	Croatia	Italy	Malta	Portugal
総取引									
取引回数	145,099	135	55,882	26,386	4,512	2,701	50,683	2,278	2,522
重量(トン)	46,668	69	14,970	5,474	354	5,189	7,106	12,790	716
EU以外の国・地域への輸出									
取引回数	7,701	-	5,634	95	896	116	79	844	37
重量(トン)	29,579		7,251	3,497	58	4,371	2,122	12,057	223
EUの加盟国間の取引									
取引回数	26,305	31	11,604	8,930	2,957	358	1,322	631	472
重量(トン)	5,567	63	797	680	257	697	2,492	250	331
加盟国内の取引									
取引回数	111,093	104	38,644	17,361	659	2,227	49,282	803	2,013
重量(トン)	11,521	6	6,922	1,296	39	121	2,492	483	162

参考：2021年の漁獲量（トン）									
計	19,128	169	6,182	5,848	327	907	4,699	382	614
まき網漁獲量	12,646	95	2,973	4,694	0	818	3,872	194	0
定置網漁獲量	2,623	0	1,990	0	0	0	243	0	390
その他漁獲量	3,877	74	1,219	1,154	327	89	584	188	224

参考：2021年の養殖計画									
養殖場収容量	49,732	3,000	11,852	-	2,100	7,880	12,600	12,300	500
養殖への投入	24,777	2,195	6,850	-	785	2,947	3,214	8,786	350

出典) 取引回数と取引重量の値は ICCAT 資料 PWG_407_REV/2022 による。

漁獲量は ICCAT の web サイトからダウンロードした統計データによる。

養殖場収容可能量は 2021 年に EU が ICCAT に提出した操業計画書による。

²³ https://www.iccat.int/com2022/ENG/PWG_407_ENG_REV.pdf

全体の取引回数 145,099 件の 59%にあたる 86,100 件は、妥当性確認が免除されている(表 2.2.3)。2.1.4.2 で述べた通り、妥当性確認の免除される条件は 3 通りある。

(A)国内取引であって、漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでいる場合

(B)EU 加盟国間の取引であって、漁獲と最初の取引の妥当性確認が済んでおり、フィレまたは「その他」の形態である場合

(C)タグ付きの魚である場合

表 2.2.3 で「STA による免除」は(B)、「タグによる免除」は(C)による免除を指す。

免除の利用は、国により大きく異なる。フランスは取引 26,386 回のうち 25,553 回と 97%を免除の対象にしている。ただし重量でみると 5,474 トンのうち 1,894 トンと 35%に過ぎない。フランスはまき網漁船が活魚を捕獲してほかの国の養殖場に輸出している。活魚の取引は妥当性確認が必要となる。したがって、鮮魚や冷凍でのクロマグロの取引において、免除を利用しているのではないかと推測できる。

表 2.2.3 2021 年 1 年間における取引と、妥当性確認が免除された件数と重量

	計	Cyprus	Spain	France	Greece	Croatia	Italy	Malta	Portugal
総取引 (A)									
取引回数	145,099	135	55,882	26,386	4,512	2,701	50,683	2,278	2,522
重量(t)	46,668	69	14,970	5,474	354	5,189	7,106	12,790	716
うち妥当性確認を免除 (B。Aの内数。割合はAに対する割合)									
取引回数	86,100	135	42,779	25,553	4,512	163	12,604	1	353
割合	59%	100%	77%	97%	100%	6%	25%	0%	14%
重量(t)	13,403	69	4,958	1,894	354	5,668	443	0	17
割合	29%	100%	33%	35%	100%	109%	6%	0%	2%
うち、STAによる免除 (Bの内数。割合はBに対する割合)									
取引回数	19,851	31	8,482	8,099	2,957	3	278	-	1
割合	23%	23%	20%	32%	66%	2%	2%	-	0%
重量(t)	1,649	63	426	595	257	147	9	-	152
割合	12%	91%	9%	31%	73%	3%	2%	-	894%
うち、タグによる免除 (Bの内数。割合はBに対する割合)									
取引回数	8,121	69	3,379	3,660	1,013	-	-	-	-
割合	9%	51%	8%	14%	22%	-	-	-	-
重量(t)	2,151	2	1,397	510	242	-	-	-	-
割合	16%	3%	28%	27%	68%	-	-	-	-

出典) ICCAT 資料 PWG_407_REV/2022 による。

スペインは、eBCD に記録された取引の数が 55,882 件と EU のなかで最も多い。またタグによる免除は重量で 1,397 トンあり、EU のなかで最も多い。スペインのまき網と定置網の漁獲の多くは養殖に回ると考えられるので、その他の漁獲量 1,219 トンなどが「タグによる免除」1,397 トンに回っているのではないかと考えられる。

イタリアは、取引 50,683 件のうち、妥当性確認を免除されているのは 25% の 12,604 件にすぎない。タグによる免除が全くない。取引のうち 49,282 回と多くが国内取引であるにも関わらず、免除が少ないのは、漁獲後の「最初の取引」が多く含まれるからではないかと考えられる。

参考：欧州の消費地卸売市場でのタグ付きクロマグロの販売

本報告書 3.2.1 で紹介する中泉氏の調査では、イタリア・ミラノの卸売市場で、タグ付きのクロマグロの販売が観察されている(2018 年 11 月に訪問)。タグには「Pescato FAO37.2.1 LLD」とあり、それぞれ、天然漁獲であること、漁獲水域が FAO37.2.1 (アドリア海) であること、漁具がはえ縄であることを示している。

このミラノの卸売市場でのタグ付きでのクロマグロの取引は、妥当性確認の免除の条件のうち(A)と(C)の両方に該当する。



写真の撮影と提供＝中泉昌光氏（東京海洋大学 特任教授）

2.2.2 eBCD システムと陸揚げ申告等とのクロスチェックの実施

2.1.8.3 で述べたように、各国は ICCAT 勧告 22-08 のパラ 88 (EU では規則 2016/1627 の第 55 条) の定めにより、eBCD システムと陸揚げ申告等とのクロスチェックをすることになっている。EU は 2020 年の会議資料のなかで、2019 年一年間におけるクロスチェックの回

数を報告している²⁴。それによると、2019 年、EU 加盟国は計 47,177 件のクロスチェックを実施した。これらのクロスチェックの 90%(42,476 件)は取引イベントの妥当性確認プロセスの一環で行われ、残りの 10%は妥当性確認を免除された取引(4,701 件)に関するものであった。妥当性確認の対象となるすべての eBCD はクロスチェックされた。その結果 8,622 件(計 47,177 件の 18.3%に相当)の取引は不一致を受けてさらなる検証の対象となった。2019 年には、陸揚げ時の検査や取引される製品の物的コントロール (physical controls) を含む少なくとも 1,789 件の物的コントロールが行われた。

2.2.3 無報告漁獲物の不正流通への対応事例

2.2.3.1 EU による年次報告書における違反の報告

EU の年次報告書 2022 を見るかぎり、違反は報告されていない。

年次報告書 2021²⁵では、港湾検査で何らかの違反がみつかったとみられるが (GEN 0014~0016)、(下記リンクの p 270-271 にかけて)、BFT に関するものなのかはわからない。2020 年にマルタで遊漁船の BFT の漁獲のルール (1 漁船で 1 日 1 尾までとされた) への違反があったことが示唆される報告がある (p323)。

年次報告書 2020 も同様 (港湾検査 p 261、GEN 0014~0016。マルタ p307)。²⁶

年次報告書 2019 は港湾検査で違反がみつき報告予定である旨が記載されている (港湾検査 p 278、GEN 0014~0016)。

年次報告書 2018 も 2019 とほぼ同じ (p 228) ²⁷。

2.2.3.2 2018 年に発覚したクロマグロの大規模な不正漁獲・流通(Tarantelo 事案)とその対応

上記のように年次報告書にはあまり記載されていないが、2018 年に大規模な不正が発覚している。

2018 年 10 月の欧州刑事警察機構 (Europol) の発表によると、不正を察知したスペインの治安警備隊 (Guardia Civil) が、Europol のコーディネートのもと、フランス、イタリア、マルタ、ポルトガルの当局の支援を受けて捜査を実施した。Tarantelo 作戦、と呼ばれている。

捜査により 79 名が逮捕、80 トンの違法なクロマグロが押収されたほか、2018 年 10 月時点推定で、不正者のネットワークにより年間 2,500 トン以上が取引されたと推定されている。

イタリアとマルタの水域で漁獲され養殖されたクロマグロが、フランスの港を経由して、スペインに輸入された。マルタからは適法に漁獲されオーソライズされた養殖場の魚の書類

²⁴ https://www.iccat.int/com2020/ENG/PWG_420_APP_1_ENG.pdf

²⁵ https://www.iccat.int/Documents/BienRep/REP_TRILINGUAL_20-21_II_3.pdf

²⁶ https://www.iccat.int/Documents/BienRep/REP_TRILINGUAL_20-21_I_3.pdf

²⁷ https://www.iccat.int/Documents/BienRep/REP_TRILINGUAL_18-19_II_3.pdf

を使って違法にスペインに輸入された。イタリアからは書類や検査なしにスペインに到着した。イタリアとマルタに由来するものが大部分だが、そのほかスペインでも無許可漁獲があり、違法漁獲されたクロマグロが船の甲板の下で偽の底に入れられて輸送された。犯罪者は少なくとも 1kg あたり 5 ユーロの利益を上げていたと推定されており、不法利益の総額は 1250 万ユーロに上る。²⁸

その後スペインはスペイン最高裁判所で訴訟を起こした。2022 年末現在で訴訟が継続中である。

2021 年の ICCAT 保存管理措置コンプライアンス委員会の資料²⁹によると、欧州委員会は、2018 年末と 2019 年末に、クロマグロ養殖場とわな漁（定置網）のあるマルタ、イタリア、クロアチア、ポルトガルを対象に一連の検証と監査を実施した。この結果一部の EU 加盟国で欠陥が発見されたため、欧州委員会は違反手続きを開始した。

また欧州委員会は ICCAT に「クロマグロのコントロールとトレーサビリティ手段」作業部会（Working Group (WG) on BFT control and traceability measures）の設置を提案し、議長を務めた。2020 年 4 月 2-4 日に会議を行い、活きたクロマグロの漁業のコントロールのありうる改善策を検討した。EU の提案した改善策は以下のとおり。

- ・ 勧告 19-04（現在の勧告 22-08）のコントロール関連の規定の改善
- ・ 加工船（養殖生簀から収獲したクロマグロを冷凍フィレ等に加工する漁船）への遠隔電子モニタリングの導入。養殖場や定置網での収獲は監視が難しい一方、加工船はモニタリングしやすいため。
- ・ 養殖場や定置網のオブザーバーの自主的な交換を促すパイロットプログラムの設立

1 点目については、2021 年に制定された勧告 21-08 に反映され、これが現行の勧告 22-08 に引き継がれている。勧告 19-04 における Part IV のコントロール措置（Control measures）に関わる記述はパラ 48 からパラ 104 まで計 57 パラあったが、勧告 22-08 における Part IV は、パラ 48 からパラ 228 までの計 181 パラと大幅に増えた。具体的には以下のとおり。

- ・ 許可された養殖場の登録（パラ 61-66。養殖場の名称・場所・収容可能量等を登録し、登

²⁸ 欧州刑事警察機構リリース“[How the illegal Bluefin tuna market made over EUR 12 million a year selling fish in Spain](https://www.europol.europa.eu/media-press/newsroom/news/how-illegal-bluefin-tuna-market-made-over-eur-12-million-year-selling-fish-in-spain)”

<https://www.europol.europa.eu/media-press/newsroom/news/how-illegal-bluefin-tuna-market-made-over-eur-12-million-year-selling-fish-in-spain>

“How an organized crime ring selling illicit tuna was caught” National Geographic 2018 年 10 月 19 日

<https://www.nationalgeographic.com/animals/article/wildlife-watch-news-bluefin-tuna-organized-crime>

“Investigations into tuna smuggling centred on Malta stall as EU Commission escalates legal action” JournalismPlus, 2022 年 3 月

<https://victorborg.com/tuna-investigation-eu-legal-action-escalates>

²⁹ https://iccat.int/com2021/ENG/COC_309_ENG..pdf このうち 20-21 ページに記載されている。

録のない養殖場での養殖を禁止する)

- ・オブザーバー・プログラムの拡充 (パラ 95-107 と Annex6。観察の対象やオブザーバーの義務だけでなく、オブザーバの資格、実施すべきタスクが詳しく規定された)
- ・生簀への収容の行程のコントロール用カメラによる録画の義務づけ (パラ 162-166 と Annex8。AI による個体数・重量の計測が意図されている)。
- ・養殖場への無作為コントロール (Random control) の実施 (パラ 208-215。生簀への収容完了から翌年の収容開始までの間に、管轄当局が養殖場で、ある生簀から別の生簀へとクロマグロを移動させ、コントロール用カメラで撮影し、魚体数を確認する。すべての養殖場が対象で、対象とする生簀は、各養殖場で 1 以上かつ 10%以上)

2023 年 9 月時点では eBCD システム自体の見直しは確認できないが、2023 年の年次総会で、eBCD に「船上加工 (Processing on board)」を反映させることを検討することになっている (勧告 22-08 パラ 195)。なお現在の eBCD には、活魚の取引、輸送、転載、養殖、収獲について記録することになっているが、収獲後の加工について記録するセクションはない。

米国は 2021 年の ICCAT コンプライアンス委員会で、EU に対して次の情報提供を要求している³⁰。

1) 密輸活動の範囲と程度。2) 捜査の進捗状況。3) 活動が何年も検出されずに発生することを可能とした MCS (monitoring, control and surveillance) の弱点。4) 漁業および養殖管理の弱点に対処するために EU 加盟国が講じている措置。5) 違反の責任者に対して取られる罰則を含む強制措置。

EU は回答のなかで、養殖場への収容や収獲におけるモニタリング方法等の改善措置を説明した。密輸の規模については、訴訟中のため明らかにできないとしながらも、捜査の規模 (12 の異なる州に分布する企業・卸売市場、12 の漁業団体に対して 29 件の一斉捜索が行われた) や裁判の状況等を説明している³¹。

2022 年のジャーナリストによる記事³²は、スペイン・治安警備隊による報告書に基づいて不正の手口について説明している。それによると、マルタおよびシチリア (イタリア) の養殖場から、漁獲・蓄養されたクロマグロが、トラックによりバレンシア (スペイン) の会社に運ばれた。かかわった事業者は正規のクロマグロも取り扱っており、それに並行して IUU 由

³⁰ https://iccat.int/com2021/ENG/COC_318_ENG.pdf

³¹ https://iccat.int/com2021/ENG/COC_318_APP_1_ENG.pdf

³² “Stalled court proceedings contribute to impunity in lucrative Mediterranean tuna fishery”
JournalismPlus, 2022 年 7 月 27 日
<https://victorborg.com/court-proceedings-investigations-delay-illegal-tuna-fishing-racket>

来のクロマグロに関与した。

クロマグロの取引には eBCD が必要であり、彼らは偽装した eBCD を使って取引を行ったとされる。eBCD が単に改ざんされている場合もあれば、eBCD をリサイクルしている場合もあったという。関係者によると、同量の違法漁獲クロマグロをスペインに移送するために、例えば日本に輸出したマグロの eBCD をコピーした事例もあったという。

さらに別のケースでは、クロマグロを輸送する担当者が納品書または輸送書類のみを提示し、貨物が検査を受けた場合にのみ、偽造またはリサイクルされた eBCD を持ち出したという。

2.2.4 国内で消費される場合の eBCD の運用

ICCAT の BCD に関する勧告や EU の規則案を見る限り、魚体にタグ付けをしている場合を除き、域内取引であっても、BFT に eBCD を伴うことが必要である。輸出をする場合には（魚体にタグ付けをしている場合を除き）輸出時の妥当性確認が必須であり、そこまでに至る取引が eBCD に記録されると考えられる。

その一方で、漁獲または輸入のあとで国内消費に向かうと分かっているクロマグロに関しては、漁獲や取引（小売業者や外食業者までの取引を含む）を eBCD に記録しているのかは疑問が残る。

実際に、表 2.2.3 の数字を使い、2021 年の各国の国内取引の重量を回数で割って 1 回の取引当たりの平均重量を求めると、スペイン 179kg/回、フランス 75kg/回、イタリア 51kg/回となる。小売業者や外食業者に向かう取引は、規模がもっと小さく、また回数が多いはず（例えばフランスでの国内取引 17,361 回/年は、1 日あたり 48 回程度）で、それらが記録の対象になっているとは考えづらい。

eBCD も含め、現在の CDS（漁獲文書システム）はいずれも、漁獲から輸出・輸入までを追跡できるものの、国内市場で消費される製品を追跡できるようには設計されていない。現在のスペインのように、クロマグロの国内消費がある程度の規模を持つ国においては、国内消費向けにも輸出向けと同じく CDS の対象にしなければ、国内消費に回ったクロマグロの BCD を使って IUU 由来のクロマグロを輸出することが可能になるため、CDS の有効性が損なわれるとの意見がある。³³

³³ Gilles Hosch "THE 2018 ATLANTIC BLUEFIN TUNA TRADE SCANDAL"

https://www.researchgate.net/publication/337223921_The_2018_Atlantic_Bluefin_Tuna_Trade_Scandal_The_catch_trade_control_framework_of_ICCAT_and_how_to_fix_it

3 EU の漁業コントロールシステムにおける漁獲管理

3.1 EU の漁業コントロールシステムにおける漁獲管理の概要

1. 水産資源管理のために TAC や漁獲割当を行っている EU では、漁業コントロール規則により、漁獲量のモニタリングに加え、流通先から水産物の漁獲情報を明らかにできるトレーサビリティの確保を求めている。(3.1.2 参照)
2. 全長 10 メートル以上の漁船の船長には、漁獲操業日誌と陸揚げ申告書を記入し提出する義務があり、うち 12 メートル以上の漁船に関しては電子的な提出が求められている。全長 10 メートル未満の小型漁船にはそれらの義務がないが、漁業者の最初の販売先となる登録購入者やオークション（産地市場の運営者）には販売記録を管轄当局に提出する義務がある。これにより、漁業者の消費者への直接販売を除き、管轄当局が漁獲量を把握できる仕組みになっている。販売記録の提出は小規模な事業者への適用除外はない。一定規模以上の事業者は管轄当局に電子的に提出する必要がある。(3.1.4 参照)
3. 2009 年制定の現行規則から、漁獲・収獲から小売の段階までのトレーサビリティが求められており、各段階の事業者には漁獲情報を伝達する義務がある。(3.1.4.5 参照)
4. 漁業コントロール規則は、EU 加盟国に対し、ルール違反の制裁などの措置を確保するよう求めている。漁業者の違反にはポイントシステムによる免許停止等の措置を定めているが、それ以外は各国に委ねられている。(3.1.8 参照)

3.1.1 システムのルールを定める文書

欧州連合（以下 EU）の漁業コントロールシステムは、欧州理事会規則 1224/2009³⁴（以下、漁業コントロール規則、あるいは FCS 規則と呼ぶ）と、その実施のルールの詳細を定める欧州委員会実施規則 404/2011³⁵（以下、FCS 実施規則と呼ぶ）により実施されている。

³⁴ Council Regulation (EC) No 1224/2009 of 20 November 2009 establishing a Community control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy , amending Regulations (EC) No 847/96, (EC) No 2371/2002, (EC) No 811/2004, (EC) No 768/2005, (EC) No 2115/2005, (EC) No 2166/2005, (EC) No 388/2006, (EC) No 509/2007, (EC) No 676/2007, (EC) No 1098/2007, (EC) No 1300/2008, (EC) No 1342/2008 and repealing Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1627/94 and (EC) No 1966/2006

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2009/1224/2019-08-14>

³⁵ Commission Implementing Regulation (EU) No 404/2011 of 8 April 2011 laying down detailed rules for the implementation of Council Regulation (EC) No 1224/2009 establishing a Community control system for ensuring compliance with the rules of the Common Fisheries Policy

FCS 規則には、3.1.4 で詳述するように、一定規模以上の EU 漁船の船長（master）への漁業操業日誌(fishing logbook)と陸揚げ申告書(landing declaration) の記入・管轄当局への提出、漁船から最初に荷受したオークションセンター（産地市場の荷受）・登録購入者等への販売記録（sales note)の管轄当局への提出の義務付け、さらに加工・流通段階の事業者に対するトレーサビリティの要求を含んでいる。

なお情報伝達に関しては、FCS によるルールとは別に、水産物（冷凍品を含み、加工食品を含まない）を対象に、消費者へ生産方法・漁獲水域等の情報伝達を求める定めが、規則 1379/2013³⁶の第 4 章（第 35 条から第 39 条）にある。

また食品全般の消費者への情報伝達のルールである規則 1169/2011³⁷も適用され、品名・事業者名・所在地等の情報伝達（表示等）が必要である。包装した食品全般に、ロット表示を求めるルールもある（欧州議会・理事会指令 2011/91/EU³⁸）。

トレーサビリティに関しては、主として食品安全（問題発生時の回収や原因究明への対応）を目的として、一般食品法の規則 178/2002³⁹の第 18 条、および動物由来食品を対象とする規

https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2011/404/2020-07-14

³⁶ Regulation (EU) No 1379/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the common organisation of the markets in fishery and aquaculture products, amending Council Regulations (EC) No 1184/2006 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulation (EC) No 104/2000

<http://data.europa.eu/eli/reg/2013/1379/2020-04-25>

³⁷ Regulation (EU) No 1169/2011 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directives 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004 (Text with EEA relevance)Text with EEA relevance

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2011/1169/2018-01-01>

³⁸ Directive 2011/91/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on indications or marks identifying the lot to which a foodstuff belongs (codification) Text with EEA relevance

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2011/91/oj>

³⁹ REGULATION (EC) No 178/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety
<http://data.europa.eu/eli/reg/2002/178/2022-07-01>

則 931/2011⁴⁰が定められている。欧州で水産物を扱う事業者は、これらの要件も満たす必要がある。

3.1.2 システムの目的、対象範囲

FCS の目的は、FCS 規則の第 1 条から読み取れるとおり、共通漁業政策の規則を確実に遵守することにある。「共通漁業政策の規則」とは、共通漁業政策についての欧州議会および理事会規則 1380/2013⁴¹(規則 1224/2009 制定当時の規則 1954/2003 から改正された)を指す。共通漁業政策の規則の目的は、漁業および水産養殖活動を、長期的に環境的に持続可能であり、経済的、社会的および雇用上の利益を達成し、食料供給の確保に貢献するよう管理することにある(規則 1380/2013 の第 2 条 1 より)。

FCS のコントロール措置には、

- ①海域へのアクセスに関する規制(例:漁業許可)
- ②漁業努力(例:船舶のトン数とエンジン出力)
- ③技術的措置(漁具に関する規則など)
- ④EU 漁船によって海で採捕された漁獲のモニタリングと登録

が含まれる⁴²。EU においてはほとんどの商業用水産資源に TAC(漁獲可能量)が設定されており(報告書別添 2 参照)、④の措置を講じる必要がある。

囲み: FCS 規則(規則 1224/2009)より

第 1 条 主題

本規則は、共通漁業政策の規則を確実に遵守するためのコントロール、検査及び執行に関する EU コントロールシステムを設定する。

第 2 条 範囲

⁴⁰ Commission Implementing Regulation (EU) No 931/2011 of 19 September 2011 on the traceability requirements set by Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council for food of animal origin Text with EEA relevance

https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2011/931/oj

⁴¹ Regulation (EU) No 1380/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32013R1380>

⁴² https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/fisheries/rules/enforcing-rules/eu-fisheries-control-system_en

1. 本規則は、加盟国の領域若しくは EU 水域において実施される、又は EU 漁船若しくは旗国である加盟国の主たる責任を排除することなく加盟国の国民により実施される共通漁業政策の対象となるすべての活動に適用されるものとする。

第 5 条 一般原則

- 1 加盟国は、自らの主権下又は管理下の領域及び海域において、共通漁業政策の範囲で自然人又は法人が実施する活動、特に漁業活動、転載、魚介の生簀若しくは水産養殖設備（肥育(fattening)設備を含む。）への移転、漁業及び養殖製品の陸揚げ、輸入、輸送、加工、市販及び貯蔵をコントロールするものとする。
- 2 加盟国はまた、加盟国を旗国とする EU 漁船、及び旗国である加盟国の主たる責任を排除することなくその国民が行う EU の水域外における水域や資源へのアクセス及び活動をコントロールするものとする。

漁業活動だけでなく、転載、生簀への収容、陸揚げ、さらには加工・流通段階もコントロールの対象としている。水産物のサプライチェーンに沿って言えば、EU 漁船が漁獲した水産物は、漁獲・陸揚げから加工・流通段階もコントロールの対象である。養殖水産物に関しては、生簀への収容と、収獲後の加工・流通段階で対象となる。輸入水産物も、EU 域内に輸入されたあとはコントロールの対象となる。

事業者が生じる義務の範囲については、要件ごとに 3.1.4 と 3.1.5 で述べる。

3.1.3 システムの背景・改善経緯

欧州では、1983 年に最初の共通漁業政策（common fisheries policy）が策定された。国連海洋法条約が採択された 1982 年の翌年にあたる。共通漁業政策の主要政策の一つが魚類資源の保存であり、TAC と国別漁獲割当に基づく保存のための管理措置が規定された⁴³。

これに対応し、1982 年に最初の漁業コントロール規則である「加盟国の漁船の漁業活動に対する確実なコントロール手段を確立する理事会規則 2057/82」⁴⁴が定められた。

その後、

- ・1987 年に改正されて「漁業活動に対する確実なコントロール手段を確立する理事会規則

⁴³ 衆議院調査局農林水産調査室（2009）「日本と欧米における漁業政策の動向」

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/nousui_200907_gyogyou.pdf/\\$File/nousui_200907_gyogyou.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/nousui_200907_gyogyou.pdf/$File/nousui_200907_gyogyou.pdf)

⁴⁴ Council Regulation (EEC) No 2057/82 of 29 June 1982 establishing certain control measures for fishing activities by vessels of the Member States
<http://data.europa.eu/eli/reg/1982/2057/oj>

- 理事会規則 2241/87」⁴⁵に、
- ・さらに 1993 年に改正されて「共通漁業政策の適用のコントロールシステムを確立する理事会規則 2847/93」⁴⁶に、
 - ・またさらに 2009 年に改正されて現行の規則 1224/2009 に、
- と、改正が繰り返されてきた。

漁船の船長に対する漁業操業日誌の作成・保存と陸揚げ申告は、1982 年の最初の規則からの義務である。オークション・登録購入者等の販売記録の提出義務は 1993 年の規則から、漁獲から小売までの事業者のトレーサビリティは 2009 年の規則から、新たに加えられた。

表 3.1.1 漁業コントロールシステムを確立する規則の改正経緯

	規則 2057/82 (1982 年)	規則 2241/87 (1987 年)	規則 2847/93 (1993 年)	規則 1224/2009 (2009 年)
漁船船長の漁業操業 日誌の記入・保存	第 3 条	第 5 条	第 6 条	第 14-16 条 (記入・保存+提出)
漁船船長等の陸揚げ 申告	第 6 条	第 6 条	第 8 条	第 23-24 条
オークション・登録 購入者等の販売記録 の管轄当局への提出	—	—	第 9 条	第 62-64 条
漁獲から小売までの 事業者のトレーサビ リティ	—	—	—	第 58 条

⁴⁵ Council Regulation (EEC) No 2241/87 of 23 July 1987 establishing certain control measures for fishing activities

<http://data.europa.eu/eli/reg/1987/2241/oj>

⁴⁶ Council Regulation (EEC) No 2847/93 of 12 October 1993 establishing a control system applicable to the common fisheries policy

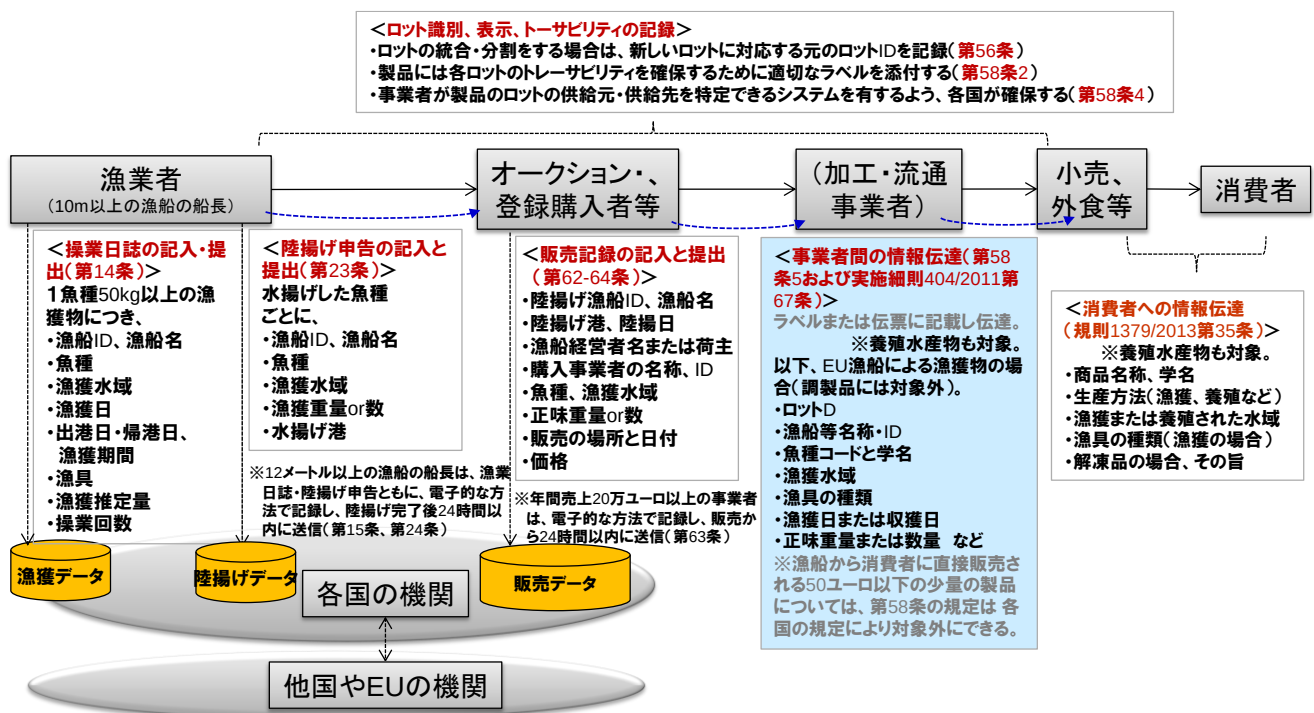
<http://data.europa.eu/eli/reg/1993/2847/oj>

3.1.4 システムのプレイヤーとそれぞれの役割

3.1.4.0 全体像

図 3.1.1 に FCS 規則やその実施規則が定める、漁獲情報の記録や伝達にかかわる定め of 全体像を示す。

図 3.1.1 EU 漁業コントロールシステムにおける漁獲情報の記録と伝達の全体像



3.1.4.1 漁船船長の漁業操業日誌の保持・提出の義務

「第 14 条 漁業操業日誌 (fishing logbook) の記入及び提出」の第 1 項は、全長 (LOA: Length overall) 10 メートル以上の EU 漁船の船長に、各航海・各魚種において 50kg 相当を超える漁獲量を記載した漁業操業日誌を保持することを求めている (つまり、1 回の航海における 1 魚種の漁獲量が 50kg 未満であれば、漁業操業日誌に記録する義務はない)。

第 14 条第 2 項では、漁業操業日誌に含める情報項目を以下のとおり定めている。

- 漁船の外部識別番号及び名前
- 各魚種の FAO の 3 文字コード、及び漁獲が行われた関連する地理的範囲
- 漁獲日
- 出港日及び帰港日並びに漁業航海の期間
- 漁具の種類、網のサイズ及び特徴
- 各魚種の生体重 (kg) の見積量又は適切な場合は個体数
- 操業回数

図 3.1.2 漁業操業日誌 兼 陸揚げ申告書のモデル（実施規則 404/2011 ANNEX VI）

No		EUROPEAN UNION LOG-BOOK										Day Month Hour Year , 20- ,																	
Name of vessel(s) (1)				External identification (2)				Name of master(s) (3)						Departure (4) 1-----1 1-----1 1-----1 from 1-----1															
International Radio call sign (s) (1)								Address(es) 1-----1						Return (5) 1-----1 1-----1 1-----1 to 1-----1															
								1-----1						Landing (6) 1-----1 1-----1 1-----1 at 1-----1															
Gear (8)				Mesh size (9)				Dimension (10)						In case of transhipment (7) Day 1-----1						Name and radio call sign (if any) -----									
1-----1				1-----1				1-----1						Month 1-----1 1-----1						External identification -----									
																				Nationality of recipient fishing vessel -----									
Date (11)		Number of fishing operations (12)		Fishing time (13)		Position (14)				Catch by species kept on board in kilograms live weight or number of units (15) ²																			
						Statistical rectangle		ICES/NAFO/CECAF/CFGM-zone		Non-Member States' fishing zone																Give weight of unit in live weight, of species concerned		Initials	

(*) Delete whichever does not apply. Comments:

実施規則(EU) No 404/2011 には、漁業操業日誌のモデルが ANNEX VI として掲げられている (図 3.1.2)。この様式は日本の漁獲成績報告書の様式と似ており、漁獲日ごとに、水域や各魚種漁獲量を記す欄がある。

第 14 条第 6 項は、漁船の船長に対し、漁業操業日誌の情報を、陸揚げ後可及的速やかに、かつ、陸揚げ後 48 時間以内に旗国に、また他の加盟国の港湾で陸揚げされる場合はその国にも提出するよう求めている。

第 15 条は、全長 12 メートル以上の漁船の船長に対し、漁業操業日誌のデータを電子的手段で、1 日 1 回以上、提出することを求めている。さらに航海を終えて入港する前にも送信しなければならない。情報内容は第 14 条のとおりである。

この第 15 条の漁業操業日誌の電子提出と、3.1.4.2 で述べる第 24 条の陸揚げ申告の電子提出は、現行の FCS 規則（規則 1224/2009）で新たに取り入れられた義務である。ともに、以下に示すように、規模の大きな漁船から順次義務づけることとされた（第 15 条 3）。

- (a) 2012 年 1 月 1 日以降、全長 12 メートル以上 15 メートル未満の漁船
(b) 2011 年 7 月 1 日以降、全長 15 メートル以上 24 メートル未満の漁船

(c) 2010 年 1 月 1 日以降、全長 24 メートル以上の漁船

ただし、15 メートル未満の漁船については、当該漁船が旗国の領海においてのみ操業する場合、または当該漁船の出港から帰港までの海上での時間が 24 時間を超えない場合には、加盟国の判断で第 15 条 1 の義務の対象外とすることができる（第 15 条 4）。

電子的手段で記録し報告する場合には、書面の操業日誌や陸揚げ申告の作成・提出は不要である。（第 15 条 5）

全長 10 メートル未満の小型漁船には、操業日誌の作成や陸揚げ申告の義務がないが、これは「漁獲能力に比べて不釣り合いな負担となる」（FCS 規則 前文 19）との当時の認識による。そのかわり第 16 条では、漁業操業日誌の記入・提出の義務のない漁船（つまり全長 10 メートル未満の漁船）に関し、日誌の記入・提出を義務づけないかわりに、加盟国がそれらの漁船のなかからサンプリングに基づいてモニターすることを規定している（第 16 条 1-2）。加盟国はその代替する方法として、第 62-63 条の販売記録を使うこともできる。

第 17 条（事前通知）は、多年次計画の対象となる漁業資源の漁業に従事する全長 12 メートル以上の漁船の船長であって、第 15 条に従い電子的手段により漁業操業日誌のデータを記録する義務を負っている者に対し、旗国である加盟国の管轄当局に帰港予定時間の 4 時間前までに、帰港先とその目的、帰港予定日時、漁業操業日誌に記録された魚種別の漁獲量等の情報を通知するよう求めている。管轄当局が陸揚げを監視可能にするためである。

3.1.4.2 漁船船長の陸揚げ申告書の記入・提出の義務

第 23 条は、全長 10 メートル以上の漁船の船長またはその代理人に対し、陸揚げ申告書（landing declaration）を記入させ、陸揚げ完了後 48 時間以内に、旗国（陸揚げ地が他の加盟国である場合はその国）の当局に対し、提出することを求めている。

陸揚げ申告書に記す情報項目は以下のとおりである。

- (a) 漁船の外部識別番号及び名前
- (b) 各魚種の FAO の 3 文字コードおよび漁獲実施に関連する地理的範囲
- (c) 製品の体裁（presentation）の種類ごとに分類した、各魚種の製品重量（キログラム）、又は適切な場合は個体数
- (d) 陸揚げ港

陸揚げ申告書の重量は、漁業操業日誌における見積量ではなく、陸揚げ後にオークション・登録購入者等によって実際に計量された値を使用する。

第 24 条は、全長 12 メートル以上の漁船の船長に対し、陸揚げ申告を電子的に記録し、加盟国管轄当局に送信することを求めている。

なお、漁獲可能量ではなく漁獲努力量を管理する魚種に対しても、漁獲量・陸揚げ量の報告義務がある。⁴⁷

3.1.4.3 加盟国による集計

第 33 条は、加盟国における漁獲量及び漁業努力量の記録の保存と集計について規定している。

加盟国は、漁獲量等の毎月の集計データを、翌月 15 日までに欧州委員会又は同委員会が指名した機関に送信する（第 33 条 2）。

3.1.4.4 オークション・登録購入者等の販売記録の作成・提出

欧州加盟国は、すべての漁業製品の最初の販売（first sale）または登録が、オークションセンターで、または登録購入者（registered buyer）か生産者組織に対して行われるよう、確保しなければならない（第 59 条 1）。この登録購入者は、最初の販売が行われる加盟国の管轄当局による登録を受ける必要がある（第 59 条 2）。ただし私的な消費のために販売される 30kg 以内の製品は第 59 条 1 と 2 の適用を免除される（第 59 条 3）。

計量は基本的に陸揚げ時、かつ貯蔵・輸送・販売の前に実施される（第 60 条 2）。漁船からの「最初の販売」（first sale）に責任のある事業者（オークションセンター、登録購入者、または生産者組織。以下「オークション・登録購入者等」）は、計量作業の正確性にも責任を負う（第 60 条 4）。鮮魚にはしばしば保冷のために氷を施すことがあるが、計量の際には除去する必要がある（実施規則第 74 条 1）。この計量結果は、漁船による陸揚げ申告書と、オークション・登録購入者等による販売記録の両方に使用される（第 60 条 5）。

漁業製品の最初の販売における毎年の売上高が 20 万ユーロ以上であるオークション・登録購入者等は、販売記録を電子的に記録し、最初の販売の完了後 24 時間以内に、加盟国の管轄当局に電子的手段により送信する義務がある（第 63 条 1）。

売上高が 20 万ユーロ未満のオークション・登録購入者等も、最初の販売から 48 時間以内に、可能であれば電子的な手段で、加盟国の管轄当局に対し、販売記録を提出する義務を負う（第 62 条 1）。ただし加盟国は、売上高 20 万ユーロ未満のオークション・登録購入者等にも、電子的な手段で提出するよう義務づけることができる（第 62 条 2）。

販売記録の内容は、第 64 条において以下のとおり定められている。

- (a) 関連する製品を陸揚げした漁船の外部識別番号及び名前
- (b) 陸揚げ港及び陸揚げ日

⁴⁷漁業コントロール規則 2847/93 までは、漁獲量・陸揚げ量の報告は、漁獲可能量が設定された魚種に限定されていた。

- (c) 漁船の事業者又は船長の名前及び異なる場合は販売者の名前
- (d) 購入者の名前及びその VAT 番号、納税者番号又はその他の一意識別子
- (e) 各魚種の FAO の 3 文字コード、および漁獲実施に関連する地理的地域
- (f) 製品の体裁 (presentation) の種類ごとに分類した、各魚種の製品重量 (キログラム)、又は適切な場合は個体数
- (g) 市販基準の対象となるすべての製品に関し、適切な場合は個々のサイズ又は重量、グレード、体裁 (presentation) 及び生鮮性
- (h) 適切な場合は、規則(EU) No 1379/2013 の第 30 条に従い、漁業製品の貯蔵のために、市場から回収した製品を運ぶ目的地
- (ha) 適切な場合は、適用される最低保全基準サイズを下回る、正味重量で表示される重量 (キログラム) 又は個体数及びその目的地
- (i) 販売場所及び販売日
- (j) 可能な場合は、請求書の照会番号及び日付並びに適切な場合は販売契約書
- (k) 該当する場合は、第 66 条に定める引継申告書又は第 68 条に定める輸送書類関連事項
- (l) 価格

販売記録の電子データのフォーマットは、各加盟国が定める (実施規則第 91 条)。

3.1.4.5 トレーサビリティ

第 58 条第 1 項は、「漁業及び養殖製品のすべてのロットは、漁獲又は収獲から小売の段階までの生産、加工及び流通のすべての段階において追跡可能でなければならない」としている。

FCS 規則は「ロット」という用語に特別な意味を持たせており、「一つの特定の種の、同じ形態 (presentation) で、同じ海域・同じ漁船か漁船グループ、または同じ養殖生産単位から得られる漁業および養殖製品の数量」と定義している (第 3 条 20)。そして第 56 条 3 は加盟国に対し、漁獲または収獲されたすべての水産製品が最初の販売前にロットになることを保証するよう求めている。

第 2 項では、各ロットのトレーサビリティを確保するために、ロットに適切な表示をすること、第 3 項ではロットの統合・分割の条件、第 4 項ではロットの入荷先と出荷先を識別するためのシステムと手順の整備について言及している。

第 5 項では、事業者間でラベルまたは伝票により伝達すべき情報項目が定められている。

- (a) 各ロットの識別番号
- (b) 漁船の外部識別番号及び名前又は養殖生産単位の名前
- (c) 各魚種の FAO の 3 文字コード
- (d) 漁獲日又は生産日
- (e) 正味重量で表示される各魚種の重量 (キログラム) 又は適切な場合は個体数

(ea) (e)の数量に最低保全基準サイズを下回る魚が含まれる場合は、それを区分したそれぞれの正味重量で表示される各魚種の重量（キログラム）又は適切な場合は個体数

(f) 供給者の名前及び住所

(g) 欧州議会及び理事会規則(EU) No 1379/2013 の第 35 条に定める消費者情報（水域、漁具など）

ただし輸入水産物のうち漁獲証明制度の対象外となるもの（養殖水産物など）、淡水由来の水産物、観賞用の魚・甲殻類・軟体動物は、(a)～(f)の情報が不要となる（第 58 条 7 および実施規則第 67 条 11）。また貿易品名コードが 1604 および 1605 で始まる品目（水産調製品）は第 5 項の情報は適用されない（実施規則第 67 条 12）。つまり生鮮品・冷凍品・フィレなど貿易品名コードが 03 で始まる鮮魚・活魚・冷凍魚・フィレ等が対象となる）。

ただ、第 58 条の第 1 項から第 7 項の表現は、ほかの販売記録の提出等を求める条項とは異なり、事業者を主語とするのではなく、第 1 項の「・・・ロットは、・・・追跡可能でなければならない」といったように、実現すべき姿を述べながらも、それぞれの定めがどの事業者の義務なのかが明確でない（もっとも、この第 58 条の実施の詳細を示す実施規則第 67 条は“Operators shall ～”と事業者を主語として義務づける表現となっている）。（なお、改正案 com2018/368 では、一部の項のみ、事業者を主語とした規定をしている）

3.1.5 小規模な事業者のための例外規定やバックアップ

* 漁船船長の漁業操業日誌と陸揚げ申告に対する適用除外

3.1.4.1 で述べたように、10 メートル未満の漁船の場合、漁業操業日誌と陸揚げ申告は必要ない。10 メートル以上の漁船であっても、各航海・各魚種の漁獲量が 50kg 未満なら申告は必要ない。

* 販売記録の適用除外

小規模な事業者に対し、販売記録の提出を適用除外とする定めはない。ただし電子的な提出については、3.1.4.4 で述べた通り、年間 20 万ユーロ未満の売り上げであれば免除される。

欧州委員会は、全長 10 メートル未満の一定の分類の EU 漁船から陸揚げされた漁業製品に関し、又は種ごとの生体重が 50 キログラム相当を超えない重量の陸揚げされた漁業製品に関し、販売記録を加盟国の管轄当局等に提出する義務を免除することができる。この免除は、当該加盟国が第 16 条及び第 25 条に従い受入可能なサンプリング・システムを導入している場合に限る。（第 65 条 1）。

また購入者が取得した 30kg までの漁業製品であって、その後市販されずに私的な消費のみに使用されるものは、第 62 条、第 63 条及び第 64 条に定める規定から除外される（第 65 条 2）。

*トレーサビリティの適用除外

加盟国は、漁船から消費者に直接販売される少量の生産物を、第 58 条に定める要件から除外することができる。ただし、1 日につき 50 ユーロを超えないことを条件とする（第 58 条 8）。

3.1.6 情報システムの機能

FCS 規則の実施のための情報システムは、欧州漁業管理庁(EFCA)のシステム ERS と、各加盟国のシステムからなる。

* ERS

ERS (Electronic Reporting System) は、欧州漁業管理庁(EFCA)が管理する、EU 規則に従って漁業データ(漁獲、陸揚げ、販売、転載)を記録、報告、処理、保存、送信するための統合的なシステムである⁴⁸。

* 各加盟国のシステム：スペインの事例

スペイン当局による欧州委員会への FCS 規則第 118 条に基づく報告（3.2.3 参照）によると、スペインは漁業情報システム SIPE (Sistema de Información Pesquera Español) を導入した。情報がさまざまな部門間で共有できるようになり、データベース間の相互接続も大幅に改善されたという。

FCS 規則の第 109 条の規定に従って、SIPE システムの各アプリケーションで受信したすべての情報が検証され、妥当性確認される。検証には、各 SIPE アプリケーション内のデータの検証(アプリケーション内検証)と、異なるアプリケーション間のデータの検証(アプリケーション間検証)の 2 つのレベルのアクションがある。これにより ACDR システム⁴⁹を通じて EU に送信される前にデータの品質を確保しており、データを継続的に改善しているという。

図 3.1.3 は、スペイン水産省の担当者によるプレゼン資料⁵⁰からの抜粋である。

漁船からの操業日誌、オークション等からの販売記録がノードに集約され、欧州委員会のノードに送られていることがわかる。

⁴⁸ Electronic Reporting System

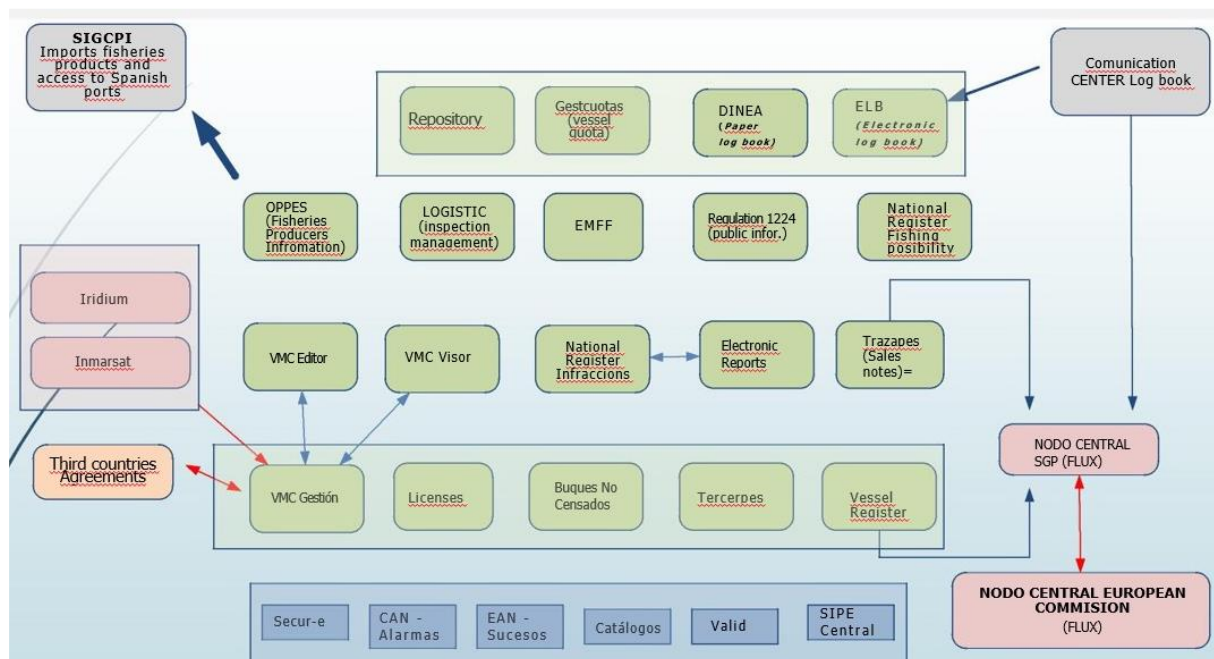
<https://ers.efca.europa.eu/ERSReportExchange/>

⁴⁹ ACDR(Aggregated Catch Data Report)は、旗国が自国の漁獲データを集約し、EU・RFMO・他国管轄機関等に報告する際に使用するデータの規格。国連 CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）が規格を管理している。

<https://circabc.europa.eu/sd/a/8baacc83-3faa-45d9-8703-0d693bebe12f/ACDR%2520V4.0%2520Implementation%2520document.pdf>

⁵⁰ https://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2022/07/DAVID_PODEROSO_11_JULIO_2022.pdf

図 3.1.3 スペインの漁業情報システム SIPE の枠組み



3.1.7 伝達する漁獲情報の内容と伝達方法

事業者間で伝達する漁獲情報の内容は、FCS規則の第58条5が定めるとおりである(3.1.4.5参照)。FCS実施細則第67条によると、ラベルまたは伝票に記載して伝達する必要がある。

なお、FCS規則第58条が求める事業者間の漁獲情報の伝達のために、大西洋クロマグロにおけるeBCDシステムのように国際機関や国が情報システムを用意し、事業者にそのシステムへの漁獲情報の記録や共有を義務づけることは一般的ではないが、次のような事例がある。

* ラトビアの事例

ラトビアでは、ラトビア農業省が漁業製品ののためのトレーサビリティ情報システムを開発し、2018年6月からLatvian Fisheries Integrated Control and Information System(以下LFICISシステム)として運用している⁵¹。

FCS規則実施の詳細を定めるラトビアの法令(Regulation of Minister Cabinet)⁵²のなかで、

⁵¹ <https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/system/files/2021-03/2-2-LATVIA-National-digital-traceability.pdf>

⁵² Regulation of Minister Cabinet No. 94 «Regulations Regarding the Controls of Fish Landing and Inspections of Fish Marketing and Transport Facilities, Warehouses and Processing Premises»
<https://www.vvc.gov.lv/lv/latvijas-republikas-tiesibu-akti-anglu-valoda/cab-reg-no-94-regulations-regarding-control-fish-landing-and-inspection-fish-marketing-and-transport-facilities-warehouses-and-processing-premises-amendments-02072019>

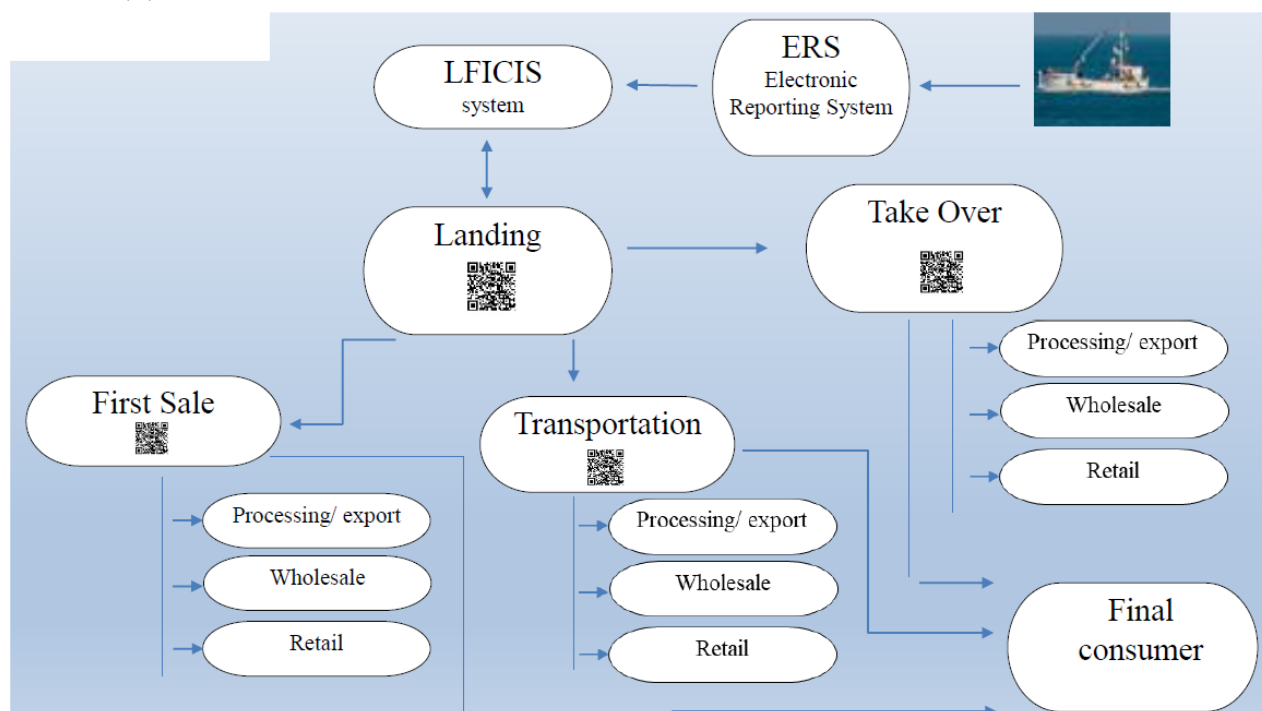
このシステムを利用するよう定めている。

対象はラトビアの漁船、または外国漁船がラトビアに陸揚げしラトビアの登録購入者が購入した漁業製品である。ユーザーは漁業コントロールと食品衛生コントロールを担当する国の管轄当局、税関、事業者（漁業者、最初の購入者、輸送業者、加工業者、卸売業者、輸出業者）である。

漁業操業日誌・陸揚げ申告書・販売記録のデータが ERS（ラトビアの電子報告システム）を通じてこの LFICIS システムに蓄積される。システムは主として陸揚げのデータに対し、ロットの ID を自動的に生成する。この ID の入った QR コードを、事業者がロットに表示する。この QR コードでサーバにアクセスすることにより、管轄当局・顧客ともに、漁獲情報を閲覧することができる。なお選別や加工により新しくロットが作られる場合には、事業者がロットの分割・統合の情報を LFICIS システムに記録すると、新しいロットの ID が生成される。

システム開発には EMFF（欧州海事漁業基金）の資金が利用され、開発プロジェクトの費用は 419,870 ユーロであった。国家予算から支出される維持費用は 27,000 ユーロ/年のみだが、それとは別に農業省のシステムの専門家が関与している。事業者は無料で利用できる。⁵³

図 3.1.4 ラトビア LFICIS システムにおけるトレーサビリティのフローチャート



出典）ラトビア農業省の担当者の資料より。http://gc.eurofish.dk/PDFs/Traceability_LV.pdf

⁵³ http://gc.eurofish.dk/PDFs/Traceability_LV.pdf

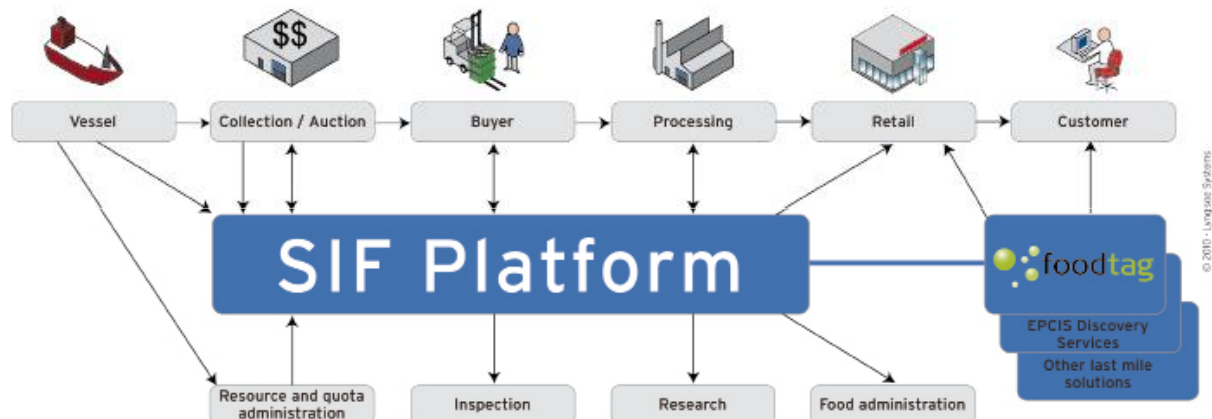
このシステムにより、トレーサビリティが確保され、顧客や消費者への情報伝達ができるほか、管轄当局による流通のコントロールにも利用されている。なおラトビアの海面漁業の年間陸揚げ量は 63,117 トン（2021 年、Eurostat）で、そのうちヨーロッパアンズプラットが 31,199 トン、大西洋ニシンが 30,862 トンと、この 2 魚種で 98.3%を占める。ラトビアではこの 2 魚種の加工品（燻製オイル漬）の製造が盛んである。

デンマークの事例：トレーサビリティ情報システム（SIF）

デンマークでは、EU およびデンマーク農林水産省から資金提供を受け、民間のイニシアティブにより、漁船から小売に至る事業者が利用する情報システムが開発された。漁業者が漁獲物についてのデータを提供し、それを扱ったオークションが各ロットの購入者と ID 番号の情報を提供する。購入者や加工業者は、そのロットの販売先や、ロットの分割・統合が生じた場合にはその情報を追加することができる。最終的に小売業者は、消費者への情報伝達のためにデータを使用することができる。これによって、第 58 条 4 と 5 が求める情報伝達が容易にできる。

ただし、このシステムの利用は任意であり、実際のユーザーは期待より少なかったため、運営費の資金調達が困難で、システムのさらなる開発ができていないという。⁵⁴

図 3.1.5 デンマークの水産物トレーサビリティシステム（SIF）



出典）以下の資料から引用

https://en.fvm.dk/fileadmin/user_upload/ENGLISH_FVM.DK/Themes/Yield_of_fish/A_new_traceability_system_supporting_full_documentation.pdf

⁵⁴ <https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/system/files/2021-03/2-3-DENMARK-Traceability-system.pdf>

3.1.8 データ分析・検証と執行の仕組み

3.1.8.1 加盟国によるデータの分析と監査

加盟国は、本規則に従って記録されるデータを確認するためのデータベース及び確認システムを設置する（第 109 条 1）。漁業操業日誌、陸揚げ申告書、販売記録などのデータについて、自動的にクロスチェックし、分析及び検証を実施する（第 109 条 2）。情報が電子的な手段で送信されなかった場合は、加盟国は手作業で入力しなければならない（第 109 条 7）。データの不一致が特定された場合、関係する加盟国は必要な調査を実施し、違反が行われたことを疑う理由があるときは必要な措置を講ずる（第 109 条 5）。

3.1.8.2 欧州委員会のデータ利用

欧州委員会は、各加盟国のデータベースにアクセスすること、またデータをダウンロードすることができる（第 110 条）。

また漁船が他の加盟国の水域で漁業を行ったり、他の加盟国に陸揚げしたりする場合などには、加盟国間でデータを交換する（第 111 条）。

3.1.8.3 違反に対する措置

加盟国は、ルールの違反に対して、行政措置や刑事訴訟を含め、適切な手段を確保する（第 89 条 1）。制裁措置の水準は、権利侵害に由来する経済的利益を得た者から効果的に奪い取るような方法で計算される（第 89 条 2）。

FCS 規則は、IUU 規則第 42 条 1 が規定する行為に加え、FCS 規則第 90 条 1 で追加して規定する行為を「重大な違反」と見なす。

<IUU 規則第 42 条 1 の規定>

- (a) IUU 漁業を構成するとみなされる活動
- (b) IUU 漁業に直接関連するビジネス。水産物の取引/輸入を含む。
- (c) IUU 規則で言及されている文書の偽造、およびそうした偽造または無効な文書の使用。

<FCS 規則第 90 条 1 で追加して規定>

- (a) 漁獲物の陸揚げが第三国の港で行われた場合に陸揚げ申告書または販売記録が送信されないこと。
- (b) エンジン証明書に基づく最大連続エンジン出力を超えて出力を増加させる目的でエンジンを操作すること。
- (c) 漁業操業中に漁獲した割当対象の魚種を陸揚げしないこと。

加盟国は、法人または自然人を行政的制裁によって処罰する（第 90 条 2）。

漁船の IUU 漁業活動（IUU 規則第 42 条(1)(a)）や文書偽造（同第 42 条(1)(c)）に対しては、ポイントシステムが適用され、漁業免許の保有者にポイントが与えられる。一定のポイントを超えると漁業免許が最低 2 か月停止される。点数超過が繰り返されると免許停止期間

が増え、5 回繰り返された時点で免許が取消しとなる。(第 92 条)

3.1.8.4 加盟国における制裁の仕組み：スペインの事例

上述のように、制裁措置は各国が国内法で用意する必要がある。

スペインは 2014 年 12 月に、漁業に関する新しい法律を採択した(Ley 33/2014, de 26 de diciembre, por la que se modifica la Ley 3/2001, de 26 de marzo, de Pesca Marítima del Estado⁵⁵。2015 年 1 月 16 日に発効)。

この法律では、漁業における違反を「軽微な違反」「重大な違反」「非常に重大な違反」の 3 つのカテゴリに分け、起こり得るすべての違反を列挙している (第 99 条から第 101 条)。漁獲情報の記録・伝達に関わるものを以下に示す。

<非常に重大な違反 (第 101 条) >

- c) 認可、許可、またはライセンスを取得するために、虚偽の文書、データ、状況、または情報を提示すること。

<重大な違反 (第 100 条) >

- 2-b) 漁業操業日誌を搭載しないこと
- 2-c) 漁業操業日誌や陸揚げ申告書に記載をしないこと
- 2-e) 入港時の漁業操業日誌および陸揚げ申告書の不提出
- 2-f) 電子操業日誌データを管轄当局に送信しないこと

<軽微な違反 (第 99 条) >

- c) 漁業操業日誌や陸揚げ申告書の誤記載 (改ざんではないもの)

水産物の販売に関しても、この 3 つのカテゴリに分けて起こりうる違反が列挙されている (第 102-104 条)。

<重大な違反 (第 103 条) >

- d) 法律で義務付けられている対応する文書を持たずに漁獲物を輸送すること
- j) 義務づけられた販売記録を発行しないこと。または虚偽のデータが含まれていること
- m) 箱または包装における魚種の不正確な識別
- p) 規則で要求されているトレーサビリティ、ラベル表示、衛生または消費者情報の要件を満たしていない水産物を、法的に規定されたどの形態でも、所持、委託、輸送、輸送、保管、加工、展示および販売すること。

<軽微な違反 (第 102 条) >

⁵⁵ Ley 33/2014, de 26 de diciembre, por la que se modifica la Ley 3/2001, de 26 de marzo, de Pesca Marítima del Estado.

<https://www.boe.es/eli/es/l/2014/12/26/33>

a) 情報提供義務の不履行（重大な違反に該当するものを除く）

制裁には、警告、公開での懲戒、罰金、漁獲物の没収などがある。漁業者に対しては、ポイント加算、漁業活動の資格停止、船舶の押収などもある。（第 105 条）

罰金は、次の範囲で課せられる。

a) 軽微な違反には 60～600 ユーロ

b) 重大な違反には 601～60,000 ユーロ

c) 非常に重大な違反には、60,001～600,000 ユーロ

違反行為の結果として得られる経済的利益や、水産資源に与えた損害等に応じて調整される。（第 106 条）

3.2 EU 漁業コントロールシステムの運用状況

1. EU 加盟国の水産物産地市場の運営者は、毎日のセリの終了後、販売記録を電子データにより管轄当局に提出している。バイヤーが端末を利用する電子セリが普及しており、漁獲情報（漁船名・漁具・陸揚日などを含む）を印刷した札の現品への添付や、漁獲情報の電子データの提供（ダウンロード可能にする）の取組みも各国で見られる。（3.2.1 参照）
2. FCS 規則第 118 条に基づく各国から欧州委員会への報告からは、漁船の電子操業日誌の導入が進み、産地市場からの販売記録の提出が実施されていることもうかがえるものの、購入者の登録や販売記録の提出に関しては、国により、徹底しているのか、疑問を抱かせる報告内容となっている（3.2.3.1、3.2.3.2 参照）。販売事業者間のトレーサビリティについては、国により回答内容が大きく異なり（デンマークは「小売店まで導入している」と断言。フランスとイタリアは事業者の実施状況に言及せず、政府の取組状況を回答。スペインは無回答）、欧州委員会は、「トレーサビリティのルールの実施は、多くの加盟国にとって課題である」と認めている（3.2.3.3 参照）。
3. 加盟国は漁獲物の合法性、それに関連する文書または電子送信の正確性等について検査を行っており、2015 年からの 5 年間で EU 全体として 428,519 件の検査報告書が提出されており、うち港湾/陸揚げの検査が 241,583 件、市場/敷地内検査が 132,736 件と多い。これらの検査により明らかになった違反の疑いは、漁業者の報告義務に関わるものが 10,837 件、産地市場や登録購入者の販売記録の作成・提出に関わるもの 1,113 件、トレーサビリティに関わるもの 13,653 件であった。（3.2.4 参照）
4. 欧州会計監査院は、いくつかの加盟国を対象に漁業コントロールシステムの実施状況を調査し、2017 年に報告した。陸揚げ申告書と販売記録など記録相互の数字の不一致や不備が見られたという。（3.2.6 参照）

3.2.1 欧州の水産物産地市場の取組

2018 年から 2019 年にかけて、欧州の水産物産地市場（FCS 規則での「オークションセンター」）計 25 か所で現地調査を行った中泉昌光氏（東京海洋大学 特任教授）の報告書⁵⁶では、産地市場の運営主体を中心に、販売記録の作成・報告やトレーサビリティの取組が報告されている。

要約すると、以下のとおり。

⁵⁶ 5 か国での調査の報告書を以下からダウンロードできる。

<https://oacis.repo.nii.ac.jp/index.php?creator=%E4%B8%AD%E6%B3%89+%E6%98%8C%E5%85%89>

表 3.2.1 中泉氏による欧州の水産物産地市場の報告書における調査先市場と電子セリ、および漁獲情報伝達の実施状況

	調査先の市場数	電子セリあり	市場荷受による 漁獲情報入りラ ベル発行あり	バイヤーへの漁 獲情報の電子 データ提供あり
計	25	20	20	18
デンマーク	5	2	5	5
フランス	8	8	8	8
イタリア	6	5	5	4
ポルトガル	4	4	0	0
英国	2	1	2	1

注) 中泉氏の報告書（現地調査は 2018-2019 年）をもとに、食品需給研究センターにて表を作成。
「電子セリあり」は、取り扱う水産物のうち一部の品目で電子セリを行う場合を含む。

3.2.2 欧州の水産物流通における取組の実態

産地市場等での調査の際に観察された販売記録の提出やトレーサビリティに関する取組の実態について、中泉氏から以下のとおり情報提供をいただいた。

① 欧州の漁港について

- ・欧州では港湾は独立採算であり、Port Authority などの港湾管理者が、港を利用する事業者からテナント料・利用料を得て経営している。そのため、大規模な商業港とその他の小規模な漁港等で施設の充実度や漁業者・購入者へのサービスの提供状況に大きな差がある。
- ・具体的には、大規模な商業港ではオークションの電子化（電子セリ導入）や、漁船やバイヤーへの電子的な情報伝達が進みやすい。水産当局への販売記録の提出も電子化されていた。
- ・それとは別に、オークションのない小規模な漁港や陸揚げ場所が存在し、漁業者から地元住民やレストランへの直接販売が行われている。少量ではあるが、これらの陸揚げ量を政府当局が把握することは困難な状況であった。

② 水産物の区分による取り扱いの違い

- ・浮魚、底魚、貝類に区分すると、浮魚は産地市場を経由せず漁船から直接加工場に出荷され、底魚及び貝類は産地市場に出荷される傾向がある。
- ・浮魚の加工場は入荷数量や漁獲情報を正確に把握していると考えられる。



漁港の岸壁付近での漁業者から消費者への直接販売。イタリア・ペスカーラにて（2018 年 11 月）。中泉氏撮影（以下同じ）



漁港の岸壁付近での漁業者から消費者への直接販売。イタリア・アンコーナにて（2018 年 11 月）。

③ 加工・流通段階でのトレーサビリティについて

- ・加工場ではトレーサビリティの記録と顧客への情報伝達が行われていると考えられる。
- ・産地市場のバイヤーと大口顧客との間も、固定的な取引であれば、電子的な情報伝達が行われやすいと考えられる。
- ・ある産地市場においては、オークションからバイヤーへの漁獲情報の伝達が、これまでの紙によるものから実際に電子的に最近行われるようになっており、これはバイヤーが顧客に漁獲情報を伝達するためと考えられる。
- ・消費地卸売市場では、不特定多数の業者間で取引が発生するため、入荷した水産物の箱には漁獲情報等を記載したラベルが添付され伝達されているものの、箱の入れ替え等の際に、手入力が必要な煩瑣な事務が発生する等情報伝達が困難な状況が見受けられた。



消費地卸売市場の内部。多数の卸売業者の店舗が並び、バイヤーが訪れる。（イタリア・ミラノ市場⁵⁷にて。2018 年 11 月）。



卸売業者は、仕入れ先からの書類、または箱に貼付されてきたラベルの情報を入力して新たなラベルを作成し、売り渡す箱の容器に貼付してバイヤーへ引き渡し。（左と同じ）

⁵⁷ ミラノ水産物卸売市場は、ヨーロッパで最も近代的な市場のひとつであり、イタリア国内ではその

- ・デンマークのある市場の水産物輸出業者協会での調査の際には「自分たちは水産物の品質を保ち評価して情報をつけて出荷するのだが、情報が消費者に行っていない。ここだけではなく、欧州全体の大きな問題だ」との声もあった。
- ・ポルトガルでは、店頭においてラベルの記入が不十分な状態で販売されているものもあった。



ポルトガル・リベイラ消費地市場の売場（2018 年 5 月）。ラベルに魚種名（赤字）と価格が記載されている。このラベルには、ほかに学名、ロット番号、生産方法（天然/養殖）、漁獲水域、生鮮か解凍か、漁具を示す欄があるが、記載がない。

販売量、品質や鮮度から、最も重要な水産物・食品市場で世界中の水産物が集まっている。売る側の卸売業者は 26 社、買う側の鮮魚販売店、レストラン等は 300 社が登録し、ミラノ市内だけでなくミラノ市を含むボンバルティア州、ピエモンテ州からも来ている。

3.2.3 漁獲報告、情報伝達などの義務の実施状況（第 118 条報告書より）

FCS 規則の第 118 条は、各国政府に対し、5 年ごとに、この規則の適用に関する報告書を欧州委員会に提出すること、さらに欧州委員会が報告書をまとめて所見を加え、欧州議会および欧州理事会に提出することを求めている。

各国は、最初の 5 年間である 2010～2014 年を対象に、最初の報告を行っている。

現在利用できる最新の報告は、2015～2019 年を対象とする、各国が欧州委員会に提出した報告書である。その各国の報告書と、漁業コントロール規則「第 10 章 欧州委員会による評価とコントロール」に基づく監査等をもとに、欧州委員会が欧州議会および理事会に提出した 2021 年 6 月 21 日付の報告書（以下、「第 118 条報告書」と呼ぶ）⁵⁸が公開されている。この報告書とともに、各国から提出されたデータと、その概要をまとめた報告書（以下、「第 118 条データ概要報告書」と呼ぶ）も公開されている⁵⁹。

3.2.3.1 漁船船長の漁業操業日誌の保持・提出の義務の実施状況

以下、スペイン、デンマーク、フランス、イタリアがそれぞれ提出したデータを見ていく。（なお、以下の表のうち、2010～2014 年の値は、前の 5 年間の報告書のデータに基づく）

* スペイン

表 3.2.2 から 2019 年の数字を見ると、スペインの漁船数は 9,014 隻ある。全長 15m 以上の漁船は 1,727 隻。このうち 1,639 隻（95%）の漁船が電子操業日誌を有している。FCS 規則の実施に対応して 2010 年から 2013 年にかけて普及が進んでいるようにうかがえる。

一方、同じく 12-15m の漁船は 686 隻。そのうち電子操業日誌を有しているのは 87 隻と、約 13%。2012 年 1 月以降は、この規模の漁船も原則的には電子操業日誌が必要だが、「領海内または 24 時間以内の航行の場合、加盟国が除外することができる」との規定により、導入を進めていないものと考えられる。

⁵⁸ REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL on the application of Council Regulation (EC) No 1224/2009 establishing a Union control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy as required under Article 118 for the period 2015-2019

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2021:316:FIN>

⁵⁹ Synopsis Report of data provided by Member States according to article 118(1) of Council Regulation (EC) No. 1224/2009

https://circabc.europa.eu/ui/group/be3aa2c6-c65e-4c06-bd62-7967611bf2d2/library/2c118750-ade5-4f46-b899-ccacf6ba361c?p=1&n=10&sort=modified_DESC

なお上記のリンクから各国の報告書を入手することができる（質問は英語だが、回答は必ずしも英語ではなく、各国の言語の場合がある）。

電子操業日誌を使う義務のない 10-12m や 10m 未満は、電子操業日誌の利用はわずかである。

12-15m・10-12m のいずれの区分も、紙形式の操業日誌を有する漁船が中心であり、12-15m は 556 隻 (81%)、10-12m は 572 隻 (90%)。

10m 未満の漁船は、操業日誌の提出義務はなく、有しているのは 204 隻 (3%) だけである。

表 3.2.2 スペインの漁船数の推移

漁船数 (全長区分別)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	10,855	10,510	10,121	9,873	9,631	9,686	9,459	9,356	9,207	9,014
>15m	2,999	2,875	2,779	2,717	2,603	1,875	1,815	1,802	1,763	1,727
12m～15m						736	716	710	703	686
10m～12m	759	732	702	699	683	687	670	662	662	633
<10m	7,097	6,903	6,640	6,457	6,345	6,388	6,258	6,182	6,079	5,968

電子操業日誌を有する漁船数 (全長区分別)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	630	1,037	1,750	1,994	1,960	1,893	1,834	1,834	1,764	1,737
>15m	-	-	-	-	-	1,795	1,737	1,735	1,668	1,639
12m～15m	-	-	-	-	-	85	84	86	85	87
10m～12m	-	-	-	-	-	12	12	12	11	11
<10m	-	-	-	-	-	1	1	1	0	0

紙形式の操業日誌を有する漁船総数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	3,808	3,733	3,423	1,437	1,329	1,349	1,344	1,362	1,300	1,333
>15m	-	-	-	-	-	4	4	3	0	1
12m～15m	-	-	-	-	-	617	585	577	562	556
10m～12m	-	-	-	-	-	619	610	608	577	572
<10m	55	79	60	58	87	109	145	173	161	204

出典) FCS 規則第 118 条に基づき各国が欧州委員会に提出したデータより。表 3.2.5 まで同じ。

＊デンマーク

2019年の数字をみると、デンマークの漁船数は2,059隻。全長15m以上の漁船245隻は、すべて電子操業日誌を有している。12-15mの漁船は、96隻のうち92隻と96%が有している。

10-12mの漁船は、電子操業日誌を保有しているのは102隻中9隻だけで、のこりの多くの漁船90隻は紙形式である。

表 3.2.3 デンマークの漁船数の推移

漁船数（全長区分別）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	2,813	2,777	2,733	2,617	2,434	2,348	2,257	2,196	2,124	2,059
>15 m	503	482	454	431	415	255	252	249	248	245
12m～15m						126	110	104	97	96
10m～12m	135	135	141	134	131	132	116	107	106	102
<10m	2,175	2,160	2,138	2,052	1,888	1,835	1,779	1,736	1,673	1,616

電子操業日誌を有する漁船数（全長区分別）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	83	350	452	437	421	396	368	359	351	346
>15 m	-	-	-	-	-	254	251	249	248	245
12m～15m	-	-	-	-	-	121	105	100	93	92
10m～12m	-	-	-	-	-	19	12	10	10	9
<10m	-	-	-	-	-	1	0	0	0	0

紙形式の操業日誌を有する漁船総数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	1,077	925	570	504	475	374	370	288	333	275
>15 m	-	-	-	-	-					
12m～15m	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
10m～12m	-	-	-	-	-	106	105	92	93	90
<10m	467	403	364	298	302	268	265	196	240	185

＊フランス

2019年の数字をみると、フランスの漁船数は6,004隻。全長15m以上の漁船668隻であるが、その全長15m以上の漁船712隻が電子操業日誌を有していると報告されている。漁船数を上回っている理由はわからない。

12-15mの漁船は、190隻のうち151隻が有している。

10-12mの漁船は、電子操業日誌を保有しているのは888隻中1隻だけである。一方で紙形式は966隻となっており、実際の漁船数を上回る数になっている点に疑問が残るが、この規模の漁船のほとんどは紙形式の操業日誌を有していると理解できる。

10m未満の漁船は、4,258隻中3,236隻が紙形式の操業日誌を有している。ただ、2010年～2014年の数字と、2015年～2019年の数字とで大きなギャップがあり、これも疑問が残る。

表 3.2.4 フランスの漁船数の推移

漁船数（全長区分別）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	7,215	7,204	7,137	7,118	7,062	6,876	6,801	6,428	6,307	6,004
>15m	1,052	1,027	990	956	939	688	678	681	675	668
12m～15m						198	192	193	193	190
10m～12m	942	949	957	957	959	929	932	908	898	888
<10m	5,221	5,228	5,190	5,205	5,164	5,061	4,999	4,646	4,541	4,258

電子操業日誌を有する漁船数（全長区分別）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	0	225	760	869	878	817	810	805	876	867
>15m	-	-	-	-	-	686	680	670	717	712
12m～15m	-	-	-	-	-	147	147	144	155	151
10m～12m	-	-	-	-	-	1	3	2	4	1
<10m	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0

紙形式の操業日誌を有する漁船総数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	2,058	2,018	1,700	1,128	1,047	3,518	3,733	3,831	3,901	4,202
>15m	-	-	-	-	-					
12m～15m	-	-	-	-	-	55	47	43	43	41
10m～12m	-	-	-	-	-	1,015	1,028	980	962	966
<10m	96	123	155	140	139	2,503	2,705	2,851	2,939	3,236

＊イタリア

イタリアは、漁獲量ではスペイン、デンマーク、フランスに及ばないが、漁船の数はそれらの国よりも多い。2019 年で 11,994 隻ある。

全長 15m 以上の漁船は、1,447 隻中 1,320 隻で電子操業日誌を有している。2015 年の段階では 1,619 隻中 1,050 隻と、ほかの国と比較すると有しない漁船を残していたが、2019 年には 91%となっている。

12-15m の漁船については、電子操業日誌を備える漁船が増加しているが、2019 年で 1,947 隻中 463 隻にとどまっている。スペインと同様に、FCS 規則の「領海内または 24 時間以内の航行の場合、加盟国が除外することができる」との規定により、導入を進めていないものと考えられる。

表 3.2.5 イタリアの漁船数の推移

漁船数（全長区分別）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	13,429	13,018	12,688	12,583	12,421	12,298	12,254	12,234	12,016	11,994
>15m	4,141	3,942	3,785	3,756	3,692	1,619	1,604	1,600	1,451	1,447
12m～15m						2,001	2,001	1,999	1,955	1,947
10m～12m	1,119	1,053	1,022	1,016	984	971	966	965	948	944
<10m	8,169	8,023	7,881	7,811	7,745	7,707	7,683	7,670	7,662	7,656

電子操業日誌を有する漁船数（全長区分別）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	-	-	-	-	1,749	1,114	1,392	1,700	1,629	2,103
>15m	-	-	-	-	-	1,050	1,318	1,482	1,331	1,320
12m～15m	-	-	-	-	-	63	73	203	248	463
10m～12m	-	-	-	-	-	1	0	12	28	166
<10m	-	-	-	-	-	0	1	3	22	154

紙形式の操業日誌を有する漁船総数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	-	-	-	-	2,895	2,162	2,141	2,184	2,077	1,636
>15m	-	-	-	-	-					
12m～15m	-	-	-	-	-	1,464	1,443	1,453	1,394	1,137
10m～12m	-	-	-	-	-	601	610	648	615	445
<10m	-	-	-	-	-	97	88	83	68	54

* 漁業操業日誌についての欧州委員会の方針

欧州委員会による第 118 条報告書では、紙による報告は効果的でなく、管理側の負担が生じるため、FCS 規則の改正案では、すべての漁船からの報告をデジタル化することを狙っている、としている。これに対応して、欧州委員会は小規模漁業のためのデジタルツールに関するワークショップを開催した。また 2021-2027 年の欧州海事漁業水産養殖基金 (EMFAF) に対する欧州委員会の提案では、小規模沿岸漁船における漁船追跡および電子報告システムのための機器の購入と設置を 100% の補助率でサポートするとしている⁶⁰。

3.2.3.2 オークション・登録購入者等の販売記録の提出の実施状況

各国から提出されたデータには、オークション・登録購入者等の販売記録の提出そのものについての設問はなく、提出義務のあるオークション・登録購入者等の数が示されている。

フランスは 1,798、デンマークは 906 と回答している。スペインは「オークションのみを計上」との注釈をつけたうえで 155 と回答している。イタリアは、この設問にはブランクでの回答となっている。中泉氏の報告では、イタリアも含め、訪問先のオークション（産地市場）でも運営者が毎日の販売のあとで管轄当局に電子的に報告を行っていることから、オークションからの販売結果の電子報告は、少なくともこの 4 か国に関しては確保されていると推測される。

一方で、スペインやイタリアの回答ぶり（無回答ぶり）からは、オークション以外の購入業者等の登録および販売記録の提出が徹底しているのかは疑問の余地がある。

表 3.2.6 国別のオークション・登録購入者等の数

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	備考
スペイン	118	103	112	113	155	オークションのみを計上
デンマーク	719	775	812	859	906	
フランス	1714	1819	1905	1882	1798	
イタリア	NA	NA	NA	NA	NA	回答されていない。

設問：「水産物の最初の販売に責任を持つ登録購入者、登録オークション、その他団体または人の数（事業者の国籍にかかわらず、各加盟国が登録した者の数。）」

3.2.3.3 トレーサビリティの実施状況

トレーサビリティの実施状況に関しては、定量的な設問がなく、テキストにより回答されている。（※違反件数については定量的に回答されている。それについては 3.2.4 で紹介する）

スペインはこの設問に回答していない。

⁶⁰ 第 118 条報告書 p4

デンマークは、「デンマークでは船舶から小売店まで導入されている」と断言している。

フランス、イタリアは、事業者の実施状況には言及せず、政府の取組状況を回答している。サプライチェーンにおける各事業者の取組みの規範や具体的要件を示すような文書を作成し公開していると考えられる。

表 3.2.7 トレーサビリティの実施状況に関する各国の回答

設問：「3.6 トレーサビリティ要件の現在の実施状況について、概要を記載してください」

国	回答
スペイン	無回答
デンマーク	EU のトレーサビリティ要件は、デンマークでは船舶から小売店まで導入されている。トレーサビリティと第 58 条の要件は、生産の各段階でコントロールされており、水産物を扱う工場の内部トレーサビリティを含む。最初の販売まで(船舶、オークション、選別センター、および最初の販売の前の輸送)のコントロールはデンマーク水産庁によって行われ、最初の販売後はデンマーク獣医食品局によって行われる。
フランス	トレーサビリティに関する一般的な義務と、その遵守を確保するためのシステムについては、次のとおり詳しく説明されている。 - 規制 1224/2009 に基づく漁業および水産養殖製品のトレーサビリティの実施に関する 2015 年 10 月 16 日のテクニカルノート - 国家漁業管理計画 2019-2020 - 消費者情報に関する規制 (R(CE) 1169/2011) の適用に関する方法論文書 DM/4A/EN/004-V02 および DM/4D/ENQ/003 に関する情報ノート NI 2005-25 DGCCRF 用の規則 178/2002 および FTN-4D-PNE-27LP コントロール シートの適用 これらすべての文書と手順の目的は、漁獲や収穫から小売段階に至るまで、生産、加工、流通のすべての段階で、漁業および水産養殖製品のすべてのバッチのトレーサビリティが確保されることを保証することである。 事業者は、必要に応じて会社内部のコントロールツールを使用して、自分でトレーサビリティのリンクを介して訴求するか、サプライヤーに連絡することにより、この情報を管理者に提供できる必要がある。
イタリア	漁業コントロール規則第 58 条および規則 1379/2013 第 35 条に規定されているように、管轄省は、トレーサビリティ要件を実装するための特定の規定と手順を発行した。 考慮されたすべての期間中、トレーサビリティシステムは完全に稼働していた。2014 年 12 月 12 日付けの通達 n.25789(circular letter n.25789 on 12/12/2014)により、管轄当局は、前述の欧州の規則を正しく適用するために必要な詳細な規定を提供した。 2019 年 5 月 14 日に発行された別の通達(circular)では、魚製品の最初の販売と計量の適用の手順がさらに明確になっている。 漁業検査官は、トレーサビリティとラベル表示規則の遵守を確保するための定期的な管理に関与している。

欧州委員会は第 118 条報告書のなかで、「トレーサビリティについては懸念が残っている」「コントロール規則に基づくトレーサビリティのルールの実施は、多くの加盟国にとって課題である」と認めている。その原因を次のように分析している。⁶¹

- (i) サプライチェーンの管理を担当するさまざまな当局間の調整の不足。
- (ii) トレーサビリティ規定への適合性についての解釈の相違。
- (iii) 一般食品法のトレーサビリティ規定に関する混乱。

3.2.4 検査の実施と違反の検出

3.2.4.1 検査の実施と違反の数

FCS 規則は、加盟国に対し、漁獲物の合法性、それに関連する文書または電子送信の正確性等について検査 (inspection) を実施するよう規定している (第 74 条)。漁具、漁船のエンジン等の検査も含まれる。

表 3.2.8 は、2015-2019 年に行われた検査の報告書の件数を示している。

海上での漁船の検査報告書が 108,547 件であるのに対し、港湾/陸揚げの検査 241,583 件、市場/敷地内検査が 132,736 件と多い。

表 3.2.8 FCS 規則に基づく検査報告書の数 (検査の場所別)

	検査報告書の数 (2015-2019)				
	計	海上での漁船の検査	港湾での漁船の、または陸揚げと最初の販売前の検査	市場/敷地内検査	輸送車両の検査
EU 計	428,519	108,547	241,583	132,736	18,989
スペイン	56,832	12,037	29,797	13,717	3,268
デンマーク	21,039	2,714	13,315	4,808	202
フランス	51,439	12,859	12,119	21,265	2,965
イタリア	91,321	12,332	19,891	39,050	3,456
その他	207,888	68,605	166,461	53,955	9,098

注) 第 118 条データ概要報告書 Table 10 (p10-11) をもとに作成。検査の場所については、各場所の検査報告書の項目を定める実施規則 別表 XXVII のタイトルによる。

表 3.2.9 は検査により検出された違反の疑いや確認された違反の件数を示している。EU 全体では、2015-2019 年 5 年間の 376,219 の報告書のうち 45,876 の報告書で違反の疑いが報告

⁶¹ 第 118 条報告書 4-5 ページ

された（上の表 3.2.8 と下の表 3.2.9 では、検査報告書の合計数がやや異なるがもとの表のとおり。集計対象の国等に相違があると考えられる）。結果的に、「確認された重大な違反」は 6,747 件であった。

表 3.2.9 検査報告書と違反および重大な違反の数（2015-2019 年）

	検査報告書の数	違反の疑いを少なくとも 1 件特定した検査報告書の数		重大な違反の疑いを少なくとも 1 件特定した検査報告書の数		検査報告書で特定された重大な違反の疑いの数	確認された重大な違反の総数
			割合		割合		
EU合計	376,219	45,876	-	19,675	-	17,043	6,747
Spain	56,832	8,844	16%	7,043	12%	1,923	3,053
Denmark	21,039	956	5%	956	5%	956	895
France	51,439	3,303	6%	846	2%	846	846
Italy	91,321	16,233	18%	1,802	2%	2,471	661
その他	155,588	16,540	-	9,028	-	10,847	1,292

注）第 118 条データ概要報告書 Table 14（p18）と Table 15（p20）をもとに作成。

スペインは、「確認された重大な違反」の件数に、FCS 規則への違反だけでなく、国内法の重大な違反も含めて報告している。

3.2.3.2 漁業者の漁獲・陸揚げの記録の作成・提出に関わる違反疑い

FCS 規則のうち、漁獲・陸揚げの記録の作成・提出にかかわる条項に対する違反の件数を表 3.2.10 に示す。漁船に関しては「漁船の漁業操業日誌と陸揚げ申告」の違反が最も多く、5 年間で 10,837 件であった。その次の「操業日誌や陸揚げ申告義務の対象外の漁船」の違反とは、10m 未満など陸揚げ申告義務等のない漁船に対するものであり、この場合、サンプリング（一部の漁船が報告する）または販売記録（オークションや最初の購入者が報告する）によって報告する必要があるが、それが遵守されなかったものとみられる。

表 3.2.10 漁業者の報告に関わる条項への違反疑いの件数（2015～2019 年、EU 全体）

	計	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
漁船の漁業操業日誌と陸揚げ申告 (第14-16, 23 & 24条)	10,837	2,144	2,607	2,153	2,093	1,840
操業日誌や陸揚げ申告義務の対象外 の漁船(第16 & 25条)	1,100	68	163	325	271	273
事前告知(第17条)	806	171	168	173	140	154

注）第 118 条データ概要報告書 Table 24（p29）をもとに作成。

3.2.4.3 販売のコントロールに関わる違反疑い

販売のコントロールに関わる条項への違反の疑いの件数を表 3.2.11 に示す。最も多いのは第 58 条トレーサビリティへの違反である。

表 3.2.11 水産物の販売のコントロールに関わる条項の違反疑いの件数（2015～2019 年、EU 全体）

	計	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
共通マーケティング規格 (第57条)	821	193	199	123	157	149
トレーサビリティ (第58条)	13,653	2,606	2,553	2,733	3,058	2,703
最初の販売(第59条)	741	77	160	144	192	168
計量 (第60条)	224	18	24	45	77	60
輸送後の計量(第61条)	2	1	0	1	0	0
販売記録の作成と提出(第62条)	1,113	156	247	252	244	214

注) 第 118 条データ概要報告書 Table 30 (p35) をもとに作成。

表 3.2.12 は、販売のコントロールに関わる条項への違反疑いの件数を国別に示した。第 58 条トレーサビリティへの違反疑いは、イタリアで 10,713 件と非常に多く、スペインやデンマークは、相対的に少ない。実際のトレーサビリティの状態を反映しているというよりは、検査の実施頻度や違反疑いの判定基準が国によって異なるのかもしれない。

表 3.2.12 水産物の販売のコントロールに関わる条項への違反疑いの件数(2015～2019 年、国別)

	合計	スペイン	デンマーク	フランス	イタリア	その他
共通販売規格 (第57条)	821	0	42	342	0	437
トレーサビリティ (第58条)	13,653	254	6	141	10,713	2,539
最初の販売(第59条)	741	0	1	0	0	740
計量 (第60条)	224	0	0	134	29	61
輸送後の計量(第61条)	2	0	0	0	0	2
販売記録の作成と提出(第62条)	1,113	1	7	142	91	872

注) 第 118 条データ概要報告書 Table 31 (p36) をもとに作成。

3.2.5 加盟国による漁業コントロールシステムへの評価

以上の定量的なデータのほかに、第 118 条に基づく各国からの報告では、5 年間の主要な課題 (the major challenge) であったこと、また主要な達成事項 (the major achievement(s)) をテキストで回答している。

最も多くの国が報告した課題は、水産物のトレーサビリティの確保 (第 58 条) であった。

13 か国（スペイン、デンマーク、フランス、イタリアを含む）が最大の課題として、水産物のトレーサビリティを確保するためのデジタルシステムへの移行の試みを挙げた。

さらにトレーサビリティのチェックの実施における別の課題として、調整の問題が挙げられた。多くの場合、水産物のトレーサビリティチェックの実施は、水産検査官を含む複数の部門や機関だけでなく、食品の安全や公衆衛生の権限を持つ機関や部門の任務にもなっているからである。

主要な達成事項としては 17 か国が、報告またはコントロールを目的としたデジタルかつ電子データ管理システムの導入および/または改善が最も重要な成果であると回答した。具体的には、違反に関する国のデータベースの実装または改善、デジタル・トレーサビリティシステムの実装、データの交換またはクロスチェックのための電子システムの導入またはアップグレードである。（第 118 条データ概要報告書 p38-39）

3.2.6 欧州会計監査院による漁業コントロールシステムへの評価

2017 年に、欧州会計監査院（ECA）が EU 漁業コントロールに対する評価を行い、「さらなる努力が必要」とのタイトルの報告書⁶²を発表している。

ECA は、規則が求めるコントロールを加盟国がまだ完全には実施しておらず、コントロールシステムそのものの更新が必要だと指摘している。また漁船能力の正確性の検証、小型船舶のコントロール、報告された漁獲量データの信頼性、制裁適用における漁業者の平等な扱いなどに弱点があったという。

以下、漁獲情報の記録・報告・伝達に関わる検査結果の概要を示す。

* 報告された漁獲量データの信頼性

フランスとスコットランドは、全長 10m 未満の漁船に対し、簡易形式の漁業操業日誌への記入を義務付けている。スペインでは、すべての販売がオークションセンターを通じて行わなければならない、販売記録が入手可能である（ECA による報告書のパラ 49。以下同じ）。

一方でイタリアは全長 10m 未満の漁船からのサンプリング計画によるデータ収集をしていなかった（パラ 50）。

ECA が紙の陸揚げ申告書と加盟国のデータベースを照合したところ、情報が不完全で、データ転記エラーがあった。休止中の漁船の漁獲量が記録されているものもあった。（パラ 52-53）

フランスにおいては、フランス全体の漁獲量の 16%が、紙ベースで申告をする 87%の漁船

⁶² EUROPEAN COURT OF AUDITORS (2017) “Special Report No 08/2017: EU fisheries controls: more efforts needed”

<https://www.eca.europa.eu/en/publications?did=41459>

によるものであった。それらの漁船のうち、入力請負業者が完全に記入された申告書を提出していたのは 45%の漁船だけだった。スコットランドでは、陸揚げ申告書の欠落は 2%にすぎず、転記の品質もおおむね良好だったが、10%の文書に不正確な陸揚げ日が示されていた。(ECA による報告書の Box 5 より)

* 販売データが十分には包括的でなく、陸揚げ申告書と一致しない

ECA が陸揚げ申告書と販売記録を照合したところ、販売記録が入手できない場合があり、また記録された数量に重大な差異がある場合が見つかった。フランスでは、ECA がサンプルとして入手した陸揚げ申告書の漁船のうち、その漁船のすべての販売記録が送信されているのは 67%にとどまった。15%の漁船については、その漁船の陸揚げに対応する販売記録を参照できなかった。陸揚げ申告書とそれに対応する販売記録のうちすべての情報が記載されているものを照合したところ、2.6%に誤りが見つかった。

イタリアでは、漁船の 17.5%の販売記録が見つからなかった。すべての情報が記載されている陸揚げデータと販売記録を照合したところ、29%の事例に誤りが見つかった。

スペインでは、サンプルとした漁船の 39%の販売記録が見つからなかった。販売記録のデータを送信するシステムに不備があったためであり、スペインはこの問題に対応した。陸揚げ申告書と販売記録との大きな違いは見つからなかった。

スコットランドではサンプリングされた漁船の 62.5 %で、陸揚げ申告書と販売記録との間に不一致が見つかった。(以上、ECA による報告書の Box6 より)

なお第 58 条トレーサビリティについては、ECA は検査の評価の対象にしていない。

3.2.7 第 58 条トレーサビリティの実施と検査

FCS規則の規定のうち、2009年の規則で新設された第 58 条トレーサビリティに関しては、3.2.4 でも見たように、十分な実施に至っていない。

2019 年 10 月 10 日に、欧州委員会、理事会事務局、欧州議会、EU 加盟国、諮問委員会の代表が集まり、開催された水産物トレーサビリティに関するワークショップが行われた⁶³。その資料のなかで、トレーサビリティやそのコントロールの実施およびその課題が示されている。

3.2.7.1 トレーサビリティのコントロールと課題（スペインおよびアンダルシアの事例）

スペインのオークションセンター等が提出する販売記録は、スペイン当局が開発したツー

⁶³ https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/traceability-fisheries-products-know-what-you-buy-2019-10-10_en

ル TRAZAPES により、地域の管轄当局を通じて集められる。最初の販売以降の取引についても記録できるようになっている。課題は、毎日の大量のデータとなること、ヒューマンエラーがあり検証や修正が欠かせないことなどである。このツールの開発に 50 万ユーロ、維持・更新に 20 万ユーロ/年かかるという。⁶⁴

スペインにおいては、漁船から最初の販売の前までのコントロールは国の役割、最初の販売から消費者までのコントロールは直接には地域の管轄当局の役割である⁶⁵。

スペイン・アンダルシア州で 2016 年から実施しているトレーサビリティプログラム⁶⁶においては、2 段階の「コントロール」を行う。州の職員（漁業検査官ではない）がサプライチェーンの各段階（市場、登録購入業者、卸売業者・輸入業者・加工業者・保管業者などの中間業者、輸送業者、小売・外食）において、チェックリストに基づき、書類（配送伝票/請求書、販売記録など）が記入されているか（例えば魚種・重量・形態・情報源など）をチェックする。不備があれば指摘する。1～4 か月後に実施する第 2 段階のコントロールでは、指摘された不備が改善されているかを確認する。改善されていない場合には、管轄当局に報告し、検査・制裁に向けた手続きに入る。

2019 年時点でのコントロールの対象は、オークション 25 者すべて、その他の漁業製品の登録購入者 57 者すべて、養殖製品の登録購入者 55 者のうち 20%、中間事業者は 1,810 者のうち 4%、小売は 150 者（母集団の数は不明）であった。

図 3.2.1 スペイン・アンダルシア州のトレーサビリティ・コントロール・プログラムのためのチェックリスト（一部）

4. CONTROL. ÍTEM A CONTROLAR					
4.A	PESAJE DE LOS PRODUCTOS DE LA PESCA	SI	NO	NA	OBSERVACIONES
4.A.1	4.1.1. Los productos son pesados				
4.A.1	4.1.1. Dispone de sistemas de pesaje aprobado conforme a la autoridades competente				
4.A.3	4.1.3. Dispone de sistemas de pesaje en cinta adecuados al Reglamento (CE) nº 404/2011				
4.B	INFORMACIÓN DE TRAZABILIDAD DE LOS PRODUCTOS DE LA PESCA Y LA AGICULTURA TRANSMITIDA AL SIGUIENTE OPERADOR	SI	NO	NA	OBSERVACIONES
4.B.1	Productos dispuestos en lotes conforme a la definición de lote prevista en el art. 4 del Reglamento (CE) nº 1224/2009				
4.B.2	Los productos controlados disponen de alguno de los soportes físicos previstos en el art. 67.8 del Reglamento (UE) nº 404/2011 (etiquetado, envase o documento comercial)				
4.B.3	Aplica a los productos alguna de la exenciones previstas sobre los requisitos mínimos de etiquetado e información de los lotes. Cuando proceda, indique cuál así como el número de identificación del lote.				
4.B.4	Los productos disponen de los requisitos mínimos de etiquetado e información sobre los lotes previstos en el art. 58.5 del Reglamento (CE) nº 1224/2009.				
4.B.5	La información de trazabilidad del art. 58.5 del Reglamento (CE) nº 1224/2009 se encuentra colocada a través de un código, código de barras, un circuito integrado o un dispositivo o sistema de marcado similares, siendo este legible por el operador (indíquese cuáles). En caso de transmisión electrónica de la información de trazabilidad indique su contenido.				
4.C	SISTEMA DE REGISTRO E IDENTIFICACIÓN DE AGENTES	SI	NO	NA	OBSERVACIONES
4.C.1	Dispone de un sistema de identificación o registro de proveedores y compradores. El registro de compradores cumple con lo dispuesto en el art. 8 del Decreto 148/2018, de 17 de julio.				
4.C.2	Es capaz de identificar a los proveedores inmediatos y a los compradores inmediatos de los lotes de productos.				
4.D	DOCUMENTO DE TRANSPORTE	SI	NO	NA	OBSERVACIONES
4.D.1	Los productos que han sido transportados desde otro puerto para su primera venta están acompañados del documento de transporte, bien en papel o en formato electrónico.				
4.D.2	Los documentos de transporte se transmiten de forma electrónica a la DGPA.				

⁶⁴ スペイン農業漁業食料省 水産総局の担当者のプレゼン資料の 7-8 ページ。

<https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/system/files/2021-03/1-4-SPAIN-National-traceability-tools.pdf>

⁶⁵ 上記の資料の 9-11 ページ。

⁶⁶ この箇所の記述は、以下の 2 つの資料に基づく。

(1) アンダルシア州農業漁業管理局の担当者のプレゼン資料

<https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/system/files/2021-03/1-5-SPAIN-Control-of-traceability-in-Andalucia.pdf>

(2) NRDC (Natural Resources Defense Council) 2022 “Dockside Monitoring and Seafood Traceability in the EU” (31 ページ右側)

<http://www.nrdc.cn/Public/uploads/2022-04-15/625919df67dc1.pdf>

コントロールは5人のフルタイム職員と3名のパートタイム職員が担当している。この人的コストは175,000ユーロ（職員の給与を除く）、技術資源のコストは8,900ユーロであったという。

課題として、次のことが挙げられている。

- ・トレーサビリティ要件、特に利用可能な自動認識ツール（QRコードなどを指す）や販売先事業者へのロットに関する情報の提供に関する要件があいまいであること
- ・ロットに関する情報を電子的に入手できない場合があること
- ・卸売市場が、トレーサビリティ要件の遵守において、障害になること
- ・現場での書類検査において、製品の追跡が難しい場合があること（例：ロットと対応づけられていない伝票や請求書、ラベルや取引書類の情報の不完全性など）

3.2.7.2 水産物トレーサビリティの難しさについての欧州委員会の認識

ワークショップにおいて、DG MARE（海事・漁業総局）と一般食品法を管轄する DG SANTE（保健・食品安全総局）の関係者が、水産物のトレーサビリティと表示について共同でプレゼンテーションを行っている⁶⁷。水産物トレーサビリティの難しさについて、次のように指摘している。

- ・最初の販売後のロットの統合と分割：情報を失う大きなリスクがあると認識。
- ・サプライチェーンに沿った情報の検証：“one step forward, one step back”アプローチ⁶⁸に従ったトレーサビリティでは、製品に関する情報を信頼性の高い方法で、またはタイムリーな方法で検証することができない。
- ・漁業法および食品法における用語には、異なる意味や定義がある場合がある。
- ・効果的な公的コントロールの欠如
- ・一部の加盟国で公的コントロールチェーンにギャップが確認された：公的コントロールが行われていない、または管轄当局の責任が定義されていない
- ・水産物の表示およびトレーサビリティに対する違反への制裁の一貫性（のなさ）：制裁へのアプローチは加盟国によって異なる。

このように、水産物固有の難しさに加え、公的機関によるコントロールや執行の不備を認めている。

⁶⁷ Joint Missions DG SANTE-DG MARE on Traceability and Labelling of Fishery Products
<https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/system/files/2021-03/1-3-SANTE-MARE-joint-missions.pdf>

⁶⁸ EU 一般食品法の第18条が採用しているアプローチ。日本では「入荷と出荷の記録の保存」とも呼ばれる。米トレーサビリティ法や、農林水産省「食品トレーサビリティ 実践的なマニュアル」でも採用されている。

3.3 規則の改正の動き

3.3.1 システムの見直しの動き

欧州連合では既存規制の見直し制度である REFIT(Regulatory Fitness and Performance Program)が 2012 年 12 月から立ち上げられている⁶⁹。FCS 規則を中核とする漁業コントロール政策 (Fisheries Control Policy) も、この制度の対象となった。

欧州委員会海事・漁業総局は、2015 年 12 月より、現行 FCS 規則 (規則 1224/2009) の評価を問う意見聴取 (Public Consultation) を行った。それに応じ、加盟国管轄当局、アドバイザー、EU および各国の組織・協会、環境 NGO、EU の機関などがコメントを提出した。

また欧州委員会は、第 118 条に従って加盟国によって報告されたデータや、規則第 X 編に従って実施された監査、検証、検査の結果をもとに評価を行い、2017 年 4 月 27 日に欧州議会および欧州委員会に報告書を提出した⁷⁰。

さらに 2017 年 6 月、欧州委員会は、漁業コントロール制度改正のためのイニシアティブを設置した。上記の報告書を受けて、ワークショップやセミナーを開催し、さまざまな関係者からコメントを受けている。この段階では、3つの政策オプションが示された。

- (1) オプション 1 : ベースライン (政策は変更せず、現在のルールを執行)
- (2) オプション 2 : 漁業コントロール規則の一部を改正
- (3) オプション 3 : 漁業コントロール制度を改正

さらに欧州委員会が外部機関に委託し、各政策オプションに対する影響評価を実施した⁷²。この影響評価の報告書は、2018 年 5 月 29 日に欧州議会に提出されている。

⁶⁹株式会社富士通総研(総務省委託)「欧州連合 (EU) における規制の政策評価に関する調査研究報告書」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000460726.pdf

⁷⁰ REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Implementation and evaluation of Regulation (EC) 1224/2009 establishing a Union control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy as required under Article 118 REFIT Evaluation of the impact of the fisheries regulation

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2017:192:FIN>

⁷¹ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT : Evaluation of the impact of the fisheries regulation

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=SWD%3A2017%3A134%3AFIN>

⁷² Assessment of the impacts of the policy options proposed for the Amendment of the Fishery Control System (SC1)

<https://publications.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/e0f39f5c-63b6-11e8-ab9c-01aa75ed71a1/language-en>

2023 年 9 月現在、欧州議会で、FCS 規則の改正案⁷³の検討が続けられている。2018 年 5 月の欧州委員会による提案から 5 年経過した 2023 年 5 月に、修正案が欧州理事会と欧州議会の間で暫定合意がされたと発表されており⁷⁴、2023 年 6 月の欧州議会漁業委員会で採択された⁷⁵。今後本会議で採択される見込みである。

規則案によると、改正の目的は次の 4 つである。

- 1) 共通漁業政策と他の EU の政策とのギャップを埋めること
- 2) 法的枠組みを簡素化し、不必要な行政負担を軽減すること
- 3) 漁業データおよび情報、特に漁獲データの可用性、信頼性および完全性を改善し、情報の交換および共有を可能にすること
- 4) コンプライアンスの文化の醸成や加盟国内外の運営者の平等な処遇を妨げる障害を取り除くこと。

3.3.2 改正案の概要：漁獲情報の作成・提出・伝達を中心に

以下、3.1.4 で述べた漁獲情報等の作成・提出・伝達に関する改正案における規定を示す。なお以下の文と表においては、「現行」は規則 1224/2009 の 2020 年 7 月 14 日の改正を反映したもの⁷⁶、「改正案」は 2023 年 6 月 23 日の欧州理事会と欧州議会の間で暫定合意された改正案⁷⁷をもとにしている。改正案は今後さらに修正される可能性がある。

漁業操業日誌の記入・提出（第 14 条・第 15 条）は、現行では 10m 以上の漁船の船長の義務であるが、改正案では漁船の規模に関わらず記入・提出が必要となる。また電子的な提出

⁷³ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Regulation (EC) No 1224/2009, and amending Council Regulations (EC) No 768/2005, (EC) No 1967/2006, (EC) No 1005/2008, and Regulation (EU) No 2016/1139 of the European Parliament and of the Council as regards fisheries control

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018PC0368>

⁷⁴ 欧州連合理事会プレスリリース 2023 年 5 月 31 日”Council strikes deal on new rules to combat overfishing”

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/05/31/council-strikes-deal-on-new-rules-to-combat-overfishing/>

⁷⁵ 欧州議会漁業委員会 2023 年 6 月 27 日議事録

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/PECH-PV-2023-06-27-1_EN.pdf

⁷⁶ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2009/1224/2019-08-14>

⁷⁷ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/commissions/pech/inag/2023/06-23/PECH_AG\(2023\)750109_EN.docx](https://www.europarl.europa.eu/RegData/commissions/pech/inag/2023/06-23/PECH_AG(2023)750109_EN.docx)

は 12m 以上の漁船の船長の義務であったが、改正案は漁船の規模に関わらず、電子的な提出を求める。ただし、12m 未満の漁船のためのシステムの開発を加盟国が欧州委員会に求めることができ（第 15a 条）、共通のシステムを政府側が用意し、漁業者が利用可能にする意図がうかがわれる。また提出のタイミングについても、12m 以上の漁船は毎日、かつ入港日は入港前の提出が必要であるが、12m 未満の漁船は陸揚げ前であればよい。

陸揚げ申告書（第 23 条・第 24 条）も、これまでは 10m 以上の漁船の義務であり、電子的な提出は 12m 以上の漁船の義務であったが、改正案ではすべての漁船（船長または代理人）が電子的に記入・提出することになる。

また漁業操業日誌・陸揚げ申告書ともに、新たに漁業航海固有識別番号（Unique fishing trip identifier）⁷⁸が記録される。

改正案では、「漁船によらない漁業」⁷⁹に対するコントロールも明記されている（第 54d 条）。漁船ではないので漁業操業日誌や陸揚げ申告書の義務の対象ではないが、魚種と漁獲水域のコード、漁獲日、漁具、漁獲数量等の情報を、漁業活動開始から 24 時間以内に、電子的に提出する必要がある。漁獲漁船の場合は「漁業航海固有識別番号」「漁船名やその ID」が記録されるが、漁船によらない漁業に由来する漁獲物においては、それらに代わり、漁業日識別番号（a unique fishing day identification number）や自然人や法人を識別するための漁業免許またはその他登録システムの番号を記録する。

なお遊漁の漁獲物の販売はもともと禁止されている（現行 第 55 条 2。改正案第 55 条 2）。

⁷⁸ 以下の資料によると、スペインでは、この漁業航海固有識別番号が 2015 年から採用されている。

<https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/system/files/2021-03/1-4-SPAIN-National-traceability-tools.pdf>

⁷⁹ 漁船によらない漁業（Fishing without a vessel）の定義は以下のとおり。「採貝、潜水漁、氷上漁、海岸からの漁、徒歩による漁のように、漁獲漁船（catching vessel）を使用せずに海洋生物資源を漁獲または収獲する、海洋生物資源の商業的利用のための活動」

表 3.3.1 FCS 規則の漁業操業日誌と陸揚げ申告に関わる条項の改正案

	現行	改正案
第 14 条 漁業操業日誌の記入	・10m 以上の漁船の船長が漁業操業日誌に記入すること。 ・魚種、漁獲水域、漁獲日、漁具、各魚種の推定生体重量等を記録。 ・1 魚種の推定漁獲量が 50kg 未満であれば、漁業操業日誌に記録不要。	・漁船の船長（漁船の規模によらず）が電子的に漁業操業日誌に記入すること。 ・魚種、漁獲水域、漁獲日、漁具、各魚種の推定生体重量等とともに漁業航海固有識別番号を記録。 （1 魚種の推定漁獲量 50kg 未満の適用除外は削除）
第 15 条 漁獲操業日誌の電子的な提出	・12m 以上の漁船の船長は、漁業操業日誌のデータを電子的手段で、1 日 1 回以上、提出すること。入港する前に送信すること。	・（漁船規模に関わらず）漁船の船長は、漁業操業日誌のデータを電子的手段で、1 日 1 回以上、提出すること。最後の操業の後かつ入港する前に送信すること。 ・ただし 12m 未満の漁船の船長による提出は、最後の操業の後かつ陸揚げ前でよい。
第 15a 条 12m 未満漁船のための電子的漁業操業日誌とその他のシステム	（新設）	・加盟国が要請した場合、欧州委員会は 12m 未満の漁船のための電子的漁業操業日誌のシステムを開発する。
第 23-24 条 陸揚げ申告書の記入・提出	・10m 以上の漁船の船長またはその代理人は陸揚げ申告書を記入し、陸揚げ完了後 48 時間以内に、旗国（陸揚げ地が他の加盟国である場合はその国）の当局に提出すること。 ・陸揚げ申告書には、漁船 ID・名称、魚種と海域のコード、魚種ごと・製品形態ごとの重量、陸揚げ港等を記載。 ・12m 以上の漁船の船長またはその代理人は、陸揚げ完了後 24 時間以内に、陸揚げ申告書を電子的に提出。	・（漁船規模に関わらず）漁船の船長またはその代理人は、電子的な陸揚げ申告書を記入すること。 ・陸揚げ申告書には、漁業航海固有識別番号、漁船 ID・名称、魚種と海域のコード、魚種ごと・製品形態ごとの重量、陸揚げ港等を記載。 ・漁船の船長またはその代理人は、陸揚げ完了後 24 時間以内に、陸揚げ申告書を電子的に提出すること。

販売記録の作成・提出

オークションセンターと登録購入者の役割である販売記録の作成・提出については、改正案において、売上規模に関わらず電子的に作成し提出するよう義務付けられる。現行規則では・年間売上高が 20 万ユーロ以上の事業者には 24 時間以内での送信が必要だったが、売上規模に関わらず 48 時間以内となった（表 3.3.2）。

販売記録に記録する情報項目（表 3.3.3）については、大きな変更はないが、新たに漁業航海固有識別番号（漁船によらない漁業の場合は別の識別記号）や、計量者の名称または ID が追加された。

表 3.3.2 FCS 規則の販売記録に関わる条項の改正案

	現行	改正案
第 59 条 製品の最初の販売	・欧州加盟国は、すべての漁業製品の最初の販売または登録が、オークションセンターで、または登録購入者が生産者組織に対して行われるよう、確保すること ・登録購入者は、加盟国の管轄当局による登録を受けることが必要 ・ただし私的な消費のために販売される 30kg 以内の製品は第 59 条の適用を免除	（第 59 条 1 と 2 は変更なし） ・ただし、私的な消費のために販売される消費者 1 名・1 日あたり 10kg 以内の製品は第 59 条の適用を免除
第 62 条 販売記録の記入と提出	・漁業製品の最初の販売における年間売上高が 20 万ユーロ未満のオークション・登録購入者等は、最初の販売から 48 時間以内に、可能であれば電子的な手段で、加盟国の管轄当局に対し、販売記録を提出すること。	・ （売上規模に関わらず） オークション・登録購入者等は、第 64 条(1)の情報を電子的な手段で記録し、加盟国の管轄当局に対し、それらの情報を含む販売記録を電子的な手段で、48 時間以内に提出すること。
第 63 条 販売記録データの電子的な作成と送信	・年間売上高が 20 万ユーロ以上であるオークション・登録購入者等は、販売記録を電子的に記録し、最初の販売の完了後 24 時間以内に、加盟国の管轄当局に電子的手段により送信すること。	（削除）

表 3.3.3 FCS 規則の販売記録の内容に関わる条項の改正案

	現行	改正案
第 64 条 販売記録 の内容	(a) 関連する製品を陸揚げした漁船の外部識別番号及び名前 (b) 陸揚げ港及び陸揚げ日 (c) 漁船の事業者又は船長の名前及び異なる場合は販売者の名前 (d) 購入者の名前及びその VAT 番号、納税者番号又はその他の一意識別子 (e) 各魚種の FAO の 3 文字コード、および漁獲実施に関連する地理的地域 (f) 製品の体裁 (presentation) の種類ごとに分類した、各魚種の製品重量 (kg)、又は適切な場合は個体数 (g) 流通規格の対象となるすべての製品に関し、適切な場合は個々のサイズ又は重量、グレード、体裁 (presentation) 及び生鮮性 (h) 適切な場合は、規則(EU) No 1379/2013 の第 30 条に従い、漁業製品の貯蔵のために、市場から回収した製品を運ぶ目的地 (ha) 適切な場合は、適用される最小保存基準サイズを下回る、正味重量で表示される重量 (キログラム) 又は個体数及びその用途 (i) 販売場所及び販売日 (j) 可能な場合は、請求書の照会番号及び日付並びに適切な場合は販売契約書 (k) 該当する場合は第 66 条に定める引継申告書又は第 68 条に定める輸送書類関連事項 (l) 価格	(a) 漁業航海固有識別番号 (a1) 漁船の識別番号(CFR 番号またはその他の番号)及び名前 (a2) 陸揚げ港または場所、及び陸揚げ完了日 (b) 漁船の事業者又は船長の名前及び異なる場合は販売者の名前 (c) 購入者の名前及びその VAT 番号、納税者番号又はその他の一意識別子 (d) 各魚種の FAO の 3 文字コード、および漁獲実施に関連する地理的地域 (e) 製品の体裁 (presentation) の種類ごと・加工状態ごとに分類した、各魚種の製品重量 (kg)、又は適切な場合は個体数 (f) 共通流通規格の対象となるすべての製品に関し、適切な場合は個々のサイズ又は重量、グレード、体裁 (presentation) 及び生鮮性 (g) 最小保存基準サイズ未満の水産物については、正味重量(kg)、または適切な場合には個体数。 (h)計量者の名称または ID (i) 販売場所及び販売日 (j) 可能な場合は、請求書の照会番号及び日付並びに適切な場合は販売契約書 (k) 該当する場合は第 66 条に定める引継申告書又は第 68 条に定める輸送書類関連事項 (l) 価格 (税抜き) と通貨 (m) 利用可能な場合、水産物の用途 (人間の消費、動物副産物としての使用など) ※漁船によらない漁業の場合には、上記(a)(b)に代えて、第 54d 条(2)が定める固有識別番号と固有漁獲日識別番号とする。

トレーサビリティ

現行規則では、ロットという言葉に「同じ海域・同じ漁船」といった特別な条件があった。このため、「最初の販売」の後の加工・流通の段階でロットの統合が発生すると、統合後は「ロット」とは呼べないかの混乱を与えていた。改正案では、「ロット」という用語を「漁業・養殖製品の単位の一群 (a batch)」という一般的な定義にした。そして第 56a 条で 1 つのロットにできる条件を示した。

ロットの供給元・供給先の記録を要求する第 58 条 4 は、改正案では、事業者のシステムおよび手順の整備状況をチェックすることになった。

表 3.3.4 FCS 規則のトレーサビリティに関わる条項の改正案①

	現行	改正案
用語「ロット」の定義とロット形成のルール	・ロット：同じ形態 (presentation) で、同じ海域・同じ漁船か漁船グループ、または同じ養殖生産単位から得られる、特定の種の漁業・養殖製品の数量 (第 3 条 20) ・加盟国は、漁業・養殖製品が最初の販売の前にロットになるよう確保する (第 56 条 3)	・ロット：漁業・養殖製品の単位の一群 (a batch) (第 3 条 20) ・市場に出す前にロットにすること (第 56a 条 1) ・貿易品目分類 3 類に該当する製品の場合、1 つのロットは、同じ形態で、同じ海域・同じ漁船か漁船グループ、または同じ養殖生産単位から得られる、単一の種の漁業・養殖製品のみを含むこと (第 56a 条 2) ・新しく作成するロットの第 58 条(5)の情報を提供し、元のロットとその数量の情報を保存し提供可能にすることが必要 (第 56a 条 5)。
トレーサビリティ (第 58 条 1)	・漁業および養殖製品すべてのロットは、漁獲または収獲から小売段階に至るまで、生産・加工・流通のすべての段階で追跡可能であること。	・漁業および養殖製品は事業者によってロットに分けられ、漁獲または収獲から小売段階に至るまで、生産・加工・流通のすべての段階で追跡可能であること。
ロットへのマーキング	・各ロットのトレーサビリティを確保するために、ロットに適切な表示をすること (第 58 条 2)。	・各ロットのトレーサビリティを確保するために、ロットに適切なマークをつけること (第 58 条 3)
ロットの供給元・供給先の記録 (第 58 条 4)	・加盟国は、事業者が漁業および養殖製品のロットの供給元および供給先を特定するためのシステムおよび手順を整備することを確保すること。この情報は、要求に応じて管轄当局に提出されること。	・加盟国は、事業者が漁業および養殖製品のロットの供給元および供給先を特定するためのシステムおよび手順を整備していることをチェックすること。この情報は、要求に応じて管轄当局に提出されること。
消費者への直売 (第 58 条 7)	・漁船から消費者に直接販売される少量の製品は、1 日あたり 50 ユーロまで免除	・漁船等から消費者に直接販売される少量の製品は、10kg まで免除

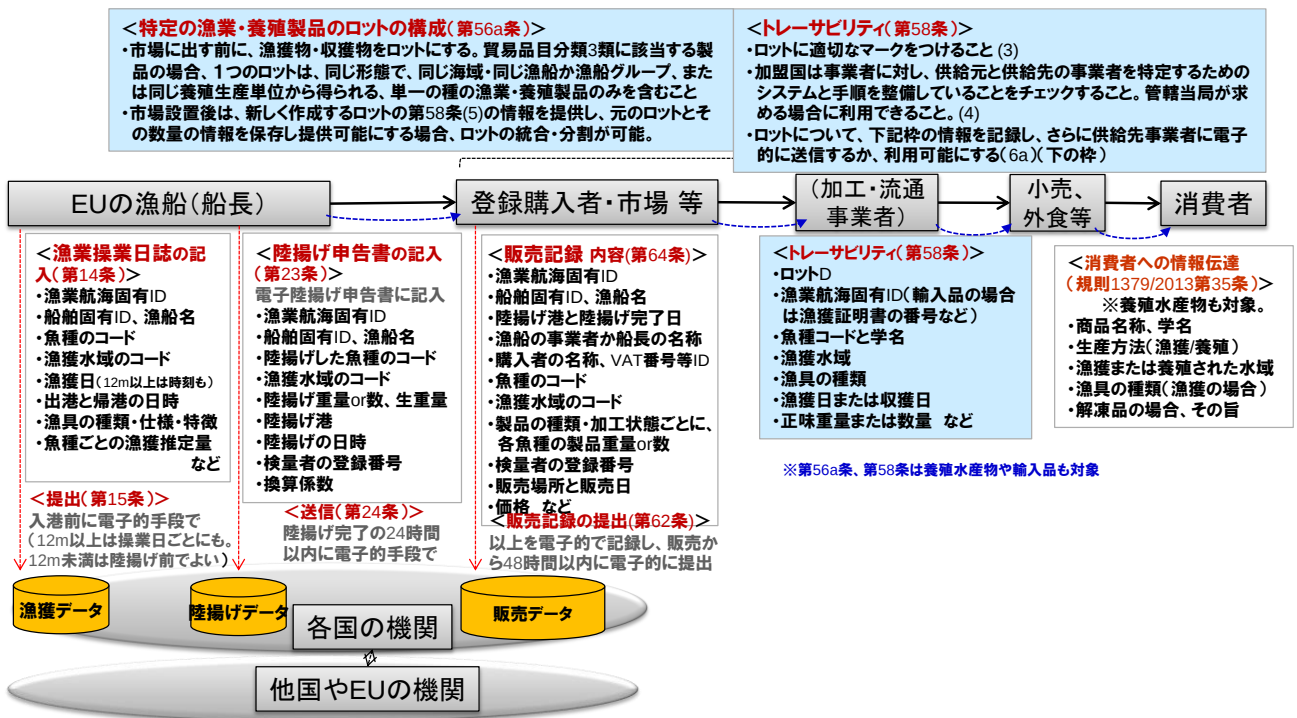
改正案では、ロットに関する情報（第 58 条 5）を、供給先および管轄当局にデジタルな方法で利用可能にすることを求める（第 58 条 6a）。現行規則では情報をラベルまたは伝票で取引先に伝達する必要があったが、改正案では供給先（と、求められた場合には管轄当局）にとり利用可能にすればよい。具体的には、インターネット上のサーバに情報を保存し検索可能にし、供給先に検索してもらう方法でもよいと考えられる。

第 58 条 5 の情報項目は、改正案では漁業航海固有識別番号が求められるかわりに、漁船の ID と名前は必要なくなる。また第 58 条 5 の情報項目が必要なのは貿易品目分類第 3 類の場合と限定される。ただし輸入品にも同等の情報が必要である。貿易品目コードが 1604 または 1605 で始まる水産調製品、および 121221 で始まる製品（食用の海藻製品）の場合は、欧州委員会が今後、実行可能なシステムを研究し、改正後 5 年後までに詳細なルールを示すことになった（第 58 条 7a）。また第 3 類であっても、多数の魚種を含むロットや、ロットの統合・分割が行われたあとのロットのトレーサビリティ要求事項について、欧州委員会が別途ルールを示すとしている（第 58 条 8(d)）。

表 3.3.5 FCS 規則のトレーサビリティに関わる条項の改正②

	現行	改正案
情報伝達の方法	第 58 条 5 の情報をラベルまたは伝票によって伝達すること（実施規則第 67 条 5）	貿易品目分類第 3 類の製品の場合、第 58 条 5 の情報を記録し、 デジタルな方法で供給先事業者 に、および求めがあれば 管轄当局に利用可能にすること 。（第 58 条 6a）
ロットについて記録・伝達する情報（第 58 条 5）	(a) 各ロットの識別番号 (b) 漁船の外部識別番号及び名称又は養殖生産単位の名称 (c) 各魚種の FAO の 3 文字コード (d) 漁獲日又は生産日 (e) 正味重量で表示される各魚種の重量又は適切な場合は個体数 (ea) 最低保全基準サイズの製品がロットに含まれる場合、各重量または個体数 (f) 供給者の名前及び住所 (g) 規則 1379/2013 の第 35 条に定める消費者情報（水域、漁具など）	(a) 各ロットの識別番号 (b) そのロットに含まれる製品の 漁業航海固有識別番号または固有漁業日識別番号 。養殖の場合は 名称と登録番号 。輸入の場合、 漁業製品なら漁船の IMO 番号等の識別記号と漁獲証明書番号、養殖製品なら養殖生産単位の名称 (c) 各魚種の FAO の 3 文字コードと 学名 (d) 漁獲水域（規則 1379/2013 に対応） (e) （漁業製品のみ）漁具のカテゴリ（同上） (f) 漁獲日（養殖製品の場合は収獲日） (g) 正味重量で表示される各魚種の重量又は適切な場合は個体数 (h) 最低保全基準サイズの製品がロットに含まれる場合、各重量または個体数 (i) 共通販売規格の適用対象製品である場合、その規格が求める情報

図 3.3.1 FCS 規則改正案による記録の作成・提出・伝達



注) 欧州理事会と欧州議会との暫定合意(2023年6月23日)における改正案をもとに食品需給研究センターにて作図。

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/commissions/pech/inag/2023/06-23/PECH_AG\(2023\)750109_EN.docx](https://www.europarl.europa.eu/RegData/commissions/pech/inag/2023/06-23/PECH_AG(2023)750109_EN.docx)

報告書別添 1 EU 加盟国の大西洋クロマグロの漁獲・養殖の概要

2021 年の ICCAT の統計によると、EU 加盟国のクロマグロの漁獲量は 19,147 トン。これには、活魚として捕獲され、養殖場に生簀で養殖される（成魚を半年程度養殖する場合と、幼魚を数年養殖する場合がある）ものと、鮮魚等として流通するものの両方が含まれる。まき網と定置網（trap。スペインの伝統漁法「アルマドラバ」など）による漁獲が養殖に回り、そのほかが鮮魚等として流通していると考えられる。

漁獲量が 6,182 トンと最も多いスペインは、まき網漁船が地中海で、また定置網がジブラルタル海峡付近で漁獲する。養殖は、成魚を数か月養殖するタイプが多い。ベイトボートやはえ縄での漁獲もある。

フランスはまき網での漁獲が最も多いが、養殖場はなく、他国の養殖場に向かう。はえ縄・ベイトボート・トロール網での漁獲もある。

2021 年のクロマグロ養殖への投入は 24,777 トンと計画されている。EU 以外の地中海沿岸国からもクロマグロを受け入れている。

表 A1.1 EU 加盟国の漁具別の大西洋クロマグロ漁獲量（トン）（2021 年）

	総計	Cyprus	Spain	France	Greece	Croatia	Italy	Malta	Portugal	Denmark	Ireland
合計	19,147	169	6,182	5,848	327	907	4,699	382	614	3	16
まき網	12,646	95	2,973	4,694		818	3,872	194			
定置網	2,623		1,990				243		390		
はえ縄	1,742	74	54	533	275	5	562	185	54		
ベイトボート	1,111		870	226					15		
手釣り	533		243		51	84			155		
トロール網	347			330						1	16
ロッドとリール	76			50			21	3	0	2	
トローリングライン	56		53	3							
銛	4			4							
トランメルネット	0			0							
刺し網	0			0							
その他・不明	9			8	1						

出典) ICCAT のデータを集計

表 A1.2 EU 加盟国の大西洋クロマグロの養殖場収容可能量・投入量（トン）

	総計	Cyprus	Spain	France	Greece	Croatia	Italy	Malta	Portugal
収容可能量	49,732	3,000	11,852	—	2,100	7,880	12,600	12,300	500
養殖への投入	24,777	2,195	6,850	—	785	2,947	3,214	8,786	350

注) 2021 年の EU の操業計画書による。

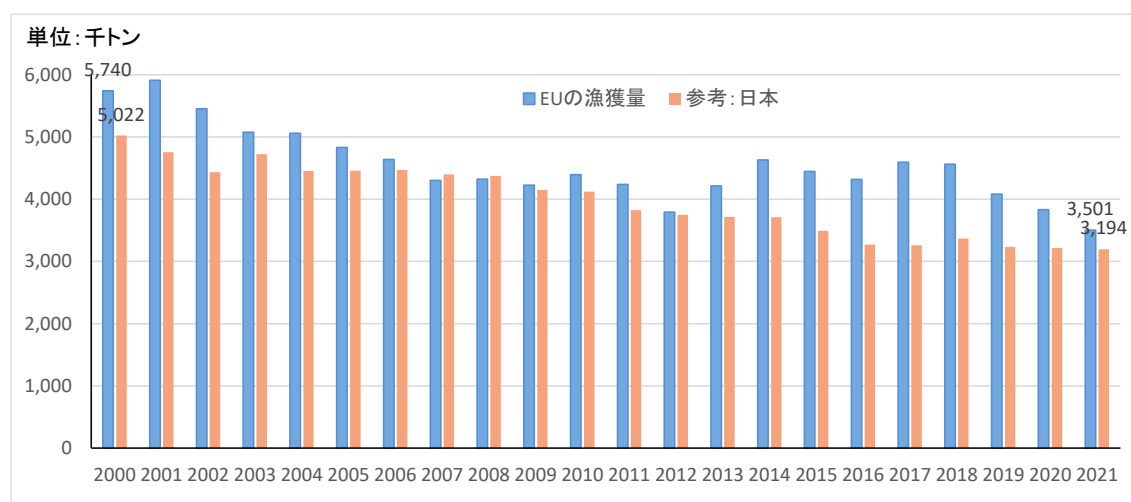
報告書別添 2 EU の漁業と水産資源管理

EU の漁業コントロールシステムの背景として、EU の漁業と水産資源管理について情報を整理する。

* EU の漁業生産の推移

EU 全体の 2021 年の漁獲量は 3,501 千トン。2021 年の日本の漁獲量 3,194 千トンと似た規模である。日本の漁獲量は減少傾向にあるが、EU も波はあるものの減少傾向にある。

図 A2.1 EU および日本の漁獲量の推移



注) 2021 年時点の EU 加盟国の漁獲量の合計。英国は 2020 年 1 月に EU を離脱しているが、このグラフでは離脱以前も英国を合計から除いている。

出典: Eurostat” Fisheries - catches and landings” (2023 年 9 月取得)

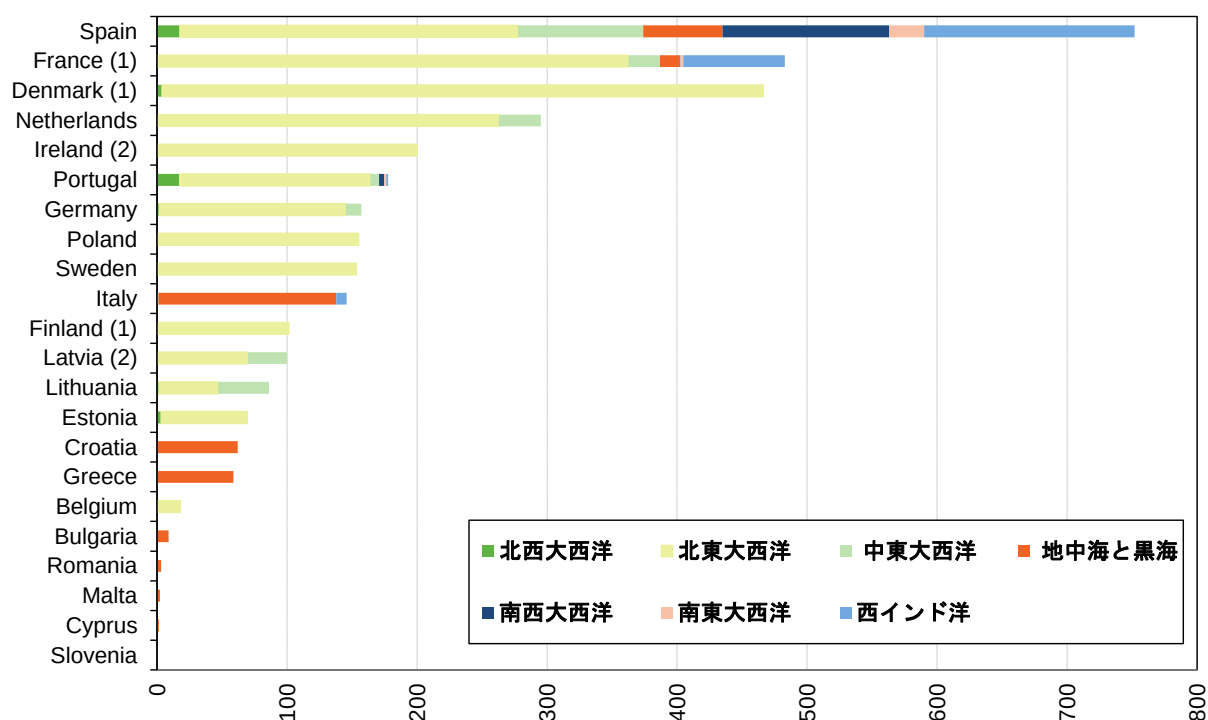
https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Fisheries_-_catches_and_landings

日本の漁獲量は海面漁業生産統計調査による。

* EU 加盟国の漁獲水域別の漁獲量

EU のなかで漁獲量が最も多いのはスペインで 752 千トン（2021 年・生体重換算。以下同じ）で、フランス 483 千トン、デンマーク 466 千トン、オランダ 295 千トンと続く。漁獲水域としては北東大西洋（北海を含んでいる）が最も多く 69.8%、次いで「地中海と黒海」10.0%、中東大西洋 7.1%である。フランス・デンマーク・オランダ等が北東大西洋を中心としているのに対し、スペインは西インド洋、南西大西洋、地中海などでも漁獲を行っている。イタリアは主に地中海を漁獲水域としている。

図 A2.2 EU 加盟国の海面での水域別漁獲量（単位：千トン）（2021 年、生体重換算）



(1) 仮の値 (2) 推定値

出典: Eurostat (online data code: fish_ca_main)

＊EU 加盟国の漁船数

漁船の数を見ると、スペインを旗国とする漁船が 8,730 隻あり、24m 以上の大規模な漁船も多い。地中海を主たる漁獲水域とするイタリアは、漁船の数では 12,179 隻とスペインより多く、その多くは 10m 未満であるが、15m 以上の漁船も少なくない。

表 A2.1 EU 加盟国の漁船数（2021 年。旗国別・漁船の全長区分別）

	合計	10m未満	10m以上 15m未満	15m以上 24m未満	24m以上
EU 合計	74,556	58,895	8,825	4,461	2,375
Spain	8,730	5,774	1,291	986	679
Denmark	1,971	1,529	196	183	63
France	6,229	4,443	1,103	485	198
Italy	12,179	7,786	2,931	1,145	317
その他	45,447	39,363	3,304	1,662	1,118

＊陸揚げ量と陸揚げ金額

表 A2.2 に国別の陸揚げ量を示す。スペインはマグロ・カツオ・カジキ類の陸揚げが 276 千トン（39%）、タラ・メルルーサ・ハドック類 133 千トン（19%）と多い。デンマークは 641 千トンのうちニシン・イワシ・アンチョビ類が 302 千トンと 47%を占める。

金額でみると（表 A2.3）、スペイン 1,780 百万ユーロ、フランス 821 百万ユーロ、イタリア 766 百万ユーロの順となる。フランスとイタリアは、「貝類、甲殻類、タコ・イカ類」の金額がそれぞれ 41%、48%を占める。

表 A2.2 EU 加盟国の国別・魚種区分別の陸揚げ量（2021 年、単位：千トン）

	Spain		Denmark		France		Italy		参考：Norway	
水産物全般	700	100%	641	100%	285	100%	145	100%	2,023	100%
カレイ・オヒョウ・ヒラメ類	11	2%	21	3%	11	4%	3	2%	18	1%
タラ・メルルーサ・ハドック類	133	19%	148	23%	35	12%	8	5%	743	37%
その他の沿岸魚	16	2%	99	15%	12	4%	14	9%	135	7%
その他の底魚	18	3%	7	1%	21	7%	5	3%	53	3%
ニシン・イワシ・アンチョビ類	85	12%	302	47%	25	9%	40	27%	599	30%
マグロ・カツオ・カジキ類	276	39%	0	0%	9	3%	17	11%	0	0%
その他の浮魚	81	12%	16	2%	11	4%	4	3%	413	20%
サメ・エイ・ギンザメ類	27	4%	0	0%	14	5%	1	1%	2	0%
貝類、甲殻類、タコ・イカ類	50	7%	47	7%	90	32%	54	37%	49	2%
水生植物	3	0%	0	0%	56	20%	–		–	

注）重量は陸揚げ時の重量。船内加工される場合は加工後の重量。

陸揚げされた港の国によって集計されており、当該国以外の旗国（EU 以外も含む）の漁船による陸揚げも含む。（逆に、その国の漁船が別の国で陸揚げしたものは含んでいない）

出典）Eurostat

表 A2.3 EU 加盟国の国別・魚種区分別の陸揚げ金額（2021 年、単位：百万ユーロ）

	Spain		Denmark		France		Italy		参考：Norway	
水産物全般	1,780	100%	425	100%	821	100%	766	100%	2,401	100%
カレイ・オヒョウ・ヒラメ類	55	3%	64	15%	99	12%	27	4%	58	2%
タラ・メルルーサ・ハドック類	311	17%	88	21%	80	10%	48	6%	1,095	46%
その他の沿岸魚	73	4%	35	8%	93	11%	83	11%	77	3%
その他の底魚	84	5%	17	4%	90	11%	33	4%	56	2%
ニシン・イワシ・アンチョビ類	123	7%	122	29%	21	3%	92	12%	383	16%
マグロ・カツオ・カジキ類	626	35%	0	0%	48	6%	83	11%	1	0%
その他の浮魚	94	5%	23	5%	23	3%	17	2%	471	20%
サメ・エイ・ギンザメ類	56	3%	0	0%	22	3%	5	1%	0	0%
貝類、甲殻類、タコ・イカ類	346	19%	74	17%	334	41%	371	48%	253	11%
水生植物	1	0%	-		2	0%	–		–	

出典）表 A2.2 と同じ。

* EU における水産資源管理

EU においては、ほとんどの商業用水産資源に TAC（漁獲可能量）が設定されている⁸⁰。

諮問機関から資源状況に関する科学的な助言を受け、非 EU 加盟国との間で共有する水産資源について合意を得て TAC を決定する。そして欧州委員会は加盟国別の TAC を EU 理事会に提案する。EU 理事会はこの提案について、欧州議会の意見や修正を踏まえたうえで、最終的に TAC を決定する。続いて各加盟国は、国内漁業に対する TAC の配分方法を定める。国や魚種にもよるが政府から直接、または生産者団体を通じて（あるいは生産者団体やギルドが調整して）漁獲割当（IQ または ITQ）として配分される。⁸¹

EU は、1983 年の共通漁業政策の策定以降、加盟国の排他的経済水域を EU 共通の水域として管理している。水産資源管理の手法として、EU においても漁業許可の制限、網のサイズ、漁獲できる水域・時期の制限（input control）等も行われているが、TAC や IQ/ITQ といった output control が重視されていると言える。

TAC や IQ/ITQ による水産資源管理を達成するには、各国が各漁船の漁獲量を把握する必要がある。それとともに、無報告のまま漁獲物が流通するのを抑制する必要がある。それとともに、無報告漁獲物の流通が発覚した場合には、調査や制裁を科すことも重要である。

これが EU 漁業コントロールシステムにおいて、漁獲量や陸揚げ量の把握や、小売・外食までの加工・流通段階でトレーサビリティが求められる背景となっている。

⁸⁰ https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/fisheries/rules/fishing-quotas_en

⁸¹ 半沢祐大（2022）EU 加盟国の共同管理における（譲渡性）漁獲割当方式の運用
https://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/bull/bull51/Bull_FRA51-01.pdf

報告書別添3 中泉氏からのヒアリング結果概要

A3.1 欧州の漁港における販売記録提出の背景

- ・欧州の漁港は、ある程度の規模をもつ”Commercial port と、規模の小さな Artisanal port の2つに分かれる。Artisanal は「土着の」「職人的」の意味。
- ・ Commercial port では、地域の商工会議所や第三セクターが港湾管理者（Port Authority）となり、独立採算で経営している。荷受・セリ売の事業は、港湾管理者が直接実施する場合、企業に任せる場合、生産者組合が行う場合などがある。港を利用する事業者から得るテナント料・利用料は重要な収入源となるので、港湾管理者は利用者の売上をはっきりと把握する立場にある。
- ・一般的に、Commercial port のオークションからは、陸揚げされた水産物の販売記録を収集できていると考えられる。
- ・ほかの港湾との競合関係があるので、セリの電子化や、バイヤーや漁船との情報伝達の電子化は、ビジネス上メリットがあると判断されれば（投資が必要でも）進みやすい。

A3.2 漁業者からレストランや消費者等への直接販売の実態について

- ・一方、Artisanal port には市場（Auction Center）はない。陸揚げ量は少ないが、漁業者が自家消費するほか、地元の住民に直接売って少額の収入を得ている。少量だが、漁港ではない場所（landing place）で揚がるものもある。こうした陸揚げ量を政府当局が把握しているとは考えにくい。

（現地で見聞いた例（2017年～2023年））

- ・英国シェトランド諸島にある、3つの港以外の landing place で陸揚げされたもの
- ・ノルウェー・オールスン島における、岸壁での漁船から観光客への販売
- ・スペインの漁港における市場（Auction Center）を通さない漁業者からの販売
- ・スペインの Artisanal port（多く存在する）における、漁業者から地元住民への販売
- ・ポルトガルの小さな港や浜で陸揚げされたもの

A3.3 産地市場以降の加工・流通段階のトレーサビリティについて

- ・浮魚と底魚とで分けて考えるべき。デンマークの場合を例にとると、浮魚（ニシン、サバなど）は市場（Auction Center）で陸揚げせず、漁船から直接加工場へフィッシュポンプで陸揚げされる。加工業者が（日本の商社に売る場合にはバイヤーが加工場で）ロット別にトレーサビリティ関連情報を把握している。漁船と加工業者との取引には、相対取引する場合と、ノルウェー浮魚漁業販売組合 Norges Sildesalgslag による仮想市場（電子入札）で取引する場合がある。相対取引の場合には、加工業者に販売記録の提出義務がある。

[illegible]

デンマークの加工業者が漁船から直接購入した場合に提出する販売記録の様式。2019 年 5 月に中泉氏が収集。加工業者は水産当局の web サイトにアクセスし、指定の様式に漁獲や販売に関する情報を入力する。この画像には第三者に提供可能な情報のみが出力されており、価格、漁業操業日誌番号などはブランクになっている。

- ・底魚は市場で取引されたあと、バイヤーが、例えばフランスやドイツの顧客（加工場や流通センター）に持っていく。顧客はあらかじめ決めているように見受けられ、その場合は、バイヤーと顧客との間で、情報が電子的に伝達しやすいと考えられる。
- ・デンマークの浮魚の加工場に限らず、入荷した魚を自分の処理場で一次処理して箱詰めする場合には、自社が手をかけているので、トレーサビリティをやっているのではないかと考えられる。
- ・一方、パリ・ランジスやミラノの卸売市場（2018 年 11 月訪問）で、魚が箱入り・ラベル付で入荷し、処理することなく別の箱に詰め替えて販売する場合には、不特定多数の業者がいて取引しており、電子的な情報伝達手段の準備がなく、履歴情報の伝達が切れてしまうのではないかと。ミラノ市場のある卸売業者の担当者が、入荷した箱のラベルのバーコードを端末で読み取って記録し、小分けして売り渡す箱に付すラベルを発行する様子を見せてくれたが、まだ一般的ではないようだった。
- ・デンマークのハンストホルムの市場にある水産物輸出業者協会（fish exporters' association、

地域ごとに協会があり、全国組織もある）との面談では、「自分たちは水産物の品質を保ち評価して情報をつけて出荷するのだが、情報が消費者に行っていない。ここだけではなく、欧州全体の大きな問題だ」（2019年5月）との懸念が表明された。

- ・産地のバイヤーが顧客に漁獲情報を伝達するには、オークションからバイヤーへの電子データが必要。電子セリの後、バイヤーへの請求書・販売通知書や生産（漁船）への仕切書は紙媒体で市場の箱に投函またはPDFを電子メールで送付しているのが一般的であった。しかし最近の英国の市場（ブリクサム、シェトランド）での調査では、バイヤーが購入情報を再構築して顧客に情報伝達できるように、ウェブサイトから電子データをダウンロードできるようにシステムを改良していた。